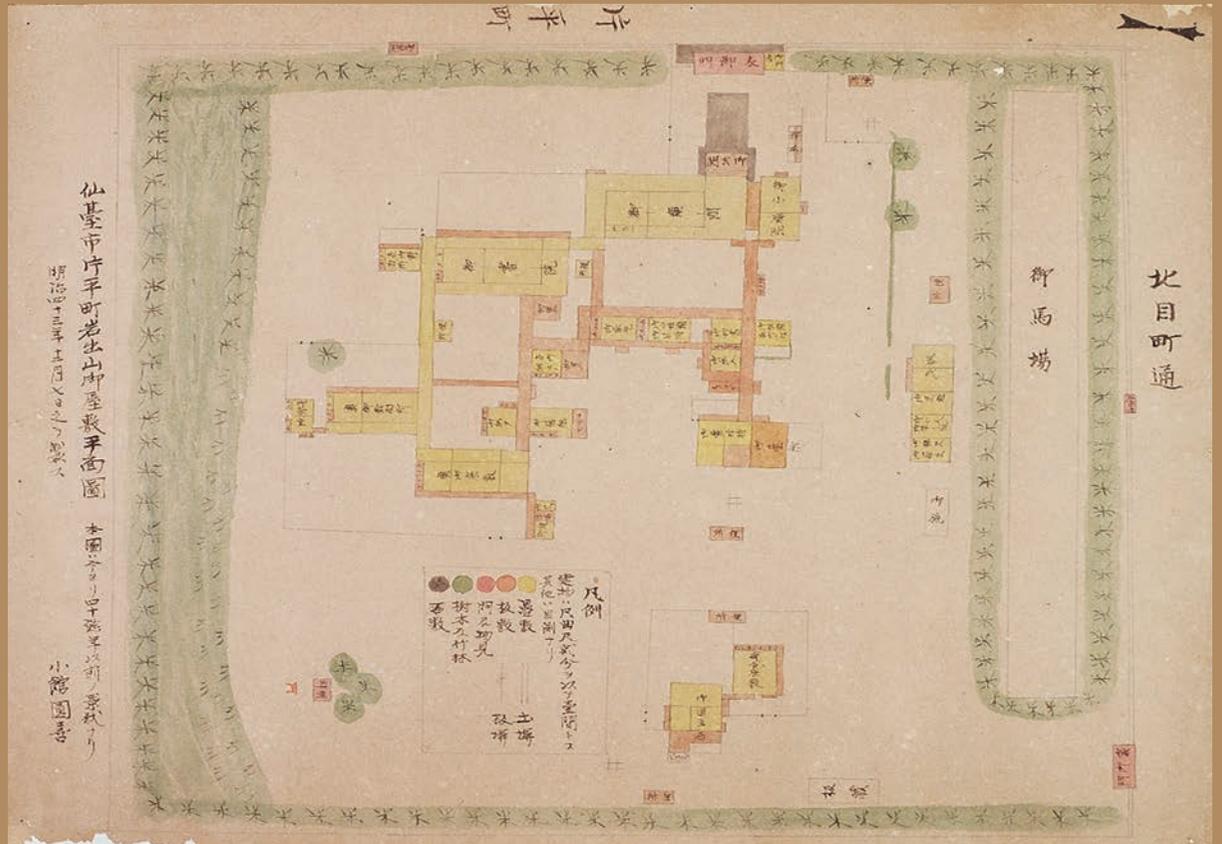


東北アジア研究センター叢書 第53号

岩出山伊達家の戊辰戦争

—吾妻家文書「奉宿若御用留」を読む—

友田 昌宏 菊地 優子 高橋 盛 編著



〔表紙写真〕 小館圓喜作成の岩出山伊達家仙台屋敷の絵図
(大崎市岩出山小館亨氏所蔵)

東北アジア研究センター叢書 第53号

岩出山伊達家の戊辰戦争

——吾妻家文書「奉宿若御用留」を読む——

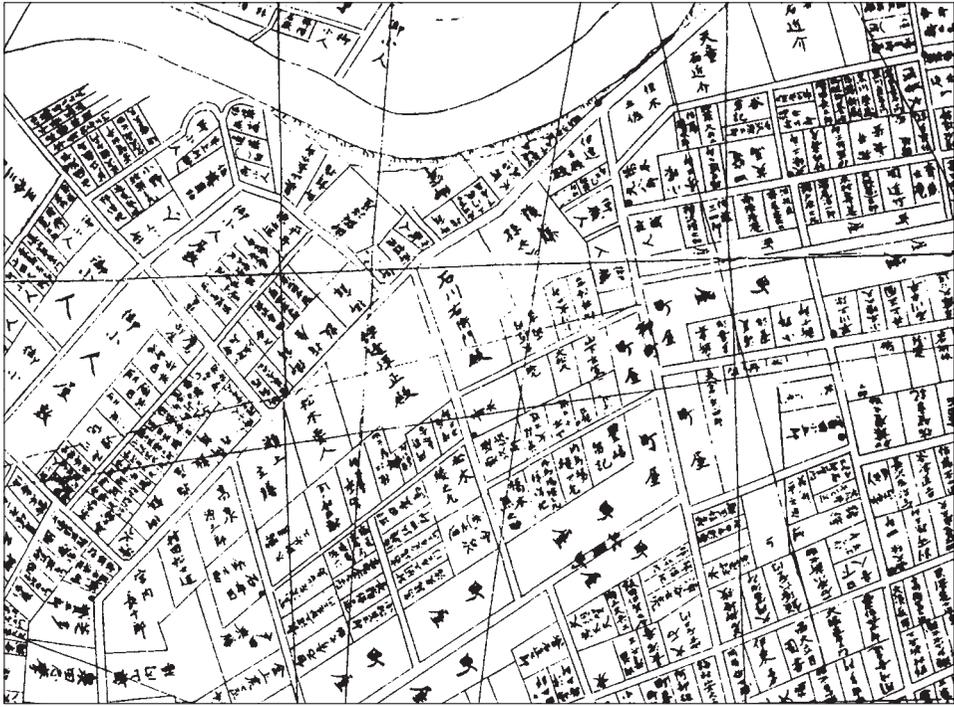
友田昌宏 菊地優子 高橋 盛 編著



田代番所跡（宮城県加美郡加美町）



寒風沢番所跡（宮城県加美郡加美町）



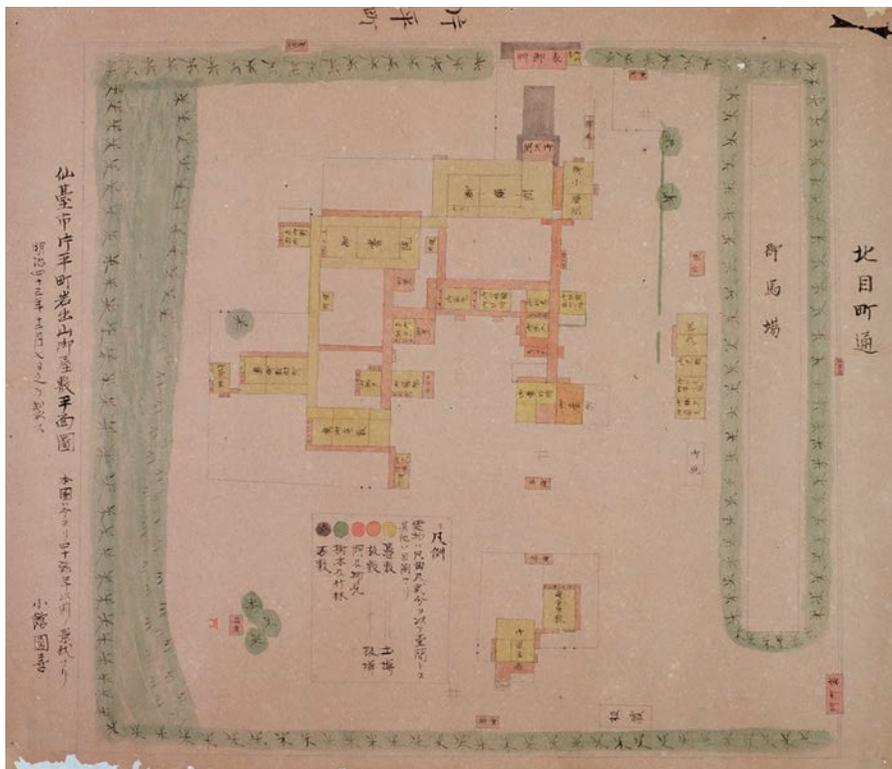
「安政補正改革仙府絵図」に見る岩出山伊達家の仙台屋敷の位置
(高倉淳・吉岡一男編『絵図・地図で見る仙台』〈今野出版、2005年〉より)



後藤孫兵衛（充康）の墓

(宮城県遠田郡美里町皎善寺)

- ・岩出山伊達家の仙台屋敷の北東2軒隣りに屋敷を構え、宿老として奉行からの通達を一門に伝えた。



小館圓喜作成の岩出山伊達家仙臺屋敷の絵図（大崎市岩出山小館亨氏所蔵）



岩出山の伊達弾正の名にちなむ
彈正横丁を示す標識

◇ 目 次

| | |
|---------------------------|-----|
| 口絵写真 | 1 |
| はしがき | 7 |
| 解 題 | 13 |
| 1、岩出山伊達家および吾妻家について | 13 |
| 2、「奉宿若御用留」にみる一門への藩命伝達システム | 15 |
| 3、戊辰戦争と岩出山伊達家 | 18 |
| 史 料 「奉宿若御用留」 | 25 |
| 凡 例 | 25 |
| 史料本文 | 26 |
| 註 | 104 |

はしがき

岩出山古文書を読む会会長

菊 地 優 子

当岩出山古文書を読む会は、今年結成三五周年を迎える大崎市岩出山に拠点を置く社会教育団体です。現在の会員数は賛助会員を含めて約五〇人、そのうち四六人が初級・中級の古文書講座で学んでいます。会員数を「約」で表したのは、一年のうちに何人もの新会員を迎え、一方で事情により退会・休会する人も同数くらいいるため、現在の正確な会員数が分かりにくいのです。このところ二か月に一人ほど入会申し込みがあり、常に新人を迎え入れています。実際に本日も入会について問い合わせの電話がありました。

このような状況は、会意が激減して悩んでいた少し前頃には考えられないことでした。入会希望者の増加の一因には平成の市町村合併があります。長く岩出山町公民館を拠点にして古文書を学ぶ学習を行ってきた当会ですが、合併によって情報が広がり、大崎市内だけではなく加美・遠田郡などからも入会希望者が増え、現在では多賀城市・登米市・仙台市・栗原市から通って来る会員もおります。さらに東日本大震災後、文化財の被災や古文書レスキューの話題がテレビや新聞で取り上げられてから、古文書に対する関心が湧き、地域の歴史や文化を学びたいと考える人が増えてきたように思います。

会員が増えそれぞれの学習レベルに差が出てきたので、レベルに合った講座を新設しようと考えていた平成二四年の春に、東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門の先生方と出会いました。「部門と合同で古文書講座を持ちませんか」というお申し出に、「渡りに船」とばかりに乗ることにしました。そして、その年の五月から中級演習を新設し、荒武賢一朗先生を講師にお迎えしました。以来当会会員の学習意欲と実力は日進月歩の飛躍を遂げました。部門の先生方からは、古文書の解説を教えてくださいただくだけではなく、「講座・地域の歴史を学ぶ」と題した講演会の共催や、テキストとして使用する古文書の背景調査を合同で行うという過程の中で、「地域の

歴史発見・発信」のためのノウハウも伝授していただいています。

そのような流れの中、平成二五年一月一日に行われた「講座・地域の歴史を学ぶ ◎岩出山Ⅱ 戦乱と地域史」では部門の友田昌宏先生が「戊辰戦争とその影響―岩出山伊達家の場合―」と題した御講演をなさいました。それに先立ち友田先生は資料調査のために岩出山においてになり、教育委員会文化財課で戊辰戦争、当別開拓移住関係の資料を閲覧し、原本所蔵者の許可を得て資料の一部を収集されました。この折私は、かつて岩出山町時代に「岩出山町史」の編さん事業に従事した経験から、北海道には岩出山伊達家の開拓移住関係資料が膨大にあり、岩出山町史編さん室がその一部を調査したことを紹介しました。その後部門の荒武先生と友田先生は渡道し札幌市及び石狩郡当別町を訪問、開拓移住関係の資料調査を行ったことをお聞きしました。

いよいよ一二月一日、そのような万全のご準備を基にした講演会が行われました。この日の講演は、佐藤健治先生による「慶長出羽合戦と伊達政宗」、友田昌宏先生による前述の「戊辰戦争とその影響―岩出山伊達家の場合―」の二本立てでしたが、近世の岩出山にとって最初と最後の時代に起った戦乱の歴史です。どちらも岩出山が戦場となることはありませんでしたが、まさに岩出山の二大エポックメイキングな事件でした。会場にお集まりいただいた聴衆は岩出山地域民だけではありませんので、岩出山伊達家の開拓移住の話を通じて聞いた、という感想をお聞きしました。岩出山では伊達家の開拓移住という歴史的大事業は長く語り伝えられ、小説「石狩川」や映画「大地の侍」の題材ともなっていますが、合併後の大崎市のなかでは、旧市町村ごとの歴史を市民が共有するまでにはまだまだ時間が必要ということを実感致しました。

この講演会を機に、友田先生には当会の古文書講座中級演習の講師においでいただくことになりました。先生とご相談してテキストには戊辰戦争及び開拓移住関係資料の中から、吾妻家が所蔵される「奉宿若御留留」を使用することにしました。戊辰時の資料として大変希少という印象を持っていた資料でしたから、後日翻刻文を公開できれば、という期待を念頭に置いての選定でした。ただ吾妻家文書は、岩出山町史の調査時には、札幌にお住まいの吾妻穰氏が所蔵されていましたが、既に穰氏は他界されており、そのため東北アジア研究センターの先生方が渡道した時には吾妻家文書は実見できなかったとのことでした。そこで吾妻高志氏、行雄氏の御兄弟の許可をいただいで、岩出山町史編さん室が撮影しておいた写真の利用を大崎市教育委員会にお願いしてテキストを作成しました。最初の口絵に掲載され

た写真がそれです。

ここで、少し頁をいただいて旧岩出山町と当別町の関係について、また開拓移住関連資料について紹介させていただこうと思います。

明治元年（慶応四・一八六八年）、戊辰戦争の敗戦によって仙台藩はそれまでの六二万石から二八万石に減封されました。それに伴い岩出山伊達氏（当主は一〇代邦直）も大幅に禄を減らされ、七〇〇余名の家臣を養うことができなくなり、家臣団は解体、全員無禄・帰農と決定されました。翌二年、邦直は政府が北海道の開拓と軍備の必要性から入植者を募集することを知り、九月に「北海道開拓志願書」を提出し許可を得ました。早速伊達家の学問所有備館を「開拓議事所」と定め、旧家臣の中に新たな職制を設けて開拓計画を練ることになつたのです。明治三年二月、邦直は有備館に旧家臣一統を集め、開拓地の跋涉計画を発表しました。明治四年三月二日に第一次移住が決定され、翌五年に第二陣が出発、さまざまな困難の末に石狩郡当別の農業開拓に従事し、新しい村づくりに取り組みました。岩出山伊達家の北海道開拓移住は第三次まで行われ、一四七戸約六一〇人が岩出山を後にしました。

邦直の移住計画に対して家臣の中には賛否両論あり、移住推進派と、岩出山に残って帰農しようとする残留派との間に激しい騒動が起つたと言われています。そのような状況の中での移住決定は両派の中に確執を生み、わだかまりを残したことが想像されます。それぞれの家庭の事情によって道を選択せざるを得なかった人や、肉親を岩出山に残して移住した家庭もあつて、生木が引き裂かれるような別れの末に、その後の岩出山町と当別町が築かれたのです。

さて、平成四年に始まつた新しい岩出山町史編さん事業は「確かな記述に基づいた町史を作る」という方針を立て、徹底した資料調査を行うことになりました。これに従つて私は北海道に渡つた方々が残した資料調査にあたることになりました。初めて当別伊達記念館や当別の伊達直宗氏宅をご訪問させていただいたのは一年の三月二四～二六日で、道端に雪が高く積み上げられ塀のようになっていた光景が印象深く思い出されます。それから北海道の古文書調査は公式には四回行いました。一回につき、二、三泊して古文書のみを見て回る調査でした。最初は当別町の右も左も分からず、移住者御子孫の御家庭事情も存じ上げないまま突撃の調査を繰り返しておりましたが、次第に皆様が先祖の地からの来訪者として暖かく迎え入れて下さつて、たくさんの古文書や開拓関係資料を調査させていただくことができました。伊達直宗氏を始め、家臣の御子孫では特に吾妻穰氏と本史料中に登場する戸田定之丞子孫の戸田紀夫氏、当別神社宮司後藤正

洋氏には親身になって諸々の御配慮をいただき、当初の予定以上に調査を進めることができました。

この調査を通じて強く実感したことは「当別町と岩出山町とは歴史の一部を共有する町である」ということでした。札幌や当別で拝見した古文書の中には、まぎれも無くかつては岩出山にあったはずの古文書がありました。それは、岩出山に生きていた人々が北海道に渡る時に、運ぶことのできない家や土地や風景の代わりに家伝の古文書を持参されたものと思われ、自分自身の由緒を語る証明でもあったと思われまます。しかし、その古文書に記された内容は、仙台藩の中、岩出山の中に生きていた時代の記録であることも確かなことです。「古文書」は、それ自体が雄弁に歴史を語ってくれることを初めて痛感致しました。

これまで調査させていただいた古文書や記録は何とか整理を付けて成果を当別町にお返ししたいと念願していましたが、実現に至らずに今日に至っています。この度東北大学東北アジア研究センターから、吾妻家所蔵の「奉宿若御用留」を刊行していただくことになり、長い間引き出しにしまいっぱなしだった調査時の記憶が蘇ってきました。この資料の原本は、平成一四年七月に行った第三次調査の折に、吾妻穰さんの御好意により借用させていただいたものでした。膨大な吾妻家文書の中から岩出山時代の古文書二点を借用して岩出山に持ち帰り、写真撮影を行って八月二六日に返却しました。その借用期間中に岩出山では恒例の「有備館まつり」が行われました。その年は伊達宗泰公岩出山拝領四〇〇年の記念の年で、有備館で「岩出山伊達家誕生四百年」と題した講演会が行われました。講師は岩出山町史監修者であった齋藤鋭雄氏で、講演資料に吾妻家の知行宛行状を使用させていただきたい旨を吾妻穰氏に電話でお願いした時に、即座に快諾してくださり、「うちの古文書が故郷のお役にたてる時代が来たんですね」と静かな口調で話されたことが思い出されます。

岩出山古文書を読む会の中級演習受講生は、今年の一月から月二回のペースで友田先生と共にこの資料を読み進めて来ました。ある時から急に無言になった受講生、非常な衝撃を口にした受講生などがいました。昨年のNHKの大河ドラマ「八重の桜」で薩長軍と会津藩との武器の差をまざまざと見せつけられていましたから、そこまで薩長軍が迫っているこの時期に、伊達弾正隊は……………。

貴重なこの資料を東北アジア研究センターの先生方と共に世に送り出すことができましたことを幸い思います。この発刊事業に御理解をいただきました吾妻高志、行雄両氏、写真の提供及び御指導を頂きました大崎市教育委員会に心より感謝申し上げます。

岩出山古文書を読む会中級講座で「奉宿若御用留」を一緒に読んでくださった受講生のかたがた（敬称略）

| | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|--------|-------|-------|
| 阿部 長徳 | 石ヶ森 勉 | 伊藤 房江 | 扇 明美 | 小幡 博 | 川村 俊男 | 菊地 優子 |
| 後藤 眞琴 | 今野 鈴子 | 佐々木光秋 | 佐々木孝志 | 佐佐木美穂子 | 高橋 盛 | 高橋 武光 |
| 高橋恵美子 | 鶴田 勝彦 | 中森 成信 | 藤原 廣 | 藤原ミエ子 | 宮田 尚夫 | |

◇ 解 題

友 田 昌 宏

1、岩出山伊達家および吾妻家について

本史料「奉宿若御用留」は岩出山伊達家の臣吾妻家に伝わる史料である。そこで、まずは岩出山伊達家と吾妻家について若干の説明を加えたい。

岩出山伊達家は、文字通り岩出山に本居を構え、その周囲に一万四六〇〇石余の知行地（岩出山のある玉造郡のほか、志田郡、栗原郡、遠田郡、黒川郡、胆沢郡）を有する仙台藩家臣の家柄である。初代は伊達宗泰（幼名愛松丸）で、慶長七（一六〇二）年、仙台藩の始祖伊達政宗の四男として京都の伏見屋敷に生まれた。母祥光院は政宗の側室で、大坂夏の陣の戦死した塙団右衛門の娘とも言われているが詳細は不明である。慶長八年、政宗は数え年二歳のこの宗泰に自らの居城岩出山を譲った。当初、その知行高は三〇〇〇石にすぎなかったが、のち、宗泰が従五位下、三河守に叙され、五万石の諸侯並に遇されるに及び、政宗は宗泰を大名にしようとして、一万六七〇石六斗七升の知行地を与え、家臣団を一三五人にまで増員させている。⁽¹⁾

しかし、政宗の願い空しく、宗泰が大名に取り立てられることはなく、二代宗敏に及び、岩出山伊達家は一門に列した。一門とは、仙台藩の「家格」の一である。「家格」には、一門・一家・准一家・一族・宿老・着座・太刀上・召出があり、一門はその最高位で、概ね伊達本家の血族によって構成されていた（但し、前澤の三澤家、真坂の白河家は除く）。藩の役職に就くことはなく、もっぱら藩主の名代等をもって任としている。一門が藩政を掌握した場合の影響力の大きさを危惧してのことであろう。⁽²⁾

さらに、岩出山伊達家はその拝領屋敷を要害に指定されている。要害は貞享四（一六八七）年に成立し、軍事上・交通上の要所に置かれ、周囲に山林・家中屋敷・侍足軽屋敷・寺屋敷のほか町場を有していた。要害を拝領したのは、一門が七、一家が二、一族が五、宿老が二、着座が二。仙台藩は、拝領屋敷を城・要害・所・在所・在郷に区分し、これにより「家格」同様、家臣の序列化をはかったのである。⁽³⁾

宗敏以後、岩出山伊達家は、宗親、村泰、村緝、村通、村則、宗秩、義監、邦直と続き、明治維新を迎える。「奉宿若御用留」が書かれたときの当主は一〇代邦直である。邦直（通称は弾正、または英橋）は天保一五（一八三五）年九月二日、九代当主義監とその室りんとの間長男として生まれている。弘化三（一八四六）年一〇月、一三歳で家督を相続し、翌四年三月一五日元服、時の藩主慶邦の偏諱を賜い、邦直と名乗った。邦直はしばしば知行地内の巡視を行って農民を振恤し、安政三（一八五六）年一月には、そのことを賞され藩から羽二重三反を拝領している。また、元治元（一八六四）年、水戸天狗党が挙兵し、幕府から奥羽諸藩に対して出兵の要請がなされるや、邦直は家中挙げてこれに応じようとした。維新後は、藩から永暇を出され、困窮する旧家中を救わんとし、自ら彼らを率いて北海道に移住、当別の開拓に尽力し、明治二四（一八九一）年一月二日、同地にて没、東浦共同墓地に葬られた。邦直の死去の翌年、その孫正人が祖父の開拓の功により男爵を授けられている。⁽⁴⁾

次に吾妻家についてである。吾妻家の始祖は明らかではないが、同家が岩出山伊達家へ配属されたのは、吾妻修理が三貫文（三〇石）で宗泰の「御附人」になったことをもって嚆矢とする。しかし、この系統は修理の孫藤右衛門の代に改易を命ぜられている。一方、修理の弟吾妻備前（はじめ五左衛門）重治もまた兄とは別に知行を賜い、宗泰の附属となった。重治が当初どれほどの知行を賜ったのかはわからない。吾妻家に残る寛永一一（一六三四）年閏七月一三日付の知行宛行状では、切米一分判五切と扶持方二人分が給されており、さらに寛政一二年九月二〇日付の「由緒書上籠仕立」によれば、寛永一三年二月に志田郡三本木新田起目田五反のかわりに上野目村散田のうち高五〇〇文を賜っている。重治の嫡子八蔵は仙台本藩に仕え、その後病死、次男九蔵もまた本藩に仕え、別に一家をなした。そのため岩出山家中の吾妻家は三男の五左衛門重恒が継ぐこととなり、この重恒の子孫が以後家督を継承していく。四代五左衛門治次は、吾妻家にあつてはじめて家老に就任し、享保一一（一七二六）年六月には、永代着座の持席に列している。持席とはいわば家中の家格であり、

永代着座は永代家老に次ぐ地位にある。このとき知行高は五貫四一〇文(五四石一斗)。その後、知行高は天明七(一七八七)年五月に四貫六三二文にまで下がったが、弘化三(一八四六)年八月には六貫五八一文に増加されている⁶⁾。

「奉宿若御用留」が書かれたときの当主は九代目吾妻五左衛門、のちに謙(ゆずる)と改め、邦直を助け当別開拓に功のあった人物として知られる。裏表紙に安積権兵衛・宇和野孫右衛門・芳賀文之進とならば吾妻五左衛門の名があり、「奉宿若御用留」が書かれた慶応四年時点では仙台屋敷詰であったことがわかる。吾妻謙は弘化元(一八四四)年正月一日、岩出山伊達家の勘定役であった五左衛門益延を父に岩出山にて生まれる。嘉永五(一八五二)年六月二三日、家督を相続、同七年、六貫三〇二文を宛がわれ、安政四年閏五月一日には、立引両紋を拝領し、知行高も父と同じ六貫五八一文に増加されている。また、この間、安政三年には仙台藩校養賢堂に入學している。慶応二(一八六六)年家老職に就任。したがって、慶応四年には若年ながら家老の末席に名を連ねていたこととなる。慶応四年閏四月一日、出入司となり会津藩追討のため出陣する。戊辰戦争後は一貫して家中の北海道開拓移住を推進する中心的存在でありつづけた。明治二(一八六九)年九月一日、家中において北海道開拓移住が決定すると、吾妻は戸田定之進・鴨目貫一郎・鮎田如牛とともに開拓幹事となり、開拓主事をも兼ねた。以後、明治四年に渡道するまで岩出山と東京のあいだを頻繁に往復し、沿海地の拝借、便船の手配などに奔走する。明治四年の当別移住に際しては邦直の命をうけて数度にわたって同地を視察、「邑則」四九ヶ条を執筆し開拓の方針を示した。当別村の戸長や開拓八等属などをも務め、明治二二年五月一日、四六歳で没、東浦共同墓地にある主君邦直の墓畔に葬られる。現在、邦直を祭神とする当別神社の境内には吾妻謙を顕彰する「吾妻謙君之碑」が立っている⁶⁾。

2、「奉宿若御用留」にみる一門への藩命伝達システム

「奉宿若御用留」は岩出山伊達家の仙台屋敷での記録である。仙台藩では、地方知行制が江戸時代以降も根強く存続したが、在郷の家臣の仙台参勤は明暦年間には確認され、その後徐々に整備されていく。延宝元(一六七三)年、藩はまず一門・一家・一族を九番に分け、一定期間交代で城下に居住させ、二、三日ごとに登城することを義務づけた。ついで、享保二一(一七三六、元文元)年、一門・一家・

一族に対して、藩主在國中二〇日ずつ交代で参勤するよう命ずる触が改めて出される。さらに、延享元（一七四四）五月には参勤の範圍を着座にまで広げ改めて番割がなされている。⁷⁾

以上のように参勤制が整えられ、定期的な仙台滞在を求められた一門・一家・一族・着座の「家格」の面々は、仙台にも屋敷をかまねばならなかった。岩出山伊達家の仙台屋敷は片平丁北目町通南角にあった。⁸⁾

史料の表題にある「奉宿若」とは奉行・宿老・若年寄の謂である。奉行は仙台藩の藩政における最高職で、他藩でいうところの家老に相当する。家老を奉行と呼ぶ藩としては他に米沢藩を挙げることができるが、仙台藩の場合、米沢藩とは異なり江戸家老をも奉行と呼んだ。二代忠宗のとき奉行の定員は六名と定められ、これを三組にわけて月番制とし、二名は仙台詰、二名は江戸詰、残る二名は知行地に休息とされた。役高は三〇〇石。一家から着座までの「家格」から任命された。若年寄は四代綱村のときに設置され若老あるいは少老とも呼ばれた。定員は時期によって変動があるが、延宝年間（一六七三～一六八一）には四～六名だったのが、元禄三（一七〇三）年以降は七～九名に増員されている。表向の政治にはかかわらず、藩主の私的な部分を統括した。役高一〇〇石。評定役や大番頭が兼帯する場合もあった。⁹⁾宿老は先に紹介したとおり、「家格」の一であるが、無役であっても「家老」と称して奉行に准ずるかたちで藩政に参画することができ、一門・一家・一族を指揮する立場にあった。

本史料は慶応四（一八六八）年正月から六月の間に奉行・宿老・若年寄から一門一統や岩出山伊達家へ下された通達、あるいは在所からの藩への伺を、仙台屋敷の留守居が輪番で書き留めたものである。達に対する請書は別に「案文留」という帳面が作られ、そこに控えられたが、慶応四年の「案文留」は残念ながら現存しない。本史料から確認される通達は、奉行（片平大丞・石田正親・佐々備中・但木土佐・坂英力・大内筑後・松本要人）から三五件ほど、宿老（後藤孫兵衛）から三五件ほど、若年寄（熊谷内蔵・中村宗三郎・真田喜平太・泉田志摩・石母田但馬・和田織部）から一〇件ほどである。奉行・若年寄から通達がなされる場合、まず、奉行・若年寄が、物書を通じて留守居に仙台城や私宅への出頭を命ずる。これをうけて、仙台屋敷は差（指）代を城や奉行・若年寄の私宅へ派遣し、物書から通達をうける。これに対して、宿老からの通達の場合、まず、留付から留守居に対して宿老宅への出頭の命が下り、ついで仙台屋敷から差（指）代が派遣され、宿老の用人から通達をうける。用人が取り込み中の場合、取次がこれを代行する。出頭を命ずる留付は藩の

役人であるが、実際に通達を行う用人や取次は宿老の家臣である。

奉行からの通達は、岩出山伊達家のみが発せられるものと、同家を含む一門一統に発せられるものの両方があり、後者については一門の留守居すべてに呼び出しがかかる場合と一門のうち当番となっている家の留守居のみが呼び出され、他家への伝達を求められる場合とがある。一方、宿老からの通達は、すべて一門一統に向けられたものであり、宿老が直接奉行の申し渡しをうけてなされる場合と、奉行の通達をうけた目付の要請によってなされる場合とがある。一門への通達の役目を宿老が負ったのは、宿老が一門を統括する立場にあつたからであろう。宿老から一門に対して通達が行なわれる場合は、当番の家の留守居が宿老宅へ出頭し、これを他家へ伝達している。

他家への伝達はおよそ一五日から二〇日ごとに輪番で行われたようである。岩出山伊達家も慶応四年正月一六日、四月朔日、五月一六日に当番（御用前）が回ってきており、仙台屋敷詰の家老は、毎回、奉行物書と宿老家の用人を介してその旨を奉行と宿老とに報告している。しかし、時にこの伝達システムを機能不全に陥れかねない不慮の事態が出来る。先述のとおり、岩出山伊達家は正月一六日より伝達の当番を務めているが、その最中の一九日、邦直室の志武（一家・船岡邑主の柴田外記意利の二女）が男子（篤三郎）を出生し、同家は血忌のため他家との交際を控えねばならなくなったのである。このような事態をうけて、正月二五日、宿老の後藤孫兵衛は岩出山伊達家の留守居を呼び出し、血忌の期間に通達があつた場合は、他家の留守居を屋敷へ呼び出さず、「御手前宿前」（岩出山伊達家の仙台屋敷の前という意味か）の不時寄合によって伝達を済ますよう申し渡している。

伝達の範囲は屋敷の位置によって「北方」と「南方」に分けられていたようで、片平丁に屋敷のある岩出山伊達家は「南方」に属した。「南方」に属する一門への通達を担当した宿老は、前掲の後藤孫兵衛である。岩出山伊達家の屋敷の北東二軒隣りが後藤家の屋敷である。後藤家は信康を祖とし、信康の子近元の代に三照（現、岩手県奥州市江刺区稲瀬三照）から不動堂（現、宮城県遠田郡美里町不動堂）に移り、以降世々同地を采邑とした。禄高は当初二〇〇貫文だったが後には二七〇貫文にまで増加した。信康から数えて五代目の元康のとき、はじめて奉行職を拝命し、六代目の寿康のとき、宿老に列した。

本史料に登場する後藤孫兵衛は九代目にあたり、はじめ勘之輔と称し、のち孫兵衛と改めた。諱は充康。父は八代目幸康、母はその妻で茂庭周防善元（一族、松山邑主）の娘である。嘉永六（一八五三）年、奉行職につき、江戸に祇役すること前後六度、文久四（一八六

○、万延元）年三月三日の桜田門外の変に際しては、当時江戸詰の孫兵衛が幕命をうけて彦根藩邸に乗り込み、水戸藩に報復に及ぼんとする彦根藩士をなだめ事なきを得たという。慶応二（一八六六）年、天機伺の使者として上京し、前関白近衛忠熙等諸卿の謁を賜っている。慶応四年、戊辰戦争が勃発し、仙台藩に討幕・討会（会津藩）の命が下されるや、朝命に従わんことを数度にわたって建言し、ために斥けられた。仙台藩が新政府に降伏するにあたっては、新政府軍参謀河田佐久馬（のちの景興）の推挙もあつて遠藤文七郎（允信、宿老、川口邑主）とともに奉行に返り咲く。明治二（一八六九）年一〇月、藩の職を辞して、同年一二月には塩釜神社の宮司となり、また権大講義に補せられた。同五年、塩釜神社宮司を辞し、以後は旧領不動堂に隠棲したが、明治一年に氏家厚時等が大蔵省に七十七銀行の設立を願い出た際はその歎願書に名を連ねた。明治一九年一〇月二八日、七三歳で病没、不動堂皎善寺の後藤家歴代の墓所に葬られている。¹⁰

さて、本史料によるかぎり、奉行から直接なされる通達と宿老を介してなされる通達との間に内容的に棲み分けがなされているようには見えない。ただし、若年寄からの通達は特徴的で、ほとんどすべて軍事にかかわるものである。三月一七日に宿老の後藤孫兵衛を介して「南方」一門に通達された「御軍制御改革ニ付戎服左之通り被相定候」（三月付、石田正親他奉行四名から、目付宛）に「右之通被 仰出候間、委細之義者御軍制係り若年寄承合候様、共ニ御家中不残早速可被相触候」とあり、また、四月二二日に奉行の但木土佐から邦直に宛てて出された白河口への転陣の命には「道筋等之義者委曲出張之若年寄江御打合被成被成候様奉存候」とあるところから、岩出山伊達家も軍事にかかわることについてはすべて若年寄に何を立てている。戊辰戦争が勃発し、軍務が喫緊の課題として浮上するなか、「御軍制係り」となった若年寄が軍事を統括する立場に立ったことと知られる。西洋砲術指南役で家中に多くの門弟を抱え、慶応四年正月二四日に、若年寄に就任した、真田喜平太（幸歎、永代召出二番座）に、我々はその典型を見ることができであろう。

3、戊辰戦争と岩出山伊達家

本史料は戊辰戦争における仙台藩、および岩出山伊達家の動向が、克明にうかがわれ、大変興味深い内容となっている。

戊辰戦争の勃発をうけて、正月二五日、宿老を介して一門留守居に対し藩からの達が下されているが、そこでは「既ニ於畿内ニ戦争ニ相成、此上何様之騒乱凡何方江相発候哉難計候」につき、仙台藩としては「御藩屏」の任を全うすべく兵備を整えねばならないので、一門においては、向こう一〇年、「御先格」「御旧例」を廢して非常の「御省略」を布き、軍備の増強に努めるようにとの藩主の「御意」が示されている。ついで、二月一六日、軽井澤・寒風澤・田代（以上加美郡）・尿前（玉造郡）の警備の命が、伊達弾正・古内右近介（着座・宮崎邑主）・奥山十之進（着座・小野田邑主）・芝多贄三郎（大番士・谷地森邑主）の四家に下された。これらの達をうけて、岩出山伊達家は西洋流銃隊の編成を着手し、二月二四日には、小隊一隊分のミニール銃二〇〇挺ならびにタス（彈藥入れ）を払い下げられたき旨、それが届くまでの間、ゲベール銃ならびにタスを拝借したき旨、若年寄宛てに願ひ出ている。これに対する藩からの回答は「ミニール百五十五挺、最初五挺被貸遣置候は取合百六十挺之高、タス背負革共、外ニ鑄形式挺、被払遣候間、御兵く方承合御入料上納之上被受取候様」というものであった。

これより先、朝廷からの藩主上京の命をうけて、藩が家中にその意見を問うた際、岩出山伊達家をはじめとする一門一統は藩からの諮問に答え、次のように建言している。朝廷からの上京の命は幕府の建白をうけてのものだが、「二、三藩」の手で王政復古が断行され、新たに任命された総裁・議定・参与によって朝廷が牛耳られている今となつては、上京しても「奸徒之籠絡」に陥りかねず、ここは、「忠貞卓立之危急ニ望ミ身家ヲ不顧、折衝禦侮之任ニ堪へ門外之権ヲ御授け正奸去就之分ヲ不誤之士」に精選の兵卒を付して上京させ、勤王の意志を建言、その一方で徳川氏にも使者を送り信義を尽すことが肝要である、そうして、藩内の「士氣一新」をはかり、隣藩にも使者を送つてよしみを通じていれば、「天下之動靜一挙シテ可成之期」にいたつて、藩主が隣国諸藩をも率いて正々堂々と上京することができ、かくあつてこそ、「守封之御策」が立ち、「鎮守府之御職掌」を全うすることができる、と。彼らの関心が封土の保全を前提とした「藩鎮」としての職掌の貫徹にあつたことがうかがえよう。それゆえ、「藩鎮」の任を全うするための軍備の増強、「守封」のための藩境警備は同家の望むところであつたらう。

しかし、時勢の急変は、それにとどまらない役割を岩出山伊達家に強いていく。正月一七日に会津藩征討の命が朝廷から下されるや、仙台藩主伊達慶邦は干戈に訴えず事を治めんとして、同月二五日に奉行に就任したばかりの大條孫三郎（一家、坂元邑主、のち伊達宗亮）

に朝廷への建白書を托して上京させた。その一方で、朝命を受けた以上、会津藩征討の準備も整えねばならず、藩は慶邦の「御進発」を見据えて、邦直に二ノ手として越河口に出兵するよう命ずる。藩境警備に加え、会津藩征討の一翼（総勢四八〇人）までも担うことになった岩出山伊達家にとつて、西洋銃隊の編成という課題はこれまで以上に重い喫緊の課題と認識され、それが大きな負担となつていった。それは本史料からもありありとうかがえる。仙台詰の家老安積権兵衛は、三月二日に西洋流銃隊稽古の教授のため大條三治を、同月一日に鞍手教授のため増子巳之松を、それぞれ三〇日間の期限付きで拝借したき旨を出願、そして、「此度會津 御進発二付主人事越河口御先二ノ手被 仰付候二付弥更調練方習熟為致候様」とのことから、先に願ひ出していた、ミニール銃の払い下げ、それが届くまでのゲベール銃の拝借を督促に及んでいる。しかし、三月一日に講武所役人の網代久左衛門から貸し渡されたゲベール銃はわずか三二挺、ミツマタ一、万力一にすぎなかつた。これをうけて、一三日に安積はミニール銃、タスおよび附属の小道具の払い下げを再度願ひ出る。

この間、三月二日に奥羽鎮撫使一行が松島に到着、以後の度重なる強硬な督促の前に、仙台藩もついに会津藩征討に踏み切らざるを得ず、三月一日に、奉行の坂英力が亘理伊達家の留守居を城中に呼び出し、慶邦出馬の旨を一門に通達、二日には奉行の片平大丞から岩出山伊達家の留守居に対して会津藩追討の出陣の日取りが四月六日に決定した旨（のち四月二日に早まる）、通達があつた。史料からは、出陣が決し、あわただしく準備にとりかかる藩内のさまが垣間見える。三月二一日、奉行の石田正親・但木土佐・片平大丞から、武器類を質物として預かることを禁じ、現に預かっているものに関しては早々に持ち主に返却するようにとの達が目付へ下され、同月二三日、宿老の後藤を通じてその旨が一門にも通達される。出兵に際しては、銃・砲隊の充実がはかられたようである。二四日、若年寄の泉田志摩（一家、薄衣邑主）から岩出山伊達家の留守居に城中への呼び出しがあり、「大銃之彈座木管等挽方」のため、在所から「木地挽職」一〇人を選び出し、早々に登仙させるようにとの命が下つた。また、二七日には、泉田から一門に対して、出陣を前に、兵卒は一七、八歳から四〇歳までの強壯の士を精選すること、槍隊・弓隊は廃止することなどが達せられる。そして、三月二五日、ようやくにして、ミニール銃一五五挺、タス、背負革、鋳型二挺を入料上納の上、兵具方から受け取るようにとの達が奉行の但木土佐から下されるのである。会津藩との戦闘ともなれば岩出山伊達家としても相当の人数を割かねばならない。そこで、藩境警備のうち加美郡の三か所を免除されたき旨、戸田定之丞・上野勘右衛門・永根隼人之輔・鮎田四郎左衛門（いずれも在所）の連署で藩に歎願に及んだ。また、さらなる武器

の補充が必要となり、山中七ヶ宿の関宿に進軍した邦直の陣営では、試打のため運送しておいた雷管が不足しているので、藩が買い上げた「舶来管」一万を払い下げてほしいとの歎願書が留守居の宇和野孫右衛門から提出されている。

会津藩征討は当然の如く岩出山伊達家の財政に多大の出費を強いることとなった。「兼而不如意之相続、殊ニ非常之世態ニ付陣方入用之見詰無之」き、岩出山伊達家は下町知行に相当の年貢を先納させることで、事態を乗り切ろうとするが、ここに問題が出来る。すでに同所は藩から割付金を命ぜられていたのである。よもや「両様之調達」を強いるわけにもいかず、岩出山伊達家では、家老の連名により、割付金を免除し、この度の軍務が行き届くよう配慮してほしい旨、奉行の坂英力に歎願する。とりわけ大きな負担となったのが、銃砲をはじめとする器械類、弾薬の運搬にかかる費用だったようである。そして、それは滞陣期間が長引けば長引くほど大きくなっていった。そこで、岩出山をはじめとする一門の留守居は連名にて、運搬の際にかかる兵糧、人馬につき手当がなされるよう、太政官に掛け合っ
てほしいと藩に訴え出る。朝命をうけて会津藩征討に携わっている以上、出陣した軍勢はすべて「官軍」なのだから、軍務が滞りなく遂行されるよう取り計らわれるべきだというのがその理由である。また、諸費の支払いにあたって、様々な問題が生じたようである。邦直が山中口から白河口に進軍し、ますます出費が嵩むなか、錢を金に両替しようとするも世上では金銀が払底し、支払に支障をきたす場面があり、閏四月六日、仙台詰の留守居仮役芳賀文之進から藩に二〇〇〇両の引き替えを願っている。

すでに、四月一九日の土湯口を端緒に両軍の戦闘ははじまっており、閏四月八日には、矢吹在陣の邦直にも奥羽鎮撫総督府下参謀世良修藏から白河城攻撃の命が下された¹³⁾。しかし、土湯口の開戦においては仙会両軍の隊長の間で空砲を打ち合う約束が取り交わされており、閏四月一五日に勢至堂口において会津勢に捕えられた岩出山家中の野村今右衛門も三代宿において隊長の鈴木作右衛門と遠山伊右衛門の取り調べを受けた後、農兵組に預けられ丁重に国元に送り返されている。というのも、これより先、仙台藩は降伏勧告の使者として玉蟲左太夫（養賢堂指南統取）・安田竹之輔（近習目附）・若生文十郎（近習）・横田官平（応接掛幹事）らを若松に派遣し、米沢藩とともに会津藩の説得に努めていたからである。閏四月朔日に、山中七ヶ宿の関宿で仙米両藩の重役会談が開かれて降伏条件がまとまり、これをうけて、四日には仙米両藩の奉行の名で奥羽諸藩に白石での重役会議開催が呼びかけられた。そして、一二日、仙台藩主伊達慶邦、米沢藩主上杉斉憲の手から、奥羽鎮撫総督九條道孝に、両藩主の歎願書、奥羽列藩重役署名の歎願書、会津藩家老の歎願書が提出される¹⁴⁾。し

かし、この降伏謝罪の歎願はあえなく却下され、一九日には羽州在陣の同僚大山格之助への密書が露見し、そこに「奥羽皆敵」の文言が見出されたことから、瀬上主膳の命をうけた姉齒武之進らによって世良修蔵が暗殺される。これ以降、仙台藩は新政府軍との対決姿勢を鮮明にしていくことになる。藩内への布告では、奥州の南境へ「暴兵」を指し向け、殺戮を事とする「罪徒」を、すぐさま「御誅鋤」しなくては、彼らはいよいよ「姦偽」を逞しくし、「神州正大之氣殆日月終二地二墜」つてしまうので、奥羽列藩と申し合せ「誅姦之義兵」を差し出したとして、以後、上下一統心を一にして軍事に出精するよう申し渡している（「南方」一門には宿老の後藤孫兵衛を通じて五月七日に通達）。

歎願書却下をうけて仙台藩はすぐさま会津征討軍を解兵、羽州にて新政府軍と庄内藩はじめとする同盟軍との戦闘が激しさを増し、氏家惣内率いる一小隊が「沢三位（奥羽鎮撫副総督澤為量）為御迎」という名目で出兵するなか、矢吹在陣の邦直は尿前の警備につくよう藩から命ぜられる（閏四月一六日、仙台着、一八日、岩出山帰還）。尿前の警備は氏家の指揮のもと岩出山伊達家が一手に引き受けることとなり、これにもなつて却下され続けていた加美郡の警備免除（田代は除く）がようやくにして聞き入れられることとなったのである。

しかし、それは決して負担の軽減を意味しない。尿前の警備強化にもなつて、軍備の増強が求められることは言わずもがなである。尿前の警備にあたっていた家老の鮎田四郎左衛門は、仙台藩奉行の片平大丞への歎願書のなかで、尿前は「脱走等之者往來向寄之場所」であり、「大銃」の備えがなくてはならないが、その大銃が不足して数箇所固場に行き届いていないので相当分を拝借したいと願っている。また、五月三日付の鮎田・戸田定之丞連名の歎願書には、「彈正在所家中通并下町分出生之生糸」三六〇貫目を役代なしに他領で販売することを当年に限り許可されたい旨が記されている。「出生生糸之利潤」をもって「連々相衰居候家中共」に手当が行き届くようにし、遅滞なく「軍事御用」を勤めさせたい、というのがその理由である。これらの岩出山伊達家からの歎願に対し、藩は大銃三挺を貸し渡し、「ハトロン」（葉莢）四〇〇〇、「クハン」（雷管か）八六〇〇を支給することでもって応えているが、生糸の他領売買についてはこれを却下している。

そして、奥羽諸藩に「条銃等都而舶来之品」を回送することを禁ずる命が太政官から下されると、武器の調達はますます困難となつて

いった。かかる事態をうけて、六月朔日に、若年寄の和田織部（着座、蒲生邑主）は、岩出山伊達家の留守居を私宅に呼び出し、施条銃等が不足している場合は、今のうちに必要な員数を取り調べてその代金を支払えば支給する旨を通達する。岩出山伊達家では三〇〇挺の払い下げを願ったが、軍費が嵩み勝手不如意のなか、代金をすぐに調達することはできず、内一〇〇〇両を「在所々出生生糸」をもつて上納し、残金は来年より二ヶ年賦で支払いたいとしている。この間五月一二日に、岩出山伊達家は、田代に三〇人、尿前に一小隊を残して人数の撤退を命ぜられているが、すぐさま庄内藩応援のため新庄に出陣する梁川播磨隊への附属を命ぜられた。これをうけて、またも「ハトロン」と「管」の借用を藩に願う出るが、当然の如く却下されている。その後、この隊は新庄ついで秋田方面へと転戦していくが、武備の増強が思うに任せないまま火器に勝る新政府軍を相手に苦戦を強いられることになるのである。

註

- (1) 伊達宗泰については、『岩出山町史』上巻（大崎市、二〇〇九年）、三〇七頁～三二三頁を参照のこと。
- (2) 齋藤鋭雄「仙台藩家臣団の成立と編成」（渡辺信夫編『宮城の研究』第3巻中世篇Ⅱ近世篇Ⅰ、清文堂出版、一九六三年）。『仙台市史』通史編3近世1（仙台市、二〇〇一年）、一五五頁～一五九頁。
- (3) 前掲齋藤論文、前掲『仙台市史』通史編3近世1、一六五頁～一六七頁。
- (4) 伊達邦直については、『当別町史』（当別町、一九七二年）第二編第二章、坂田資宏『伊達邦直の日記』（北方文芸刊行会、一八八九年）所収の諸論文、榎本守恵『侍たちの北海道開拓』（北海道新聞社、一九九三年）第1章「3 伊達邦直と当別」、前掲『岩出山町史』上巻、三四九頁～三五〇頁。『岩出山町史』下巻（大崎市、二〇一一年）、第一章等を参照のこと。
- (5) 以上の吾妻家に関する記述は「吾妻家文書」中の「寛政拾貳年九月廿日 由緒書上鹿仕立」や諸知行宛行状による。
- (6) 吾妻謙については、坂田前掲書所収の「吾妻謙の東京禁足と支配地追願」、「吾妻謙の東京紀行」、榎本前掲書、北海道総務部行政資料室編『北海道開拓功労者関係資料集録』上巻（北海道、一九七一年）の「吾妻謙」の項を参照のこと。
- (7) 一門の仙台参勤については、前掲『岩出山町史』上巻、三五一頁を参照のこと。

- (8) 岩出山伊達家の仙台屋敷については前掲『岩出山町史』上巻、三二九頁～三三四頁を参照のこと。
- (9) 齋藤銳雄「仙台藩の職制——「司属分録」の成立——」(渡辺信夫編『近世日本の民衆文化と政治』、河出書房新社、一九九二年)、仙台藩の支配組織については前掲『仙台市史』通史編3近世1、二〇七頁～二一三頁を参照のこと。
- (10) 後藤家および後藤孫兵衛充康については、不動堂村役場編『不動堂村誌』(復刻版、不動堂史跡保存会、一九六三年。原版は一九一九年に早川活版社から刊行された)によった。なお、本書は後藤家の菩提寺である皎善寺(宮城県遠田郡美里町)の住職工藤浩秀氏よりご提供いただいた。
- (11) 「仙台藩記 参」(国立公文書館所蔵「内閣文庫」一六五―一三六)。
- (12) 大條三治は大條頼良の実弟で、学業従事のため維新後上京、東京で妻をめとり、難病にかかりながら刻苦の末、准判任御用係として開拓使勸業課に出仕した。しかし、明治一三年五月二日、開拓使本庁に当直中、強盗に襲われ落命する。北海道立文書館所蔵の「明治十三年申奏録」、「稟裁録 自明治十二年二月至全十三年十二月」所収の記録によれば、殉職とこのことで開拓使から祭祀料六〇円・遺族扶助料(当時、兄の頼良をはじめとする遺族は宮城県巨理郡浅生原村に借家住まい)として二〇〇円が下賜されている。三治には『小学紀事文範』『小学口授叢談』等の著書がある。
- (13) 藤原相之助『仙台戊辰史』(復刻版、マツノ書店、二〇〇五年)、四三三頁
- (14) このあたりの経緯については拙著『未完の国家構想——宮島誠一郎と近代日本——』(岩田書院、二〇一一年)、一八三頁～一九〇頁を参照のこと。

◇ 史料「奉宿若御用留」

凡例

- ① 読みやすさを考慮し、翻刻文には読点を施した。
- ② 地名や人名を除き、異体字は常用漢字に改めた。
- ③ 助詞の「江(え)」「而(て)」「茂(も)」「与(と)」「者(は)」はそのままだ漢字を用いた。また、合字の「𠂇(より)」はそのまま用いた。
- ④ 平出、闕字は原文のままとした。
- ⑤ 改行は可能な限り原文のままとした。
- ⑥ 原文には丁数が記されているが省略した。
- ⑦ 本文余白に細字で記された追記は※で示した。
- ⑧ 朱筆は本文中に「 」で示した。
- ⑨ 編者による字句の訂正は該当箇所右傍に「 」で示した。
- ⑩ 余白等に記された挿入文は該当箇所に挿入し、右傍に(挿入文)と明記した。挿入文の箇所がわかりにくい場合は、(○)「挿入文」、(○〇〇)「挿入文」というように明記した。
- ⑪ 抹消箇所は「 」(抹消した文字が判読できない場合は「 」^{訂正})のように示した。また、抹消のうえ訂正した箇所は「 」^{訂正}の「 」(抹消された文字が判読できない場合は「 」^{訂正})のように示した。
- ⑫ 本史料の刊行については、吾妻高志(石油資源開発株式会社)・行雄(東北大学農学部教授) 両氏の御快諾をえた。
- ⑬ 本文の翻刻は高橋盛(「岩出山古文書を読む会」顧問)、菊地優子(「岩出山古文書を読む会」会長)、友田昌宏(東北大学東北アジア研究センター上廣歴史資料学研究部門助教)が共同で行った。また、本史料は「岩出山古文書の会」中級講座のテキストとして用い、受講生の方々の御協力を得た。
- ⑭ 文末の史料注記は友田が付した。

(表紙)

「明治元辰年自

奉宿若御用留

正月至六月 ー

一屋形様御在国

一殿様御事御用ニ而御上府⁽³⁾

一土用入五月晦日朝四ツ時六分二入

一寒入十一月廿三日昼八ツ時五分二入

一御取次番 菅 李之丞⁽⁴⁾

一御使者 永根龍太郎⁽⁵⁾

後藤吉右衛門⁽⁶⁾

一御広間番御帳役兼 大内藤左衛門⁽⁷⁾

一殿様御事、元日明六ツ時供揃ニ而

御登 城、年始御祝詞被 仰上、

御前様⁽⁸⁾江ハ御奥方江御上リ被 仰上候事、

御目錄等例年之通略ス

一屋形様江

殿様分御内証御看代

二十疋、御使者ヲ以御献上被仰上候事

一御前様江

殿様御二方様分御看代二十疋、御献上御内証分

被 仰上候事

右御使者

永根龍太郎

一貞操院⁽⁹⁾擇⁽¹⁰⁾御口上付

延壽院様、本光院様江素口上、御使者ヲ以

殿様分被仰進候事

右御使者

永根龍太郎

彈正殿

熊谷内藏⁽¹⁴⁾

以手紙啓上仕候、明六日於 御休所、被遊

御逢度被 思召候間、九ツ半時迄被召出候

様ニ 御意ニ御坐候、以上

正月五日

猶以御酒等被遣候間、此段共ニ申上候、以上

御請略ス

一先使

伊達彈正殿

明六日明半時 上使馬淵哲之介相勤候事

正月五日

諸事御都合能被為濟、八日明半時御供揃ニ而

御在所被遊候、御届左ニ

一彈正事御用ニ而致出府候処、過ル七日御暇被相出

候ニ付、今九日在処被致候、仍而此段相通候様被申付置

如比

正月九日

安積權兵衛

※〔此件素口上届ニ而済候事〕

一正月七日、數馬様御留主居江、御用有之、即刻孫兵衛殿

宅江可罷出旨、御留付高橋勝一郎殿申来、指代席岩

勇之進指出候由之処、邊見英之進ヲ以御書付一通被

相渡、御一統江相通候様被仰渡候段、御同所類役

齊藤平右衛門申聞候事

御一門衆留主居江

覚

来ル廿一日

備晃院様十七回御忌御法事、

於大年寺御逮夜今御当日被遊 御執行候ニ付、左
之通拜被 仰付候

御一門衆 同息方

右者御当日御香奠献上御焼香被 仰付候、在処

病身幼少等之衆ハ、名代使者ニ而拜被 仰付候

御一門衆之 同 同

隠居之衆 内室 母儀

備晃院様江伺御機嫌等被申上候衆計、御当日

御香奠献上、名代使者ニ而拜被 仰付候

一直々拜ニ被罷出義并名代使者被指出候との義、

名前共来ル九日迄可被相通候

右之通御法事奉行片平大丞申聞候間、此段相通申候

一來ル廿一日 備晃院様十七廻御忌御法事〔御執行被遊候〕ニ付、

彈正事御焼香拜被 仰付候処、右名代使者

名前左ニ 安積權兵衛

右之通相達候様自在在処申来如此御座候、以上

正月九日 安積權兵衛

一明十六日より南方御用前ニ御座候、以上

正月十五日 安積權兵衛

右指代永根龍太郎ヲ以指出候処、御物書佐藤百助殿
孫兵衛殿用人逸見惣右衛門 受取候

由申聞候事

一 正月十四日数馬様御留主居江、御用有之、即刻

孫兵衛殿宅江可被罷出旨、御留付長沼文吉殿令申

来、指代坂本敬之進差出候由之処、用人取込之由ニ而、

取次ヲ以別紙御書付式通被相渡、如兼而之御一統江

相通候様、孫兵衛殿令被仰渡候段、御同所類役

齊藤平右衛門申聞候事

御一門衆留主居江

覚

来ル廿一日 備見院様十七回御忌御法事、

御逮夜令御当日被遊 御執行、御前様令御附

御法事被成迄無御滞相济候、伺御機嫌左之通

在府之

一 屋形様江 御一門衆 同息方

右同日御法事相济候已後、七ツ時登城、私共江

出会可被申上候、御前様江者御奥方江詰合之

者以使者可被申上候

但在所、病氣幼少之衆者、 屋形様江者

私宅、御前様江者御奥方江詰合之者、以使者

可被申上候

御一門衆之 隠居之衆 内室 母儀

兼而伺御機嫌等被申上候衆

右同断以使者可被申上候、御前様江者兼而伺

御機嫌等被申上候衆計

一 服付之義者常服ニ御座候

右之通り御法事奉行片平大丞方令

申来候間此段相達申候事

覚

来ル廿一日、備見院様十七回御忌御法事二付、

御焼香ニ被罷出候衆、五ツ半時大年寺江可被相詰候、

尤病氣等ニ而使者被差出候衆も、右刻限ニ可被差出

旨、御法事奉行片平大丞方令申来候間、此段相

達申候事

右正月十七日、岡本久七ヲ以賜目江下ス

一 御用之義有之候条即刻宅江可被罷出旨、孫兵衛

被申候、已上

正月十七日 長沼文吉

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎指出候処、用人取込之

由二而、取次ヲ以別紙御書付式通被相渡、如兼而之
御一統江相通候様、孫兵衛殿分被仰渡候段、右同人
申聞候事

御一門衆留主居江

覚

錢相場金壹歩ニ付壹貫六百文ニ被相定置、百文錢ハ

去秋分式貫文ニ被相直候処、近頃諸国共錢相場引

下ケ相溢れ、融通不宜事ニ相聞得候ニ付、吟味之上左之通被

仰付候

一 錢相場、百文錢四文錢小錢共、無差別時相場ヲ以通用可仕候

但御国通用之為替手形ハ是迄之通、改正

壹切手形ハ金壹歩ニ四枚之割分、新古手形共

右割合ヲ以通用可仕候事

右之通 御城下在々共、不残如兼而之早速可被

相触候、以上

正月十一日

正親⁽²⁷⁾

備中⁽²⁸⁾

下野⁽²⁹⁾

大丞⁽³⁰⁾

築後⁽³¹⁾

御目付中

右之通被仰渡趣、御目付加藤十三郎申聞候間、此

段相達申候事

覚

此度 備晃院様十七回御忌御法事御用

相勤候、諸侍者不及申、又者等ニ到迄、大年寺境内江

詰合居候時分者勿論、下宿等ニ罷在候節、諸

事屹度慎可相勤候事

一 喧嘩口論仕間敷候、仮令如何様之儀候処、御法事

中堪忍可仕候事

一 博奕惣而賭之諸勝負仕間敷事

一 火之用心之義、屹度相守油断不仕様、軽キ者

下々迄可申付事

右之通り屹度可相守旨諸役人分被相通、支配

在之輩者支配中并又者等迄屹度申付候様、首尾

可有之候、已上

辰

正月

大丞

沼邊 薨殿

一 此度御法事ニ付大年寺山門内江又者等相入候義

左之通

一御一門衆

刀持共

侍 三人

草り取彦人

一下乗之事、山門前二而可被致下乗候事

但表門分罷出候衆者鎮守前二而可被致
下乗候事

一右之外又者等相入申間敷候、挟箱者入用之節

呼寄、用事相仕廻候ハ、可相出事

一御法事奉行者挟箱何方二而可相入事

一諸役人其外不寄誰ニ、挟箱風呂敷包等御門

相出候刻、御賄賦御役人合判ヲ以通用可致候事

右之通り大年寺江相詰候輩御目付分相通、

於御門番所如前々之首尾可有之候、以上

辰ノ

正月

大丞

沼邊 蔀殿

右之通被仰渡候段御目付申間候間、此段相達

申候事

一御用之義有之候条即刻宅江可被罷出旨、孫兵衛

被申候、以上

正月十八日

長沼文吉

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出候処、用人取込之由

二而、取次ヲ以別紙御書付彦通被相渡、如兼而之御一

統江相通候様、孫兵衛殿分被仰渡候段、右同人

申間候事

御一門衆留主居江

覚

御用支病氣等二而年始御規式江被罷出兼候衆、

正月十五日前願申上候得者、年始之

御目見被 仰付来候処、自今右 御目見願

申上候共、 御目見者不被 仰付流二被成下旨

被 仰出候段、片平大丞方分申来候間、此段相

達申候事 右正月廿一日、坂本林七ヲ以宇和ノ殿江下ス

一彈正内室昨十九日平産男子出生仕候、依而

彈正事来ル廿五日迄血忌相成申候、此段相達候様、

在所分申来如斯御座候、已上

正月廿日

安積権兵衛

右之通両御月番衆江指代永根竜太郎ヲ以差出申候処、

御留付(物書)

佐藤百助(見)、用人逸水惣右衛門受取候由、同人申聞候事

一 正月廿五日孫兵衛殿宅江被御呼出、御同人出坐、御留付読渡、御家御血忌御届中ニ付御呼出無之不時寄合御手前宿前ニ相濟候事

※〔〇御請御宿老衆宛名ニ而指出候、御案文留江記〕

御一門衆留主居江

宇内之形勢切迫ニ相成、御国内御兵備之御手当御行届無之、御藩屏之御任不被為立候而ハ難被為成候ニ付、段々非常之御省略御改革被相行候得とも、今以思召之程御行届不相成候之処、近頃弥増非常切迫之形勢ニ推遷リ、既ニ於畿内ニ戰爭ニ相成、此上何様之騷乱何方江相發候哉難計候ニ付、御軍備御充実之ため当年分向十ヶ年、御身廻リを始御奥方向共尚又非常ニ御省略、凡而昇平以來之御先格御旧例先ハ被相廢、必用不得止之御遣道之外一切被相扣候、仍而御一門衆始大小之御家中 上之御仕法ニ奉准、常式相続向之義、必用不得止之外ハ家例仕来等も相廢省略仕、軍備十分ニ用意仕、諸有司御格例形合等江不拘実事江行届相勤、何レも其職分を尽

思召相貫候様可仕旨 御意之事

一 彈正事昨廿五日迄血忌被相達置候処、今日

血忌明ニ付此段相達候様、在所分申来如此御座候、以上

正月廿六日

安積權兵衛

右指代永根龍太郎ヲ以指出申候処、御物書佐藤百助殿 孫兵衛殿用人逸見惣右衛門受取候由申聞候

一 御用之儀有之候条即刻 御城江罷出、御目付江

被相断候様大丞被申候、以上

正月廿五日

山口權七郎

彈正殿御留主居衆外御一統

尚以麻上下可被心懸候、以上

右ニ付罷出、兩御目付江名札ヲ以断候処、御目付長沼

五郎左衛門殿、御徒目付圓城寺大三郎殿ヲ以、兼而之

通御客之間御椽通江引揃、大丞殿謁、左之

通被仰渡、御手前不時寄合ニ而相濟候事

御一門衆御留主居江

※〔一御答御奉行片平大丞殿宛名ニ而御案文留江記〕

覚

大條孫三郎儀(35)、今日御奉行職被 仰付候間、此旨

相達候

一御用之義有之候条即刻宅江可被罷出旨孫兵衛被申候、以上

正月廿六日

長沼文吉

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出候処、用人取込之由二而、取次堺吉五郎ヲ以別紙御書付式通被相渡、如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡候段、右同人申聞候事

覚

大目付江

將軍職御辞退御聞届相成候二付、以来下分者上様と可奉称候、右之通去ル十二日於大坂表被仰出候、此段向々被可被相達候

十二月

大目付江

御台様御事以来御簾中様と可奉称候
右之通り去ル十二日於大坂表被仰出候、此段向々江可被相達候

十二月

大目付江

松平豊前守殿事、去ル十五日於大坂表老中格被仰付候、諸事前々老中格被仰付候節之通り相心得候様可被相達候

十二月

右之通り御書付被相渡候由江戸分申来候段、片平大丞方分申来候間、此段相達申候事

御一門衆留主居江

右正月廿七日、大内喜左衛門ヲ以鮎田殿江下ス

覚

大條孫三郎儀、昨日御奉行職被仰付候、御歛左之通り可被申上候

※〔一御歛之使者相出ス、案文留江記〕

御一門衆

屋形様江来ル廿九日迄、私宅江詰合之者使者ヲ以可被申上候

御前様江者同日迄、御輿方江詰合之者以使者可被申上候

右之通り片平大丞方分申来候間、此段相達申候事 是迄正月廿七日、大内喜左衛門ヲ以賜目江下ス

一 正月廿七日、御用有之即刻孫兵衛殿宅江可被罷出旨、御留付長沼文吉殿分申来、指代永根竜太郎差出候処、用人取込之由二而、取次佐藤徳松ヲ以別紙御書付忝通被相渡、如兼而之御一統江相通候様、孫兵衛殿分被仰渡候段、右同人申聞候事

御一門衆留主居江

覚

関所通方之儀二付、当七月中相触候趣も有之候得共、今般別紙之通り相達候二付而者、関所二而相改出口関門々々二而相渡候切手江致加印、右切手又者主人重役等之断書不致所持者不被通、尤当时旅行中二而今般相触候趣不相弁分者、篤と糺し之上怪敷義無之候得者、右切手不致所持候而も相通し候筈二候

右之趣御料私領寺社領共不洩様可相触候

右之通り万石以上以下之面々江可被相達候

十二月

大目付江

市中取締之為、当分之内御府内出口所々江関門御取建相成、諸士之分者其主人重役分何方

江家来成人指遣候旨断書、百姓町人者所役人之添書持参無之候而者、出入共一切通行差留候、尤断書関所二而相改疑敷子細無之候得者、於同所切手相渡候間、関門相越候而右切手処持不致旅行者者勿論、道中筋并在々二而も決而旅宿為致間敷候、且右改不受押而通行可致之仕成、又者旅行切手持不致旅人者無用捨召捕、若手向二及候ハ、切捨候筈二候、尤当时出府途中二而関門通行方不相弁者、関門二而篤と相糺し疑敷筋無之候得者相通候筈二候

右之趣御領私領寺社領共不洩様可被相触候

右之通り万石已上以下之面々江可被相達候

十二月

右両条稲葉美濃守殿御渡之旨大目付衆

御回状到来之段、公義使相達、江戸分申来候間、如兼而之可相触候、已上

正月

正親 備中

下野 大丞

筑後

御目付中

右之通り被仰渡趣、御目付北作右衛門申聞候間、

此段相達申候事 右正月廿七日大内悦之丞⁽¹⁾江相

頼、鮎田殿江下ス

彈正三男出生

名元左之通

篤三郎

右之通り相達候様在所分申来如斯御座候、以上

二月朔日

安積權兵衛⁽¹²⁾

右指代永根竜太郎ヲ以指出申候処⁽¹³⁾御物書須田平左衛門殿
孫兵衛殿用人逸見惣右衛門受取候由

申聞候事

※〔御上府中二月十五日、御直御蒙二相成候事〕

口上

私二男篤治郎当五歳ニ罷成候処、苗字紋之義何様

仕可然哉相伺申度存候、私家ニ別苗字紋無御座候、

弘化二年、弟篤治郎苗字紋無御座候ニ付相伺候処、

中村之御苗字引両之御紋拜領仕^被候 仰付候、

仍而篤治郎苗字之儀者何様為相用可然哉相

伺候間、宜御吟味頼入存候、以上

二月三日

御名

御奉行衆連名様

※〔二月十五日御附札

諸御礼御用捨中ニ付被申上候ニ不及旨被申候事、御留付玉虫作左衛門殿
手係リ〕

一此度彈正二男篤治郎御苗字御紋之義、別紙ヲ以

被相伺候処、拜領被 仰付候ハ、何様御礼被申上可

可然哉、左之通り相伺候

一屋形様江彈正方分御太刀馬代献上御礼被申

上可然哉之事

但弘化二年彈正弟篤治郎御苗字御紋

拜領被 仰付候砌、諸御礼御用捨中ニ付被申

上候ニ不及旨、御附札ヲ以被仰渡候処、此度者

何様被申上可然哉之事

一屋形様江篤治郎方分御太刀馬代献上御礼

被申上可然哉之事

但弘化二年篤治郎事御苗字御紋拜領被

仰付候砌、諸御礼御用捨中ニ付被申上候ニ不及旨、

御附札ヲ以被 仰渡候処、此度者何様被申上可然哉

之事

一 御前様江彈正方今何様御礼被申上可然哉之事

但弘化二年篤治郎事御苗字御紋拜領被

仰付候砌、諸御礼御用捨中ニ付被申上候ニ不及

旨、御附札ヲ以被 仰渡候処、此度者何様被申上

可然哉之事

一 御同所様江彈正内室方今右御礼何様被申

上可然哉之事

但弘化二年篤治郎事御苗字御紋拜

領被 仰付候砌、諸御礼御用捨中ニ付被申上候ニ

不及旨、御附札ヲ以被 仰渡候処、是迄年始暑寒

諸御怡事等都而申上来候間、此度者何様

被申上可然哉之事

右之通相伺候様在所今申来如此御座候、以上

二月三日

安積権兵衛

右指代永根竜太郎ヲ以差出候処、御物書草刈源八郎殿受取之由

申聞候事

一 御用之義有之候条即刻月番宅江可罷出(挿入文)〔備中被申〕候、以上

辰

二月九日

舟越源之允

彈正殿御留主居衆

右ニ付指代永根竜太郎差出候処、〔備中殿御早出番御用引ニ而、(備中殿へおゐりて挿入文)

正親殿宅ニおゐりて〕取次ヲ以宿繼御奉書書通被相渡、始末振左ニ

彈正殿

佐々備中

宿繼判

備中印

我等方今伊達彈正殿江之急御用状壹封、仙臺今

七北田町通送遣、(玉造)志邇郡於岩出山相届返札可来候

間、月番宅江可差出者也

辰

二月九日

右宿中

彈正殿江宿繼御奉書被相下候首尾相成候

ニ付、兼而之通り右御奉書并御判紙相渡候条

首尾可有之候、以上

辰

二月九日

殿御留主居
安積権兵衛印

国分町検断中(4)

殿在処岩出山ニ而 自仙台屋敷

賜目左近介殿

安積権兵衛

御同役衆中

彈正殿江宿繼御奉書被相下候ニ付、右御用事
相達候壹封一同送り預リ度候、以上

辰

二月九日

殿御留主居

安積權兵衛印

右宿々檢断中

右ニ付二月十二日夕七ツ時、御上府左之通御届相
成候事

彈正事、御用之儀被成御坐候ニ付、早速被致

上府候様御奉書ニ付、只今被致上府候、仍而此段
相達候様被申付如斯御座候、以上

二月十二日

安積權兵衛

口上

私儀御用之儀被成御座候ニ付早速致上府候様
御奉書ニ付、只今致上府候処、

屋形様御機嫌相伺申度候、何時罷出相伺可

然哉、為御相談如斯御坐候、以上

二月十二日

御名

石田正親様

一御用之儀在之候条即刻

御城江可被罷出旨正親被申候、以上

二月十二日

三浦甚之進

信濃^⑥殿御留主居衆

右ニ付指代阿部元三郎指出申候処、右甚之進殿を以
別紙御書附壹通被相渡、如兼而之南方御壹統江

相通候様正親殿分被仰渡候間、御承知被仰上候様ニと
奉存候、以上

二月十二日

佐藤源八郎

尚以右御便書、来ル十五日付を以被仰上候様

ニと御座候へ共、幾日迄御差出日限無之に付、

其段指代方ニ而打合候処、同日迄ニ被相出候様

ニと甚之進殿御談之由申聞候間、此段共ニ

御承知可被下候、已上

御一門衆留主居へ

覚

去月廿七日、田村主馬様^⑥、如御願之御隠居御家督

無御相違、隼人様分被 仰出候由、御吹聴被

仰上候段、江戸分申来候之間、御悦左之通

主馬様
隼人様
江

※〔御両処江御便書、二月十五日指出、御物書佐藤百助殿受取二相成候事〕

御一門衆

兼而御怡事等被申上候衆、来ル十五日附便書

を以可被申上候

右之通月番分申来候之間、此段相達申候事

一二月十六日、御用有之、八ツ時迄之内正親殿宅江可

罷出旨、頭立御物書男澤精一郎殿分申来、罷出

申候処、同人出會、別紙御書付一通被相渡候事

伊達彈正殿留主居江

覚

一 加美郡輕井澤⁽⁴⁷⁾ 一同郡寒風澤⁽⁴⁸⁾

一 同郡田代⁽⁴⁹⁾ 一 玉造郡尿管⁽⁵⁰⁾

右御境御固

伊達彈正殿

古内右近介⁽⁵¹⁾

奥山十之進

芝多齋三郎⁽⁵²⁾

右之通被 仰付候間、貴体様主立四家被仰合、

高割ヲ以平常御番処江足輕武頭等指副

為相詰、非常之節ハ相凶等二応し人数繰出、

嚴重二相固候様可被成候、右二付追々相達義も可

有之候間、御不分之義も候ハ、早速被相任候様可被成候、

古内右近介始江ハ別而申渡候事

右二月十七日、

福田英太郎ヲ以

上野殿江下ス

一二月廿一日大和様御留主居江、御用有之

御城江可罷出旨正親殿被申候由二而、三浦順之進殿

申来、指代鈴木圓吉指出候由之処、右同人ヲ以

別封御書付一通并草案壹枚被相渡、南方

仲間江計相通候様被仰渡候段、御同所類役

広西岱介申聞候事

御一門衆留主居江

覚

切支丹宗門御改被 仰付候段年々相通、寺

請証文江人数を加、鉄砲御改証文一同、御

改処江指出来候之処、此度御吟味之上寺

請証文鉄砲御改証文共被相止候間、別封案

当之通証文相認、是迄之通御改処江可指出候

一頭々江指出候分も寺請証文被相止候、前条案

紙江准し証文可指出候

但當年相觸候人数名年書出右

証文可指出候

一頭々御役所江直改帳指出候義相扣、人数一紙

帳江直改之条々如毎年之相改候趣、末書支

配面々々之証文一同可被指出候

一此末年々不相通候間、御改之義ハ是迄之通相

心得、証文無延引可指出候、当年ハ去年迄之振

合ヲ以証文等取調出来候分ハ、其假指出不苦候、

右之通相段相達申候事

草案左二

一鉄砲御改從前々被 仰出候趣吃度相守可

申候、拙者義妻子ハ不及申、家中下々輩迄切

支丹宗門ニ無御座候

上下合何人

内

一男何人

一女何人

右之通御改ニ付如此ニ御坐候、若違背之段訴人

も候ハ、可申分候、仍如件

何年何月 何ノ誰 重判

御改奉行宛所 右二月廿九日松岡

直之助(36)ヲ以上野殿江下ス

一彈正家中通江西洋流銃術執行為仕度被

存候処、手銃持合無之、買入迄之間 上之御有

銃之内ニ而、小隊壹隊丈ケヘール銃并(57)タス共(58)拝借

被仕度被奉願候、昨年中御軍製御改革以來、

木形ヲ以稽古被申付置候得共、折々火入等修

行不仕候得者、一統氣勢相弛ミ、自然稽古抄

取不申候条、此度御弘銃被奉願候間、被渡下候

迄之内右高拝借被成下度被奉願候、何時ニ而も

於 上御用立之砌者急々相納候様被仕候間、宜

御吟味早速拝借被成下稽古行届候様、此段

可奉願旨、自在所被申付越如斯御座候、以上

辰

二月廿四日

安積權兵衛

一彈正家中西洋流銃隊被取立度被存候間、

ミニール銃式百挺并(59)タス右丈御弘被成下度被奉

願候、從來備筒之分一字古製之鉄砲ニ而、

西洋流銃器一円所持不被致候間、何卒

急卒御弘被成下度可奉願旨、從在所被

申付越如斯御座候、以上

辰

二月廿四日

安積権兵衛

※三月廿三日御附札左二

ミニール百五十五挺最初五挺被貸遣置候江取合百六十挺之高、タス背負革其外二鑄形式挺被払遣候間、御兵く方承合御入料上納之上被受取候様被申候事

右両条二月廿四日、指代永根竜太郎ヲ以差出候処、御物書

草刈源八郎殿受取之由、右同人申聞候事

一加美郡輕井澤 一同郡 寒風沢

一同郡 田代 一玉造郡尿前

右四ヶ所御境目、彈正主立古内右近介殿始四

家高割ヲ以足輕并武頭等御番所江為相

詰取締候様被仰渡候二付、左二相伺申候

※〔御附札人数之義ハ兼而不取締無之程宛可被指置旨被申候事〕

一平日者為物見番壹ヶ所江武頭并足輕等五人

宛差出置可然之事

但し非常之節者右物見二差出置候者今相図二

随ひ、不取敢人数繰出候様兼而手当申付被置候事

※〔御附札

此末別ヶ条、非常二付多人數被指出候節ハ御手当可被成遣旨被申候事〕

一平日詰居候節者格別多人數繰出候砌者兵糧等可被渡下哉之事

一平日人数指出置候ヶ所并非常之節多人數

繰出候砌、陣屋等御補理相成可被渡下哉之事

※〔御郡人足被召仕候義難成吟味旨被申候事〕

一万一非常之節兵具物運送等ヲ始諸事、

向寄御郡人足被召仕可然哉之事

※〔無異儀被申候事〕

一加美郡御境目至極積雪之土地柄二而十月

頃今雪消迄之間、三ヶ所共門沢村江引揚候場所二

候間、御役人衆引揚候砌者同様同所江為引揚

可然哉之事

右ヶ条之通相伺申候、右之趣主人外三家今も

相伺可申之処、同様之義二候間、申合当家今相伺

可申旨、在所今申来如斯御座候、已上

辰

二月廿五日

安積権兵衛

※〔右伺書二月晦日、保田泰藏殿今御呼出二而筑後殿今御附札之通被仰付候〕

右二月廿五日指代永根竜太郎ヲ以差出候処、御物書當沢善次

殿受取之由右同人申聞候事

右二月廿九日松岡直之助ヲ以賜目江下ス

一二月廿九日、大和様御留主居江、御用之義有之、今八ツ半時迄之内 御城江可被罷出旨、正親殿御申之由二而、今泉三郎助殿分申来、指代鈴木圓吉差出候処、右三郎助殿出会、御地家御状拾壹通被相渡、如兼而之相通候様、正親殿分被仰渡候由、御同所類役広西岱介申聞候事

御名 伊達若狭守

一二月廿九日、御用之義有之即刻

御城江可被罷出旨備中殿御申之由、御物書舟越源之允殿分申来、指代永根竜太郎差出候処、右源之允殿出会、別紙御奉書壹通并御判紙壹通被相渡候段、右同人申聞候事

彈正殿 大内筑後

石田正親

宿繼判兼而之通り略ス

彈正殿江宿繼御奉書被相下候首尾相成候二付、

如兼而之右御奉書并御判紙相渡候条首尾可有之候、以上

辰 殿御留主居

二月廿九日 安積權兵衛

新傳馬町⁶⁰檢断中

殿在所岩出山二而 自仙御屋敷

富岡四郎右衛門殿 安積權兵衛

御同役衆中

彈正殿江宿繼御奉書被相下候二付、右御用事

申達候壹封一同送リ可預候、以上

辰 殿留主居

二月廿九日 安積權兵衛

右宿々檢断中

一彈正家中西洋流銃隊稽古被申付置候処、今般

為教授大條三治殿、来ル五日頃分日数三十日之

見詰ヲ以拝借被成下度被奉願候、此度會津

御進發二付主人事越河口御先二ノ手被

仰付候間、家中通り一日も早く調練為仕候様手当

被申付度、前書之通り被奉願候条宜御吟味

被成下度、此旨相達候様自在所被申付越如

斯御座候、以上

辰

三月二日

安積権兵衛

右若老衆江指出候処、菊地厚之進殿受取候段申聞候事

一 彈正家中通江西洋流銃隊被取立候二付、ミニール

銃式百挺并タス右銃丈御扱被成下度、右御扱

銃被渡下候迄之間稽古銃ニ為仕度候間、ケヘール小隊

一隊丈タス共ニ拝借成下度之品々、委曲先般被奉

願置候処、其内此度會津 御進發二付、主人事

越河口御先二ノ手被 仰付候二付、弥更調練方

習熟為致候様夫々手当被致候得共、先願ニも被

相達置候通、木形且番筒等ヲ以取扱候義ニ而者

稽古被進不申、第一火入試等可為仕候様無之、実地ニ

悟入不仕翫物同様之義ニ御座候間、被相願置候高之内

先以ミニール銃小隊壹隊丈タス共被渡下度被奉願候、

万一右様難被成下候ハ、ケヘール銃ニ而前書高右御扱

銃被渡下候迄之内拝借被成下度、此段相達候様自

在所申来如斯御座候、以上

三月

安積権兵衛

右之通指代永根竜太郎ヲ以指出候処、御物書佐藤百助殿受
取之由右同人申聞候事

一 三月三日、御用之義御冊候二付、四ツ時 御城江罷出候様

土佐殿御申之由、都澤善治殿今申来罷出申候処、如

兼而御客之間御掾通江御目付澁川助太夫殿、御徒

目付曾根小左衛門殿ヲ以御引揃、英力殿、大丞殿出坐、

英力殿左ニ誂渡之

御一門衆留守居江

覚

純君様御事、

近衛様

廣幡様江被

仰合、 屋形様 御前様御養女ニ被極候、此

旨可相達旨 御意ニ御坐候

御一門衆留守居江

覚

屋形様御妾腹宜三郎殿、御虚弱御病身ニ而

当時御家督御願可被遊様無之候二付、

遠州様御養方御弟 伊達恒磨様御事、

純君様江御取合御躰養子〔御願〕被 仰上、宜三郎殿

追々御丈夫ニ被成候ハ、恒磨様御養子ニ御願

被遊旨御願被 仰上 思召二候、此旨可相達由

御意ニ御坐候

右被仰渡、川崎(2)不時寄合ニ而相濟候事

右迄三月四日、横山安吉(2)ヲ以宇和野へ下ス

一 三月三日、藤五郎様御留主居江、御用有之、即刻

御城江可罷出旨、(英力殿申之由挿入文)御留付小野一治殿(英力殿)申来、

指代大堀専七郎指出候由之処、右一治殿出會、別紙御書付一

通被相渡、御一統江相通候様被仰渡候段、御同処類役

佐藤助三郎申聞候事

御一門衆留主居江

覚

此度松平之苗字を称し居候族向後本姓ニ復し

候様、從 御所被 仰出、伊達と御称し被遊旨被

仰出候事

右之趣家中下々迄不残可被相通候

右之通此段相通申候事

右迄三月四日、横山安吉(2)ヲ以戸田殿へ下ス

一 三月四日、御用之儀有之、四ツ時 御城江可被罷出旨、

宗三郎殿御申之由、菊地厚之進殿(2)申来、指代永根

竜太郎差出候処、右御同人出會、過ル二日御願出ニ相成候

大條三治殿義、来ル五日頃(2)分日数三十日見詰ヲ以拜

借被成下候段、(下挿入文)別紙覚書之通被仰渡候事

覚

御家中西洋流銃隊訓練為教授之、大條

三治義、来ル五日頃(2)分日数三十日見詰ヲ以拜借

被成下度被相願候、如御願被貸遣候事

一 三月五日、御用之義在之、即刻

御城へ罷出候様、土佐殿御申之由、舟越源之允殿(2)分

申来候二付、差代永根竜太郎差出申候間、

右御同人出會、別紙御書付壹通被相渡候段

申聞候事

伊達彈正殿留主居へ

覚

家中西洋銃隊被取立候二付、ミニール銃式百挺

タス共御払被成遣度被相願置候所、此度會津

御進發 御先二ノ手被 仰付候二付而者、先以一小

隊被渡遣度別而被相願候、御筒繰次第先以ミニール

銃并ケへール銃之内ニ而一小隊附属之小道具

共拜借被成遣候間、向々被問合候様可被成候事

右迄三月六日、高橋弥兵衛(2)ヲ以戸田殿へ下ス

一 三月四日、御用之義在之、即刻

御城へ罷出候様、英力殿御申之由、小野一治殿令申

母儀

来、指代伊藤雄八指出申候所、別紙御書付忝通

被相渡、如兼而御壹統へ相通候様被仰渡候段、藤五郎様

御留主居佐藤助三郎申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

純君様御事、

屋形様御前様御養女二被遊、伊達恒磨様御掎

養子御願被 仰上候 思召之旨被

仰出、恐悦之御事二付、右御怡左之通可被申上候

屋形様

御前様

純君様

延壽院様本光院様宜三郎様江

在府之

御一門衆

同 隱居之衆

同 息方

兼而御怡事等被申上候

御一門衆之 内室

屋形様

御前様

純君様江月番宅、延壽院様江八亀ヶ岡御屋敷、⁽⁷⁸⁾

宜三郎様江八御奥方江、来ル十五日迄之内詰合之者

以使者可被申上候

一 在府之御一門衆も

御前様御始江ハ右二准し可被申上候

右何れも

御前様御始江者兼而御怡事等被申上候衆計

右之通可相通旨、但木土佐申聞候間、此段相達申候事

此度會津

御進発方主人事

御先二ノ手被

仰付候二付、左二相伺申候事

一 御軍製人数割、壹万石以上人数何程被召連可然

哉之事

一 御国相印、御軍制御変革以来何様ニ可有御座之事^(哉脱力)

一 軍中相凶、古来之通金鞆角共被相用可然哉之事

一 近来銃隊相開、甲冑并弓相廢候事ニ

承知仕候所、右兩条者相廢可然哉之事

一 御国許并他国行軍、且軍中着服、

士卒冠等ハ何様ニ仕可然哉之事

一 宿陳之具等ハ何様ニ仕可然哉之事

一 彈藥其外兵具物等運送ニ付召仕候人馬、

御国許并他国共何様ニ仕可然哉之事

一 兵糧之儀者何様ニ仕可然哉之事

一 旗并陳幕等者何様被相用可然哉之事

一 持楯等之具 上ニ而御用被遊候哉、且何様之

品弁理ニ可有之哉之事

一 大砲者実彈何れニ而も可然哉、尤一万石ニ而何程

為持可然哉之事

右之通相伺候様被申付如斯ニ御坐候、以上

三月七日 家老 永根隼人之輔

右御内々若老真田喜平太殿へ相伺候事、御同所用人今野

運三郎受取之由、指代永根竜太郎申聞候事

一 三月九日、御用之義有之、即刻御城江可被罷

出旨、英力殿御申之由、御物書佐藤百助殿

申来、指代永根竜太郎差出候処、右百助殿出会、御奉

書彦通被相渡、大急御在所江相下候様、且大急ニ付

宿繼御判紙不被相渡候間、態人ヲ以急々相下候様、

英力殿御申之由、右百助殿御談之由、同人申聞候事

彈正殿 坂 英力

ノ

右大泉安海被相頼、且御門番栗田養左衛門相加、九日夜九ツ時出立ニ而
賜目江下ス

御奉書御文意左ニ

一 筆致啓上候貴体御用之義御坐候間、早々被成

御出府候様 御意ニ御坐候、恐惶謹言

三月九日 坂 英力

彈正殿

右ニ付三月十日夜九ツ時、被遊 御上府候事

御上府御届之義者 御乗切ニ而御上府ニ付、素口上ヲ以

御月番江御届、直々 御登城御機嫌伺被仰上、

御用等も御蒙、直々御在所江之御暇も被仰出、諸事無御滞

被為濟條并付、今十二日御下向被遊候ニ付、其段素口上ヲ以両

御月番衆江御届相成候事

坂 英力様 伊達彈正

※御奉書御受

右指代永根竜太郎ヲ以差出申候所、佐藤秀六受取候由申聞候事

但木土佐様 御名

※御躰養子御願被仰渡候御請

但木土佐様 御名

※右式通永根竜太郎ヲ以差出申候所、佐藤秀六受取候由申聞候事

一ケヘール銃三十式挺、タス三十式、ミツマタ壺、マンリキ壺、

三月十一日、講武場係り御役人綱代久左衛門ノ受取、仮受取差

出候段、永根竜太郎申聞候事、右御品直々御在所江相下候事

一三月十一日、御用之義有之、即刻

御城へ罷出候様、喜平太殿御申之由、松川豊之進殿ノ

申来候二付、指代永根竜太郎差出申候所、右御同人出會、

此度會津 御出張方輕卒共ニ惣人数何程

被召連候哉、早速相達候様御談二付、左ニ相達申候

一此度會津

御進発二付主人事

御先二ノ手被 仰付候二付、被召連候人数書出候様被仰渡

左ニ

一惣人数四百八拾人

右之通被召連候取調二候得共、精々人数積算仕候ハ、

追々増減も相出可申、此段共ニ相達置候様被申付

如斯ニ御座候、以上

三月十二日

安積權兵衛

彈正家中通江西洋流銃隊被取立候二付、施條銃

式百挺并タス其外附屬之小道具共右銃丈御払

被成下度被奉願置候所、此度會津

御進発二付、主人事越河口

御先二ノ手被 仰付候間急速被奉願候、外ニも出張方被

相備丈被相調度、夫々右銃自分用意之手配も被申

付候得共、迎々買入候儀被行届兼候間、前書之通

施条銃等早速御払被渡下候様宜御吟味被成下度、此旨

相達可申、自在処被申付越如斯御坐候、以上

三月十三日

安積權兵衛

彈正家中西洋流銃隊稽古被申付置候所、此度鞆手

為教授増子^(目カ)己之松殿、来ル十五日頃今日数三十日之見詰

ヲ以拝借被成下度被奉願候、今般會津

御進発二付、主人事越河口

御先二ノ手被 仰付候間一日も早く調練為仕度、手当

被申付候得共、鞆手教授役無御坐行届不申候間、前書之通

早速拝借被成下度被奉願候条宜御吟味被下度、此旨

相達候様、自在処被申付越如斯二御座候、以上

三月十三日

安積権兵衛

一三月十五日藤五郎様御留主居江、御用之義有之、
即刻 御城江可被罷出旨、小野一治殿分申来、指代
砂沢鶴之進差出候処、右御同人出会、別紙
御書付老通被相渡、如兼而之御一統江相通候様
被仰渡候段、御同所類役佐藤助三郎申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

徳川慶喜御追討之応援并會津本城襲

撃之義被為蒙 仰候処、方今外国之覬覦

有之内乱ヲ促し候ハ、皇国之御大事ニ可被為

至と御痛心被遊、曲直分明ニ被相計、干戈ヲ

不被為動、正大公明之御沙汰被仰出候様為御建

白、大條孫三郎上京被 仰付候得共、既ニ

征討將軍東下之後ニ相成、御建白書御指立

相成兼候段申上候、右御建白之趣者御近隣之數

藩御同意之義有之、其期ニ後レ 叡聞ニ不相達

義 御残念ニ被思召候、且慶喜東下已来、只

管恭順謹慎謝罪之外無他念事ニ相聞得、

自然干戈ヲ不被為動、殺戮も不被相加哉二者候へ

とも、彼祖先之勤勞ヲ被 思召、公正之御評義ヲ以

御寛大之御沙汰被 仰出、慶喜者不及申、支

族陪臣迄も 至仁之 皇恩ヲ奉威服候

様御所置被為在度、全徳川家之ために被 仰立候

事二者無之、彼支族陪臣封土天下之半ニ過、人

民も右ニ准し皆以旧恩ヲ忘却し候義二者有之

間敷候得共、 尊 王之大義ヲ重し今度

征討之師ニ従ひ候輩も可有之、若徳川家之

祖家祀ヲ絶候段ニも相至候ハ、必悲憤ニ不堪、禍

心ヲ包蔵し不穩之挙動ニ相至り候哉も難計、

王政復古更始御一対之御初政、別而御深遠之

御廟議被為有度、彼是 御直々御驅登可被

遊御建言御事ニ候得共、討會御奉 命之御手

当向も 御直々御指図不被遊不被為叶候ニ付、

御一門衆ヲ以被仰上候趣 征討將軍御発向

先へ被仰上候ため、伊達將監殿江佐々備中、

遠藤主税被相添、道中日詰ヲ以被相登候間、

此旨老統可相心得候、依而者會討 御出陣も

御用意御猶予相成候而も可然哉と奉存候

向も可有之候得共、右御建言之趣無御余義御取
受可相成哉、別而無御余義御趣意有之御指圖

可被為受哉、素今難計何時迄も御奉 命之

廉不相顕候而者、御違 勅之責ヲ被為受候而已
ならず、柔弱卑怯苟且倫安之誹ヲ被為受候も

難計候間、御沙汰之次第二今速ニ 御出陣不被

遊難被為成事ニ候条、必不相撓用意可仕候、且

鎮撫使御取扱之義者、 朝廷ニ被為対御尊敬

之御趣意ニ有之候間、御附属之人數諸藩入交候

義等如何と心得候輩も可有之候哉ニ者候得共、妄ニ

面々之見込ヲ抗論、又者卒爾之所為ニ及、忠誠

之志ヲ以却而 御国辱ヲ醸候段ニ相至候義無

之様、厚可相心得旨被 仰出候事

右之通可相通旨、坂英力申聞候間、此段相達申候事

右三月十七日、片平亥三郎(85)ヲ以湯山(86)へ下ス

一御用之義有之候条、明十七日四ツ時

御城江罷出、御目付江相断候様、英力被申候、以上

三月十六日

山口權七郎

彈正殿御留主居衆外御壹統

猶以麻上下心懸可被罷出候、以上

右ニ付罷出、兼而之通名札ヲ以両御目付へ相断申候所、

御目付林嘉膳殿、御徒目付矢野順治殿ヲ以御客之間

御縁通江引揃、英力殿左之通被仰渡候事

御一門衆留主居へ

覚

松本要人(87)義今日御奉行職被

仰付候間此旨可被相達候

御息方江も可被相達 右三月十八日、阿部長之允ヲ以

賜目へ下ス

一三月十七日、将監様御留主居江御用有之、即刻宅江

可被罷出旨、孫兵衛殿御申之由、小野一治殿(88)申来、指代

山田慶一郎指出候処、用人小松小松喜三郎(89)ヲ以別紙

御書付壹通被相渡、如兼而之御一統江相通候様、孫兵衛殿

へ被仰渡候段、御同所類役長尾新之丞申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

御軍制御改革ニ付戎服左之通り被相定候

一諸士者兜頭巾筒袖之胴服小袴

但頭巾鞆江紋相附候義勝手次第、右鞆胴服

小袴共羅紗羅背板勝手次第

- 一 兜頭巾江金之半月立物ニ不仕、兜江蒔絵等ニ可仕候
- 一 陣羽織者是迄之通可相用、筒袖羽織も勝手次第たるへく候

- 一 鎗印者御使番共是迄之通、御歩目付之目印も可為是迄之通候

- 一 御小性組番頭之母呂御小性組之竹袋(姓)者被相廢候

- 一 御目付御使番之母呂被相廢候、兜頭巾者鞆

- 一 緋色笠者表銀裏金ニ可仕候

- 一 諸組付者士凡共法被被相廢、筒袖之胴服被相廢候

但諸組之竹袋も被相廢候

- 一 凡下御扶持人等者陣股引立付之内勝手次第可相用候

右之通被 仰出候間、委細之義者御軍制係り

若年寄承合候様、共ニ御家中不残早速可被相觸候

- 三月 正親 英力

- 土佐 大丞

筑後

御目付中

右之通り御目付(挿入文)富田文左衛門申聞候間、此段相達申候事

右迄三月廿二日、衣川兵左衛門ヲ以戸田殿へ下ス

- 一 御用之儀候条、今日中

御城江罷出候様英力被申候、以上

- 三月十九日 舟越源之允

彈正殿御留主居衆外亘り計

右ニ付指代永根竜太郎指出候処、過ル十五日御願出ニ

相成候施条銃再御願江御附札相成、源之允殿分

被相渡候事

御附札左ニ

三拾式挺之内八挺施条銃拝借被成遣候筈之由

向々申聞候間、依而書面之通り難成吟味之旨

被申候事

- 一 三月十八日、数馬様御留主居御用有之、即刻宅江

可被罷出旨孫兵衛殿御申之由、御留付小野一治殿分

申来、指代浦山雄三郎差出申候処、右一治殿出会、

別紙御書付壺通被相渡、如兼而之御一統江相通候様、

孫兵衛殿分被仰渡候段、御同所類役齊藤平右衛門

申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

松本要人義今般御奉行職被 仰付候、右二付

御怡左之通り可被申上候

御一門衆

来ル廿五日迄之内私宅江詰合之者以使者可被申上候

一御前様江者来ル廿八日迄之内御奥方江詰合之者

以使者可被申上候

右之通坂英力申聞候間此段相達申候事

三月廿日

右迄三月廿二日衣川兵左衛門ヲ以富岡へ下ス

一三月廿二日、御用之義有之、即刻 御城江可

被罷出旨大丞殿御申之由、富田大之進殿分申来、

指代永根竜太郎指出候処、別紙御書付之通り

被相渡候由、右同人申聞候事

伊達弾正殿留主居へ

覚

會津御追討出陣日並左之通り

越河口三月廿五日

伊達筑前殿⁽⁸⁸⁾

先手

同廿七日同旗本

御目付

加藤十三郎

御備目付

同廿九日鮎貝太郎兵衛⁽⁸⁹⁾

中目寛太夫

七ヶ宿口同晦日

伊達筑前殿^(藤五郎)

先手

御目付

四月二日同旗本

片平新太夫⁽⁹⁰⁾

御備目付

同 四日伊東相模⁽⁹¹⁾

桜田新三郎

越河口同六日

伊達弾正殿

先手

御目付

同八日同旗本

牧野新兵衛

七ヶ宿口同十日

伊達安芸殿⁽⁹²⁾

先手

陣代

同十二日同旗本

亘理此面⁽⁹³⁾

御目付 白石七郎右衛門

右之通り被 仰出候間其御心得可被成候事

右三月廿三日栗田養左衛門ヲ以戸田殿并湯山江下ス

一 三月廿二日、御用之義御坐候ニ付即刻

御城江罷出候様大丞殿御申之由、都澤善治殿今申來、

罷出候所、如兼而之御客之間御掾通江御目付砂金忠兵衛殿、

御徒目付佐藤權之進殿ヲ以引揃、大丞殿別紙之通

御読渡相濟候上、御輪^(繪)旨拜見被

仰付候事

写

一 會津本城襲撃御沙汰被為蒙候ニ付而者、段々被

仰出置候通ニ候処、今般奥羽鎮撫使御下向之上

御征討之御先鋒并早々御打入之義、別紙之通被蒙

仰、此上御猶予ニ而者御違勅ニ被為至候ニ付、早々御人数

御繰出し御打入と被遊御決定、依之出張被

仰付置候輩不及申、大小之御家中何^レ被

仰付次第速ニ出陣^(陣)、武勇ヲ励功名ヲ顯、御武威奉輝候

様可仕旨

御意之事

写

右早々會津江可討入之旨被

仰出候事

尚以策略等之義者參謀江可申談候

写

仙臺中將

會津追討先鋒被

仰付候、就而者彼国情

探索申付行届居、仙臺着陣之上巨細

御本陣江可申出候

右迄三月廿二日、衣川兵左衛門ヲ以富岡へ下ス

右前澤不時御寄合ニ而相濟候事

一 御用之義候条即刻宅へ可被罷出旨、孫兵衛被申候、以上

三月廿二日

小野一治

数馬殿御留主居衆

右ニ付差代坂本敬之進差出申候所、別紙御書付壹通被相渡、

如兼而之御一統へ相通候様孫兵衛殿今被仰渡候段、御同所

類役齊藤平右衛門申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

御家中軍服之義此度被相触候通ニ候所、右目印左之通

一 御家中士凡とも襟元分左右袖口際迄幅一寸之白筋

縫掛ニ可仕候

一 陪臣ハ士分御取扱之者共惣而前同様之白筋袖中程迄

縫掛ニ可致候

右之通被仰出候間御家中不殘早速可被相觸候、以上

三月 正親 土佐

大丞

御目付中

右之通被仰渡趣御目付富田文左衛門申聞候間此段相逢申候事

右迄三月廿四日

一御用之儀候間即刻 御城江可被罷出旨

志摩⁽⁹⁾被申候、已上

三月廿三日

松川豊之進

彈正殿御留主居衆

右北進指代大内紋太夫指出申候處、右豊之進殿

出會、左之通御談相成候事

伊達彈正殿留主居江

覺

御在處住居之木地挽職ニ而、大銃之彈座

木管等挽方相出候職分之者共拾人高、人撰之

上早々登仙、御兵具方承合候様御首尾可被

成候事 右三月廿四日

一御用之義有之候条即刻

御城へ可被罷出旨土佐被申候、以上

三月廿三日 齊藤友三郎

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出申候所、右友三郎殿ヲ以御附

札之通土佐殿分被仰渡候段申聞候事、右御附札左ニ

ミニール百五十五挺最初五挺被貸遣置候江取合百六拾

挺之高、タス背負革共、外ニ鑄形式挺被払遣候間、

御兵具方承合、御入料上納之上被受取候様被申候事

右迄三月廿五日、小平東之進⁽¹⁰⁾内ヲ以戸田殿へ下ス

一御用之義候条即刻宅へ可被罷出旨孫兵衛被申候、以上

三月廿五日

小野一治

数馬殿御留主居衆

右二付差代坂下敬之進差出申候所、用人小松喜三郎ヲ以

別紙御書付三通被相渡、如兼而之御老統へ相通候様

孫兵衛殿分被仰渡候段、御同所類役齊藤平右衛門申聞候事

御一門衆留主居へ

覺

會津御追討ニ付、出張之輩御軍役之義者平日之心懸

勿論之事ニ候得共、連々難渋且近來物価無類之騰

物等ニ付引立兼候ものも有之哉ニ相聞得候ニ付、出格之義ヲ以

左之通御吟味被成下候、何時も同様ニ被成下候儀ニ者決而無之

候間、此末之覚悟不相馳候様可仕候

一五分壹御役金当年分一円御用捨被成下候

一諸拝借諸上納懸り金穀共早速今当暮迄被召上分上納

被延下来年今被召上候、尤諸向御備金及同様被成下候、相對

借財も早速今当暮迄返済被致分来年迄返済可相延候

右之通御家中不残如兼而之早速被相触候

要人 正親

三月廿一日 土佐 英力

大丞 筑後

御目付中

一武器類質物ニ預り候義者被相禁置候得共、貸金引当ニ

預り置候類も俣有之哉ニ相聞得、当節柄甚不取合之事ニ付

金子返済振者相当之令始末、武器類ハ持主々々江早速可相返

候、尤右金子追々違約ニ及候ハ、進退御引留ヲ以被召上

貸人へ可被渡下候条、聊無心置令始末違約ニ及候ハ、

早速可被申出候

右之通 御城下在々共不残早速可被相触候

三月廿一日 正親 土佐

大丞

御目付中

右両条之通被仰渡趣御目付富田文左衛門申聞候間、
此段相達申候事

御一門衆留主居へ

覚

軍服目印被相触置候所、尚又御吟味之上左之通被

相改候

一御家中士凡陪臣共総而左右之肩襟際分袖江横ニ

長壹尺幅壹寸五分之白筋縫掛ニ可仕候

右之通被 仰出候間御家中不残如兼而之早速

可被相触候

要人 土佐

三月廿二日 英力 大丞

筑後

御目付中

右之通被仰渡趣御目付富田文左衛門申聞候間、此段達申候事

覚 御一門衆留主居へ

此度御町方并寺社門前等江半鐘被相備候相凶打方、左之

通被相定候方と吟味相伺、無 御異義旨被 仰出候

一出火之節近所早半鐘式ツ揚、打繼候所ハ間遠ニ式ツ揚

一盜賊乱妨人等有之節同断早半鐘三ツ揚、打繼候処ハ

間遠二三ツ揚

右式ヶ条共鎮候節ハ間遠ニ壹ツ宛式十

但し前式ヶ条之相凶打切候上、不紛様打可申候事

一 右ニ付虚空藏等⁽⁹⁶⁾之火鐘ハ是迄之通、所々寺院之半

鐘等打方右相凶ニ不紛様可致候事

右之通坂英力申渡候趣御目付富田文左衛門申聞候間此段相達申

候事

右三月廿六日、岡本久七ヲ以戸田殿江下ス

一 彈正事主立古内右近介殿等四家ニ而、加美

郡輕井沢、同郡田代、同郡寒風沢、玉造

郡尿管前四ヶ村御境目御固、高割ヲ以平常

御番所江武頭江足輕指添為相詰、非常

之節相凶ニ応シ人数繰出、嚴重ニ相固

候様被仰渡候ニ付夫々手当被申付候処、此度

會津御追討 御進発ニ付主人事越河口御先

二ノ手被 仰付人数配当仕候処、素少人数

之事ニ而録丈之人数組ニ而出陣被致候得者

右御固方行届不申、無扨次第御座候間、被仰

付候四ヶ所之内、加美郡三ヶ所江人数被指出候

義者被成下 御免度被奉願候、玉造尿管前之

義ハ在所付、殊ニ從來迄締被 仰付置候御境

目之事ニも候間、主人一手ヲ以嚴重相固候様

訖度被申付候条、如願御吟味被成下度此段可奉

願旨被申付如斯御座候、以上

慶応四年三月 戸田定之允

重判 上野勘右衛門

重判

永根隼人之輔

重判 鮎田四郎左衛門

重判

一 三月廿六日御用之義有之、四ツ時 御城江可被

罷出旨筑後殿被申之由、男澤精一郎殿分

申来、指代永根竜太郎指出候処、右御同人

出会、先日御願出ニ相成候御固方之御願書御吟味難被下^(御下挿入文)

御返達ニ相成候由、右同人申聞候事

右三月廿六日、岡本久七ヲ以戸田殿江下ス

一 三月廿六日、将監様御留主居江、御用有之、即刻

孫兵衛殿宅江可被罷出旨、御留付小野一治殿分

申来候間之^二處、指代佐藤嘉左衛門指出申候處、
用人取込之由ニ而取次ヲ以、別紙御書付忝通
被相渡如兼而之御忝統江相通候様孫兵衛殿ハ
被仰渡候段、御同処類役長尾新之丞申聞候事

御一門衆留主居江

覚

御家中俗者惣髮、御医師等者有髮ニ相成
度由願之上御免被成下来候處、此末願二者
不及、頭々江相届候上勝手次第御免被成下旨
被仰渡候間、其心得向寄ニ可被相通候、以上

三月廿一日

尚以本文之通り御免被成下候得とも

散髮ハ難成候間此段共可被相通候、以上

右之通坂英力申渡候旨御目付富田文左衛門

申聞候間此段相達申候事 右三月廿八日、小平東之進
被相頼戸田殿へ下ス

一 御用之義候条即刻

御城へ可被罷出旨志摩被申候、以上

三月廿七日 松川豊之進

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出申候所、右豊之進殿ヲ以別紙御書
付忝通、志摩殿ハ被仰渡候段申聞候事

覚 御一門衆留主居へ

御出陣^(陣)二付被差出候御人数年齢十七八歳ハ四十歳迄ヲ
限り強壯之士計可被相撰候、尤槍隊弓隊之如きハ

被相廢候様可被致候、且手頭已上ハ手鎗ハ本為持候儀ハ
不苦、外從卒ハ壹円可被相扣候事

右之通被相心得可申段々被書出置候、人数余リ多人数
二候間、何二分御人撰真之強壯勇兵計可被指出候

以上

一 御用之義有之候条即刻 御城江可被罷出旨

英力被申候、以上

三月廿七日 舟越源之允

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎指出候處、別紙御書付忝通
被相渡候段右同人申聞候事

覚

會津追討 御出陣四月七日と被仰出候事

右迄三月廿八日、小平東之進被相頼戸田殿へ下ス

一 彈正事此度會津 御進發二付御先二ノ手被

仰付候處、兼而不如意之相續、殊ニ非常之世態

ニ付出陣方入用之見詰無之、仍而主人下町

御知行所へ当年貢見詰不少先納被申付候處、

然ニ 上ニ被為置候而も御割付金相成候由申

聞、兼而難洪之御知行所、且下町之者共兩様之

調達ニ者行届申間敷、乍去出陣不少之出金費

下町村方等分調達不被申付候而者此度之奉命

被行届兼候体ニ而至極恐入被奉存候、此度之

義御国家之御一大事ニ而主人一家之義ニ者

無之、主人方軍勢被行届候得者、則 上之

御行届ニ被為到候御事ニ御座候間、別段之御吟

味ヲ以主人在所下町并御知行所村々御郡方

御割付金御免被成下、主人方軍務行届候様被成

下度、此段可奉願旨被申付如斯御座候、以上

御家老衆連名

重判

三月

安積権兵衛

右願英力殿へ差出候所、都澤善治殿受取候由申聞候事大内紋太夫持参

一御用之義有之候条、即刻

御城へ可被罷出旨英力被申候、以上

三月廿八日

舟越源之允

彈正殿御留主居衆

右ニ付罷出申候所、右源之允殿出會、此度會津御追討ニ付

来月六日先手、八日旗本と兩日ニ被成御出張候様被仰渡置

候所、来月七日

屋形様御出陣ニ付、同二日二日詰、先手旗本一同、同日

御出張被成候様英力殿分被仰渡候事

右三月廿八日夕七ツ半時、
栗田養藏ヲ以戸田殿へ下ス

一御用之義有之候条即刻宅へ可被罷出旨孫兵衛被申候、以上

三月廿八日

小野一治

数馬殿御留主居衆

右ニ付差代浦山雄三郎差出申候所、用人取込之由ニ而

取繼ヲ以別紙御書付壹通被相渡、如兼而之御壹統江相

通候様孫兵衛殿分被仰渡候段、御同所類役齊藤平右衛門申聞候

事

御一門衆留主居へ

覚

會津追討之

御出陣四月七日与被

仰出候旨、片平大丞申聞候間此段相逢申候事

一 三月廿八日御用之義有之即刻 御城江

可被罷出旨英力殿御申之由、富田大之進殿
申来、指代永根竜太郎指出候処、右大之進殿
出会、別紙御書付壹通被相渡候段、右同人申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

會津御追討出陣日並左之通

越河口 四月二日 伊達彈正殿

七ヶ宿口 四月三日 伊達安芸殿

陣代

亘理此面

越河口 四月四日 瀬上主膳⁽⁹⁷⁾

七ヶ宿口 四月五日 大松沢掃部之助⁽⁹⁸⁾

四月六日 片倉小十郎⁽⁹⁹⁾

同 七日 御旗本

佐藤宮内⁽¹⁰⁰⁾

同 八日 伊達数馬殿

加勢之手迄

同 九日 茂庭周防⁽¹⁰¹⁾

同 十日 三澤信濃殿

加勢之手迄

右迄三月廿九日、山崎善内⁽¹⁰²⁾ヲ以戸田殿へ下ス

一来月朔日今南方御用前二御坐候、以上

三月晦日

安積権兵衛

右両御月番衆江指出申候所

一 今廿九日余御用有之

御城へ罷出申候所、齊藤友三郎殿ヲ以別紙御書付之通
英力殿今被仰渡候事

覚

伊達彈正殿留主居へ

高城左衛門⁽¹⁰³⁾

會津御追討越河口

御先二ノ手彈正殿江被相添、參謀軍事相兼可相

勤旨

御意之事

右之通被仰付候間、其御心得可被成候事

柴田外記⁽¹⁰⁴⁾過ル廿七日曉七ツ時^八

被致死去候ニ付忌服左ニ

実父

彈正

母方祖父七才未滿ニ付

同嫡子

一 忌五十日
服十卷ケ月

内室

一 遠慮一日 (一 忌廿日)
服九十日

大力

同祖父 同嫡女 同 同二女
 一 忌廿日 於孝 一 同廿日 於数
 一 服九十日 同三女 一 同九十日 同次男
 同 於孝 一 同廿日 同七歳未滿二付
 一 同九十日 一 遠慮一日 中村篤次郎
 同七歳未滿二付 同三男
 一 同一日 篤三郎

右之通忌服被相受候、仍而此段相達候様在所分
 申来如斯御座候、以上

三月卅日

安積権兵衛

右両御月番江差出候処

御物書佐藤百助殿
 用人小松喜三郎

受取候事

留主居

宇和野孫右衛門

右之通相達候様從在所申来如斯御座候、以上

三月卅日

宇和野孫右衛門

一来月朔日今南方御用前二御座候、已上

三月卅日

宇和野孫右衛門

一 彈正事主立古内右近介殿等四家二而、加美郡
 輕井沢、同郡田代、同郡寒風沢、玉造郡尿管前、

四ヶ所御境目御固、高割ヲ以人数指出相固候様
 被仰渡置畏入奉存候処、此度會津御追討

御進筈二付、主人事越河口 御先二ノ手被仰付人数
 練行届兼候二付、加美郡口御境目三ヶ所固之義者
 被成下 御免度被奉願候得共、御吟味難被成下被
 仰渡、色々人数引配吟味被申付候得共、素々人数

少二而引配兼、最早主人事出立御日割被仰渡候
 事二而、再度被奉願候茂至極御恐入候義二被奉存候

得共、前文之通加美郡口御境目三ヶ所江人数指出候

義者 御免被成下度被奉願候条、玉造郡尿管前御境

目一手二而固被 仰付候様御吟味被成下度、先願相添

可奉願旨被申付如斯御座候、已上

慶応四年

三月卅日

御家老衆連名

重判

右差出候処、御物書草刈源八郎殿受取之事

一 三月廿九日、数馬様御留主居江、御用有之、即刻

孫兵衛殿宅江可被罷出旨、御留付小野一治殿分申来、
 指代浦山雄三郎差出候由之処、用人取込之由二て
 取次ヲ以別紙御書付三通被相渡、如兼而之御一統江

相通候様ニ被仰渡候段、御同処類役齊藤平右衛門
申聞候事

御一門衆留主居江

覚

會津御追討 御出陣来月七日卜被

仰出候二付、今日夕諸願申上候儀被相留旨坂英力
申聞候間、此段相達申候事

御一門衆留主居江

覚

會津御追討 御出陣四月七日卯ノ刻卜被

仰出候段石田正親申聞候間、此段相達申候事

御一門衆留主居江

覚

今日夕御家中忝統諸陪臣迄

御城中共戒服 御免被成下旨被

仰出候間、御家中不殘如兼而之可被相触候

三月廿七日 正親

御目付中

右之通被仰渡之趣御目付富田文左衛門申

聞候間、此段相達申候事

(以下欠)
右迄

一御用之義在之候条即刻宅へ可被罷出旨孫兵衛被申候、以上

四月三日 小野一治

彈正殿御留主居衆

右二付指代千葉庄三郎差出候所、用人菅原軍治ヲ以

別紙御書付忝通被相渡、如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿
夕被仰渡候事

御一門衆留主居へ

覚

遠州様御養方之御弟

経丸様御事御聳養子御願、過ル十五日太政官弁事

御役所へ被差出候所、御首尾能御受取相成候段、京都今申来御

大慶被 思召候、此旨可申聞旨被 仰出候事

右之通但木土佐申聞候間、此段相達申候事

一四月五日、御用之義有之、四ツ時御城江可被罷出旨

筑後殿御申之由、舟越源之允殿今申来、罷出候処、

御客之間御掾通り江御目付富塚源七郎、御徒目

付葛岡源内殿ヲ以引揃二相成、筑後殿出座、別

紙之通り被仰渡候事

御一門衆留主居へ

覚

去月十八日、從大政官代内国局即刻御呼出

二付京都御留主居罷出候処、遠州様御養方之御弟

經丸様御躰養子如願被 仰付候旨、岩倉侍從殿

被仰渡御書付被相渡候段右役相達候二付、被 仰付候

趣ヲ以經丸様江申上、御名 総次郎様御実名

宗敦君と被 仰進旨共大條孫三郎御使者相

勤候処、重暲難有御仕合被 思召、依之御願濟

之御礼、禁裏御所并准后御所其外三條

大納言様御始、屋形様 御曹司様御使

者右孫三郎首尾克相勤万端無御滯相濟、

同十九日 坊城右中弁殿御使杉山左京ヲ以

御曹司様 侍從從四位下被 宣下候旨御書付

被遣候二付、於御書院京都御留主居受収、御小性

頭指上被遊 御拜見、同廿日 近衛様江御出、御装

束被為直、午半刻 御參内、右御礼参与衆

御謁被 仰上、 御退出今 准后御所江御出、

右御礼被 仰上、夫今三條大納言様御始御回

勤、申刻被遊 御帰、諸事御都合能相濟、重

暲難有御仕合目出度御大慶被 思召候、此旨

可達旨依 御曹司様仰立、御供代り新妻

諦吉為御使大條孫三郎申上御大慶被

思召候、此旨可相達旨 御意御座候事

右迄四月六日、安積秀右衛門被相頼、

御出陣先鮎田殿江申上ル

一 四月六日、御用之義有之、 御城江可被罷出旨

土佐殿御申之由、舟越源之允殿今申来、指代永根

竜太郎指出候処、別紙御書付之通り被仰渡候由、

右同人申聞候事

伊達彈正殿留主居へ

覚

△此度會津御追討御先二ノ手出陣被成候二付、

下町并御知行所江不少之先納等被仰付候処、

上今も調達金被 仰付二重之調達二相成、

小味難洪之者共行届間敷候間、 上之調

達金御割付者被除下度由、別紙之通家老

覚書差添願被差出候、御吟味難被成遣候

之条其心得可被成候、依而別紙御願書返達

仕候事

一 四月六日、御用之義有之、即刻宅江可被罷出旨

孫兵衛殿御申之由、小野一治殿分申来、指代

永根竜太郎差出申候処、別紙御書付式通被相渡、如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡候段、右同人申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

會津御追討 御出陣明七日と被 仰出置候

処、御先手御人数繰出之上、来ル十一日卯ノ刻と

被 仰出候旨、但木土佐、石田正親申聞候間、

此段相達申候事

覚

佐々備中義病氣ニ付今日如願御役目

御免被成下、嗣子同氏久馬江名代御奉公被

仰付候旨大内筑後申聞候間、此段相達申

候事 右四月七日、草刈養七ヲ以湯山江下ス

御出陣先江

一 四月八日、御用之義有之、即刻宅江可被罷出旨、孫兵衛殿

御申之由、高橋太一郎殿分申来、指代永根竜太郎差出

候処、用人一條矢柄ヲ以別紙御書付式通被相渡、如兼

而之御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡候段、右同人

申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

去月十八日、從 ^(大) 大政官代内国局即刻御呼

出二付、京都御留主居罷出候処、遠州様御養方之

御弟経丸様御躰養子如御願被 仰付候旨、岩

倉侍從殿被 仰渡御書付被相渡候段、右役相達候

二付被仰付候趣ヲ以経丸様江申上、御名総二郎

様御実名宗敦君と被 付進旨共、大條孫三郎

御使者相勤候処、重疊難有御仕合被思召候、依之

御願濟之御礼、禁裏御所并准后御所

其外三條大納言様御始江、屋形様

御曹司様分御使者右孫三郎首尾能相勤万端

無御滞相濟、同十九日 坊城右中弁殿分御

使杉山左京ヲ以 御曹司様侍從四位

下被宣下之旨御書付被遣候二付、於御書院京都御留

主居請取、御小^(姓)性頭差上被遊 御拜見、同廿日

近衛様江御出、御装束被為直、午半刻

御参内、右御礼参与衆御謁被 仰上、御退出分

准后御所江御出、右御礼被仰上、夫分

三條大納言御始今 御廻勤、申刻被遊

御帰、諸事御都合能相濟、重疊難在御仕合目出度

御大慶被思召候、此旨可申遣、依御曹司様仰定、御供

代り新妻諦吉為御使大條孫三郎申上御大慶被

思召候、此旨可申聞由被 仰遣候二付^右御怡左之通

可被申上候

在所病氣幼少等之

御一門衆 同隠居之衆

同息方 内室母儀

一屋形様

御前様

御曹司様

純君様、延壽院様、本光院様、宜三郎様江

来ル十五日迄之内

屋形様江者月番宅、

御曹司様江者若老月番宅、

御前様

純君様、宜三郎様江者御奥方、

延壽院様、本光院様江者御屋敷々々江以使者可被

申上候、右何れ茂

御前様御始江兼而御怡事等被申上候衆計

一近衛新前左府様

同前左府様

広幡内府様

遠州様、春山様⁽¹⁵⁾、豫州様、田村右京大夫様江以便

書可被申上候

右之通但本土佐申聞候間此段相達申候事

御一門衆留主居へ

覚

御聳養子如御願被為濟

御曹司様御名

総次郎様、御実名宗敦君と從

屋形様被附進候、依之総次郎と申名相改可申候

名乗二敦之字者相改可申事

次郎と申名改、名下二相付居候者相改、総之字ハ

改候二不及候

右之通大内筑後申聞候間此段相達申候事

右四月九日岩瀨善太郎被相頼下郡山へ下ス

一御用之義在之候条即刻宅へ可被罷出旨孫兵衛被申候、以上

四月十三日

高橋太市郎

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出申候所、用人一條矢柄
ヲ以別紙御書付式通被相渡、如兼而之御一統江相通候様
孫兵衛殿分被仰渡候段、右同人申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

古金銀是迄通用令停止候処、御一新之御場合
未御手も不被為届、追而者被 仰出方も可有之候得共、
当分地下相場無差支可致通用候、尤御新
政之折柄、万一致心得違竊二積置候者等於
有之者嚴重御沙汰可有之候、此旨末々迄不洩
様可相触者也

右御書付会計事務局木村東市正御渡之⁽⁶⁾

旨京都御留主居相達京都分申来候間、

御城下在々共不殘如兼而之可被相触候、已上

四月 要人 正親 土佐

英力 大丞 筑後

御目付中

右之通被仰渡趣御目付長沼惣太左衛門申聞候間

此段相達申候事

覚

今度御一新之折柄、外国交際も追々被為
在候二付而者、差向為融通之洋銀壹枚二付金三
歩之当リヲ以無差支受遣ひ可致旨被 仰出候間、
銘々無疑念通用可致候

二月

右御書付大政官代御役所分御渡候旨京都御留主居^(太)
相達京都分申来候間、 御城下在々共不殘如
兼而之可被相触候、以上

辰

四月八日 要人 土佐 英力
大丞 筑後

御目付中

右之通被仰渡候旨御目付長沼惣太左衛門申聞候間此段
相達申候事

右四月十五日、大内丹右衛門被相頼上野殿江下ス⁽⁶⁾

一 四月十五日御用之義有之、即刻孫兵衛殿宅江罷出候様

高橋太市郎殿分申来候二付、指代永根竜太郎差

出申候所、用人取込二付取継ヲ以別紙御書付兩通被相渡候段

申聞候事

御一門衆留主居江

覺

下郡山下野薬用不相叶今十四日致死去候所、此節
御出陣中二付窺 御機嫌申上候儀相扣候旨、大内
筑後申聞候間此段相達申候事

右迄四月十七日、真島專治ヲ以富岡へ下ス

一 柴田外記殿死去被致候二付、彈正嫡子大力、同
嫡女於寿、同次女於数、同三女於孝、忌被相
達置候処、今日忌明ニ罷成申候、依而此段相達候様
被申付越如斯御座候、已上

四月十七日

宇和野孫右衛門

右四月十七日両月番衆江指代永根竜太郎ヲ以差出申候処、御物
書齊藤幸七、用人一条矢柄受取申候由右同人申聞候事

一 主人々々事會津御追討御先手被 仰付、所々ニ

宿陳罷在候処、追々共ニ銃砲始器械之類

彈藥等ニ至迄宿陳先江指送不申不相成事ニ御
坐候処、御領内者勿論御他領共ニ無賃錢にて
指送候様被成下度奉願候、出陣之砌ヲ始是迄

者如何様ニか賃錢払之上運送被致候処、何時迄
滞陣と申期限も無之際限も無御座儀ニ候得者、

往々迎も取統兼候事ニ相成り、且又會津御征討
之諸兵往来之道筋兵糧焚出シ人馬之手当

等差支無之様可相心得、入費之義取調大政官江
申出候ハ、何分之御沙汰も可被成下段、宿陳先

二而承知被致候趣も御坐候得者、出陣之人數ハ凡而
官軍之義ニ可有御坐候条、旁御取合御吟味軍

務江行届候様被成下度、此段相達候様被申付越
如斯ニ御坐候、以上

藤五郎留主居

慶応四年四月

佐藤助三郎

安芸留主居

鈴木源之丞

筑前留主居

古山又十郎

宇和野孫右衛門

尚以出陳之節と違過分之人馬被召仕候事

二も無御坐、此上遣高何分減少、成丈痛迷惑ニ
不相成様被取計候事ニ御坐候条、此段共相達申候、以上

右四月廿日、指代永根竜太郎ヲ以差出候処、御物書富田
大之進殿受取之由、右同人申聞候事

他処御怡御便書所

伊達遠江守養方之

弟経丸事陸奥守

聿養子願濟、右御怡

乍憚近衛新前左府様江

申上候書状

進藤式部権少輔江様

北小路兵部権少輔江様

御名

右同断近衛

前左府様江

申上候書状

御同人様

御同人様

御名

同断

廣幡内府様江

申上候書状

上田信濃守江様

上田和泉守江様

御名

同断田村右京大

大夫様江申上候書状

右京大夫大様

御名

同断春山様江

申上候書状

桜田佐渡江様

桜田出雲江様

御名

同断遠州様江

申上候書状

御同人様

御同人様

御名

同断豫州様江

申上候書状

御同人様

御同人様

御名

右千葉庄三郎ヲ以差出候処用人一条矢柄取受之由ママ右同人

申聞候事

一 彈正事會津御進發御先二ノ手被 仰付、当時

山中七ヶ宿之内奥瀬木二被致宿陣候処、為試打等之

致運送被置候管不足被致候二付、此度於 上御買

上二罷成候舶来管数壹万御払被成下度、右料

物之義者早速相納候様可仕候、此段可奉願候旨

被申付越如斯御座候、以上

四月廿一日 宇和野孫右衛門

※(壬四月三日、御奉行衆分左二御付札

舶来火管老万粒被扨遣候間、金代御藏方江被相納義等御兵具方可被御

問合候事)

右四月廿一日差出候処若老衆御物書石ノ森清之進殿受取候事

一 四月廿一日、信濃様御留主居御用之義即刻宅江可被

罷出旨孫兵衛殿御申之由、高橋太一郎殿分申来、指代

村上昇差出候由之処、用人取込之由二而取次ヲ以別

紙御書付壹通被相渡候段、御同所類役佐藤源八郎

申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

一 銅錢之義當時各国相場御斟酌之上自今

老文ヲ以鏝錢六文ニ通用被 仰出候事

右者是迄モ仰当ヲ得サルヲ以動スレハ奸商共異

邦江輸出致候義も有之、依之速ニ海内ニ布

告被 仰付候事

三月

大政官

右御書付弁事御役所松室甲斐^(四)ヲ以御渡之

旨京都御留主居相達京都分申来候間、

御城下在々共不殘如兼而之可被相触候、以上

四月十六日

要人

大丞

筑後

御目付中

右之通被 仰渡候旨御目付大立目徳衛申聞候間

此段相達申候事

四月廿二日、結城慶治ヲ以上野殿江下ス

一 貴体様山中口江御出張相成居候処、同所者

御引揚、小坂通分御出張、早速白川口江御出陣

可被成候、尤御通行筋御行懸次第表口之応援

御心得可被成候、道筋等之義者委曲出張之若年

寄江御打合被成被成候様奉存候、已上

四月廿一日

彈正様 但木土佐

右之通り被仰渡候由御出張先分申来、即刻

上野殿江下ス

ヲ以

一 四月廿三日、大和様御留主居、御用之義有之、明廿四日

四ツ時御城江可被罷出旨、筑後殿御申之由、富田大之進殿分

申来、被罷出候処、右大之進殿出會、此度 御門通行之

義ニ付別紙伺相達置候処、御吟味之上御附札之通り

相得候様筑後殿分被仰渡候間、兼而之通り御一統江

御承知相成候様仕度、別紙差添如斯御座候旨、御同所

類役広西岱介申聞御事

一 今般 御城中御門出入之義御取締ニ相成、名元

御帳合相成候処、主人々々急登 城之節即刻先番

罷出候義も有之、且又当節昼夜となく即刻御呼出

等も御座候処、右御帳合御合判旁ニ御御込合之折者

遅刻ニ罷成候も難計御座候処、右様ニ而者詰り者

上之御用御間欠ケニも罷成候義、依而者留主居々々分

印鑑差出置、出入之輩江合判相渡候間、右御引合

之上通行仕候様御向々御首尾合罷成候様仕度、表

御門并御台所御門御両所江之印鑑相添、筆

頭筆末ニ付此段相達候様被申付如斯御座候、以上

大和留主居

四月

広西岱介

信濃留主居

佐藤源八郎

御附札左二

御城江罷出候節者御門番所今入判受取、退出之

節者御門当番之御武頭今出判受取出入可致候、右受

取振之義者御武頭方承合候様被申候事

一 四月廿二日、信濃様御留主居、御用之義有之、即刻

宅江可被罷出旨、孫兵衛殿御申之由、高橋太一郎殿今申

来、差代村上昇差出申候処、用人取込之由ニ而取次ヲ以

別紙御書付式通被相渡候段、御同所類役佐藤

源八郎申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

御曹司様過ル二日、^(太)大政官代江被為召被遊

御出候処、先般會津御追討之被為蒙 御沙汰

候得共、遠境未御捷 奏^不可被遊治平遅緩ニ及候

而者不容易候二付、今度 御帰国御暇被 仰出候間、

御父子様御戮力被遊 御奏功被遊^{為有}候様、岩倉

侍従殿御列座、徳大寺大納言様ヲ以被為蒙

御沙汰候二付、同三日右為御礼、徳大寺様御始

被遊御回勤、御帰後益御機嫌克被成御座、

依之同六日 御兎駕被遊 御下向旨被 仰出候、

此旨可申遣由、依 御曹司様仰、大條孫三郎今

御出陣先江申上 御大慶被 思召候段、坂英力

今申越、恐悦之御事二候、右二付御怡左之通

屋形様 御前様 御曹司様 純君様

延寿院様 本光院様 宜三郎様江

御一門衆 同隠居之衆 同息方

兼而御怡事等被申上候

同母儀 同内室

来ル廿八日迄之内 屋形様江者私宅、

御前様江者御奥方、 御曹司様江者若老月

番宅、 純君様江者御奥方、 延寿院様、

本光院様江者御屋敷々々、 宜三郎様江者御奥

方へ詰合之者以使者可被申上候

右何も 御前様御始江者兼而御怡事等被申上候

衆計 遠州様 春山様 豫州様

田村右京太夫様^(天)江者兼而御怡事等被申上候衆、以書

状可被申上候

右之通大内筑後申聞候間此段相達申候事

覺

征討総督御陣江為御建白之伊達將監殿江遠

藤主税被相添被相登候処、駿府分帰着被致、既二六

師御発向二相成候上者今更可被相扣様無之御採用

二者難相成、乍去慶喜謝罪之道相貫候ハ、御寛大

之御所置可被 仰出、根元被動干戈候義被為好候

訳ニ者決而無之、不被為得止を 御親征被 仰出候

義ニ有之、日本二大藩二付而者奥羽者勿論松前

蝦夷地迄も 叡慮御貫撤相成候様御尽力尤之由、

征討総督御返答之趣、右將監殿被申上候二付、尚又

御直々 鎮撫総督御陣江被為入被 仰上候得共、御

取揚無之勢勢弥切迫ニ至候間、模様柄ニ寄早々

會津江御討入可被相成旨被 仰出候、右之通白石

御陣所分申来候之旨、大内筑後申聞候間、此段相

達申候事

覺

一 御曹司様過ル六日明六時御供揃ニ而京都

御発駕、九ツ時頃大津駅江永為 御小休被為入、

無間も 御立、暮六ツ時間山駅御寓江被遊

御着、益御機嫌克被遊御座旨、大條孫三郎分

申越恐悦之御事ニ候、此旨大内筑後申聞候間

此段相達申候事 右四月廿六日、福田知之輔被相頼

永根茂左衛門江下又

留主居候役

芳賀文之進⁽²⁷⁾

右之通相達候様被申付越如斯御座候、以上

四月廿八日

芳賀文之進

伊達総次郎御事

會津御追討被為蒙

御沙汰 御帰国御暇被

仰出候御恰、遠州様江申

上候書状

桜田佐渡様

桜田出雲様

御名

同断 春山様

御同人様

御名

同断 与州様

御同人様

御名

一 御用之義候条即刻宅江可被罷出旨孫兵衛

被申候、以上

四月廿九日

高橋太一郎

信濃殿御留主居衆

右二付指代村上昇差出候処、用人取込之由二而
取次ヲ以別紙御書付三通被相渡、如兼而之御一統江
相通候様孫兵衛殿ハ被仰渡候段、御同所類役佐
藤源八郎申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

此度 御曹司様御入国ニ付、前々 屋形様
御上下之節上府御免已前之通り、尤前々者
御入国引統、惣 御目見も被 仰付候得共、
此度惣 御目見之義者此節柄ニ付御間も
可有之候間、此段共ニ可相通松本要人申聞候
間此段相達申候事

覚

此度 御曹司様御入国ニ付、御道中江伺御機
嫌、且又御迎ニ被罷出 御着 城已後登 城御怡
被申上

但家督并苗跡之御礼不相濟衆者、途中へ御迎ニ
(レ)
不罷出候ニ不及候、尤登 城ニも不及候
一御着城之日 御発駕、御供揃ハ追而 御城江

張紙ニ相出置候間段々可被承合候、勿論 御城

并途中江被罷出候者如兼而之御目付へ相渡置候
間、被承合度義有之候ハ、御目付可被承合候

一途中江御迎ニ被罷候衆、供人数及混雜候而者
至而不可然候条面々屹度被申付、勿論御行列
立等江立雜候義等無之様可被致候

右之通り松本要人申聞候間此段相達申候事

覚

御曹司様御入国被遊候ハ、御着城之御歛
左之通り

一屋形様

御曹司様江

御一門衆 同息方

御着城之日於 御城ニ私共江謁可被申上候、

右之内 御曹司様江計御肴代式拾疋ツ、

可被差出候、右御肴代者 御着城前ニ可被差出置候
(被挿入文)

御一門衆之

隱居之衆

兼而御怡事等被申上候

同

内室 母儀

右者御当日 屋形様江者御奉行月番宅、
御曹司様江者若老月番宅江詰合之者

使者ヲ以可被申上候

病氣幼少等之

御一門衆

同 息方

右同断以使者可被申上候

一 御前様 純君様 延寿院様 本光院様

宜三郎様江

御一門衆

同 息方

右御怡御当日 御前様 純君様

宜三郎様江者御奥方様江罷出可被申上候(上挿入文)

延寿院様 本光院様江者御屋敷々々江使者ヲ以

可被申上候

御一門衆之

隠居之衆

内 室

母 儀

病氣幼少等之

御一門衆

同 息方

右同断詰合之者使者ヲ以可被申上候、右何も

兼而御怡事等被申上候衆計

一 遠州様 春山様 与州様

田村右京大夫様江 右何も兼而御怡事等被申

上候衆計便書ヲ以可被申上候、右書状ハ

御着城御当日之日付二而即日私宅江可被差

出候

右之通り松本要人申聞候間此段相達申候事

一 御用之義候条即刻宅江可被罷出旨孫兵衛

被申候、以上

四月廿八日 高橋太一郎

信濃殿御留主居衆

右二付差代村上昇差出候処、用人取込之由

二而取次ヲ以別紙御書付壺通被相渡、如兼而之

御一統江相通候様孫兵衛殿ハ被仰渡候間、御承

知被仰上候様ニと奉存候旨、御同処類役佐

藤源八郎申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

御曹司様御入国御着 城之日衣裳

染袖麻上下着用之筈二候、併戎服二而

も不苦候

右之通り松本要人申間候間此段相達

申候事 閏四月二日 吾妻五左衛門被相頼下郡山へ下ス

一 彈正事此度討會 御進發二付 御先二ノ手被

仰付、去月二日被致出張、山中口七ヶ宿之内於関駅数日

宿陣被罷有不少之物入之处、此度白川口江被相転候

二付而者弥更御覚悟、外莫太之諸入費前後取合

不容易事二有之、出張先二而軍用金被指逼候

二付、急速不被指送難成事二御座候得共、当時世上尙

統錢通用而已二而金銀甚扨底相对引替方被

行届兼、乍去御領外遠路之处錢駄送之術策

迎も無御座候間、金壹千兩御引替被成下度被奉

願候、右錢之義者前以上納被致候間、如願急速御引

替軍務被行届候様被成下度、此段可相達旨被申

付越如斯御座候、以上

閏四月二日

芳賀文之進

※(同月三日富田大之進殿へ御呼出しニ而左ニ御付札上におゐても此節正金不足二付、当分引替可被成遣様無之旨被申候事)

右閏四月二日指代永根竜太郎ヲ以差出候处、御物書富田大之進殿受取被置候由右同人申間候事

一 御用之義有之候条即刻宅江可被罷出旨孫兵衛被申候、以上

閏四月二日

高橋太一郎

信濃殿御留主居衆

右二件指代村上昇差出候处、用人取込之由二而

取次ヲ以別紙御書付尙通被相渡、如兼而之御一統江

相通候様孫兵衛殿へ被仰渡候段、御同所類役佐藤

源八郎申間候事

御一門衆留主居へ

覚

御曹司様蒸気船ニ而今日寒風澤江御着船、

明三四四ツ時御供揃ニ而 御乗切二而被遊

御着城旨被 仰出候、右二付御途中江御迎二

被罷出候義者被相扣、御城江被罷出候方と致

吟味候段、片平大丞申聞候間此段相達申候事

右ハ同月三日、大浪長右衛門^⑩ヲ以御出張先江者賜目江

申達ス、御在処江者同四日佐藤市左衛門^⑪江被相頼永根江下ス

一 閏四月三日、信濃様留主居江、御用有之、即刻

孫兵衛殿宅江罷出候様、小野一治殿分申来、指代

村上昇指出候由之処、用人小松喜三郎ヲ以別紙御

書付忝通被相渡、如兼而之御忝統江相通候様被仰

渡候段、御同所類役佐藤源八郎申聞候事

御一門衆留主居江

覚

明四日 御曹司様江伺御機嫌左之通

登 城、私共江謁可被申上候

御一門衆

同 息方

病氣之衆者若老月番宅江以使者可被申

上候

右之通松本要人申聞候間此段相達申候事

御一門衆留主居江

覚

御城下在々共外科専門、又ハ内外治療相兼候

無足医并諸家中医師、町医、村医等迄

都而医術修行仕居候者、左之通医学校

所江可書出事

一 身分并名年住所共 一 何家業

一 先祖分幾代相伝

但其身代分取立候ハ、其訳共

一 師家何ノ誰

一 在々ニ罷在候者此末 御城下江罷登令住居候

ハ、其段可書出候

御城下分在々江罷下令住居候者も同断

一 右書出以後新ニ医業取立候ハ、前条之趣

ヲ以其時々可書出事

右之通無足医師ハ厄介仕親類分、家中

医者主人々々分、右之外頭々分来月中旬迄ニ書

出候様可仕事

右之通可相通旨松本要人申聞候間此段相達申候事

一 閏四月五日、大和様御留主居江、御用有之、即刻

孫兵衛殿宅江罷出候様、小野一治殿分申来、指代

窪田俊之輔指出候由之処、用人小松喜三郎ヲ以

別紙御書付忝通被相渡、如兼而之惣仲間江相

相通候様孫兵衛殿ハ被仰渡候段、御同所類役
広西岱介申聞候事

御一門衆留主居江

覚

今般 王政御一門新二付

朝廷之御条理を追ひ外国御交際之義被

仰出、諸事於 朝廷直チニ御取扱被為成、

万国之公法ヲ以条約御履行被為在候ニ付而ハ、

全国之人民 叡旨を奉戴し心得

違無之様被 仰出候、自今已後外国人を

殺害し或ハ不心得之所業等致候者ハ、

朝廷ニ悖り御国難を醸成し候而已ならず、

一旦交際被 仰出候各国ニ対し

皇国之御威信ハ不相立次第、甚以不届至極

之義ニ付、其罪之軽重ニ随ひ士列之者と雖も

削士籍至当之曲刑ニ被処候条、銘々奉

朝命猥ニ暴行之所業無之様被

仰出候事

三月

(太)
大政官

右御書付於弁事御役所松尾伯者御ヲ以御渡之旨

京都御留主居相達京都ハ申来候間、

御城下在々共不残如兼而之可被相触候、以上

辰

四月廿五日

要人

大丞

筑後

御目付中

是迄伊藤卯左衛門、菱沼多利助御ヲ以

戸田殿江下ス、但し壬四月六日

右之通可被仰渡之旨御目付黒沢藤藏申

聞候間此段相達申候事

一彈正事主立古内右近介殿等四家ニ而、加美郡輕井澤、

同郡寒風澤、同郡田代、玉造郡尿前、右四ヶ所御境

目御固、高割ヲ以人数指出相固候様被仰渡候得共、此度

會津御追討 御進發ニ付主人人事御先二ノ手被仰付出張

被致候ニ付而者、加美郡三ヶ所御境目固之義者行届

不申候間被成下 御免度、委曲先般奉願被置候通ニ

御座候条、早速御吟味被成下度被奉願候、段々御見聞

被成下候通、多人數召連出張被致聊之殘人数老穉

而已ニ而、加美郡御境目御固江者何様人数繰被致候

而も引配不申可被差出様無御座候間、右三ヶ所固之義

被成下 御免、玉造郡尿前御境目一手ニ而固被

御付候様御取詰御取詰御吟味被成下度、此段可相達旨
被申付如斯御座候、以上

閏四月六日

芳賀文之進

(右)挿入文
右壬四月六日指代永根竜太郎ヲ以差出候処、富田大之進殿取受之由

同人申聞候事

一 彈正事此度討會 御進発ニ付 御先二ノ手被仰付、

山中七ヶ宿之内於関駅数日宿陣被差遣不少之

物人之処、此度白川口江被相転候ニ付而者弥更莫太之

諸入費不容易事ニ御座候処、当時世上尙統錢通

用而已ニ而金銀扨底相对引替被行届兼候ニ付、

金式千両御引替被成下度段先般被奉願候処、

被為置 上二候而も此節正金不足ニ付当分御引替

難被成下旨被仰渡、重而被奉願候も被恐入候義ニ

御座候得共、出張先二而軍用金被指逼急速候

様向々吟味被申付候得共、前書之通二而何分相对

引替之差略被行届兼旋(證)なき事ニ御座候間、金

式千両丈何卒御引替被成下度被奉願候、

右錢之義者前以上納候様被致候間、如願御引

替軍務被行届候様御吟味被成下度、此度重而

可奉願旨被申付越如斯御座候、以上

閏四月六日

芳賀文之進

※(右御願同月十一日御呼出し之上左之御付札

引替之義者追々共御吟味難被成遣旨被申候事)

右壬四月六日差代永根竜太郎ヲ以差出候処、富田大之進殿取受之由

同人申聞候事

伊達総治郎様御事

御入国御着 城被遊候

御怡遠州様江申上

候書状

桜田佐渡様

桜田出雲様

御名

同断 与州様

御同人様

御名

同断 春山様

御同人様

御名

右壬四月六日差代永根竜太郎ヲ以差出候処、孫兵衛殿用人

小松喜三郎受取之由右同人申聞候事

一 閏四月六日、御用之義有之、即刻

御城江罷出候様男澤精一郎殿分申来、指代

永根龍太郎指出申候処、右精一郎殿出会、別紙御書付之通大丞

殿分被仰渡候事

伊達彈正殿留主居江

覚

加美郡輕井澤等御境目御固被 仰付置候処、
此節羽州筋戦争ニ付而者脱走者始姿ヲ替

妄ニ潜入候哉も難計、

御出陳^(中)御留主中ニも候間、廻勤等別而精ヲ

入取締向行届候様御固御組合中江も被相通、

夫々可被成首尾候事 壬四月八日、鈴木彦藏ヲ以戸田殿江

下ス

一御用之義有之候条早速

御城江可被罷出旨要人被申候、以上

閏四月十二日 舟越源之允

右ニ付罷出候処右源之允殿出会、別紙御書付一通

并御願出し罷成居候御願書御付札之上被

相戻候事

伊達彈正殿留主居江

覚

氏家惣内江一小隊之人数被相添、新庄江澤三位殿^(中)

為御迎之此度被遣候処、尿前御境目ニ滞陣

御取締向致吟味候義も可有之候間、右御境目江

被指出置候人数、右惣内指揮ニ随ひ相勤候様

可被仰渡候事

伊達彈正殿留主居江

覚

玉造尿前、加美郡田代、輕井澤、寒風澤右

四ヶ所御境目御固、古内右近介、奥山十之進、芝田

贄三郎与四家ニ而高割を以人数被指出、嚴重

御取締可被相立旨相達置候処、討會方江人数

被指出候二付、從來之取締場ニ付尿前計固被

仰付外ヶ所被除遣度、品々家老覚書指添

追々共被相願候、右御境固輕井澤者十之進、贄三郎

兩人、寒風澤ハ右近介、尿前田代者御持前御固卜

被仰合置候由ニ而、十之進等ハ夫々御固人数も指

出御持前之分者不被指出、加之追々羽州辺戦争

等不容易訊二付、猶又向々分差凶之上増人数

迄も十之進等ハ指出候由ニ相聞得、御持前之分一円

不被指出候由、非常之御時節柄御取調之程不

分如前頭被相頼置候共、何れとか不相通内ハ

御固人数ハ夫々被指出置候義ニ無之候而ハ、嚴重

御取締之御廉相失候義ニ有之、乍勿論討會方江

出張之義者十之進、贄三郎迎も同様、右近介義ハ

人数出張心懸^ニ被仰付置候義ニ付是又同様ニ

有之、彼是御願之趣曾^ニ御吟味難被成遣候条其

御心得、御目付氏家惣内御境目ニ滞^(陣)陳御取締

向致吟味義者別而相達候通ニ御座候間、兼而被

仰合置候通大急人数被指出、嚴重御固相立候

様可被成候、仍^ニ別紙御願返達仕候事

右十二日夜九ツ時出立、時付御飛脚衣川兵右衛門ヲ以

戸田殿江下ス

一 彈正内室事 忌相達被居候処、今日忌明ニ付

此段相達候様御在所^ニ申来如斯御座候、以上

閏四月十八日

芳賀文之進

右閏四月十八日指代永根竜太郎ヲ以指出候処、御物書大沼彦右衛門殿受

取之由右同人申聞候事

一 閏四月十八日、大和様御留主居江、御用有之、即刻

孫兵衛殿宅江罷出候様御留付遠藤庸輔殿^ニ

申来、罷出候由之処、用人小松喜三郎ヲ以別紙

御書付式通被相渡、如兼而之御壹統江被相通候様

孫兵衛殿^ニ被仰渡候段、御同所類役広西岱介^ニ

申来候事

御一門衆留主居江

覚

御軍事御用ニ付仙臺^ニ諸方江出張、又者

御本陳^(陣)其外所々江罷出候輩相立候人馬御用、

諸荷物運送之人馬、御家中出陳^(陣)先江彈藥

等運送之人馬共、此末都而御目付江相達、通判

相受可相立候、勿論駄々ニ而右通判不見届人

馬相立間敷候

右之通如兼而之早速可被相触候、以上

辰

閏四月十三日

要人 正親

大丞 筑後

御目付中

右之通被仰渡趣御目付黒澤藤蔵申聞候間

此段相達申候事

御一門衆留主居江

覚

宜三郎様御事、過ル十五日亀三郎様と

御名改被成候条、亀三郎と申名附居候者

相改候様可相通旨、片平大丞申聞候間此段相達

申候事

一 殿様御事此度會津御追討 御進発ニ付

御先ニノ手被為蒙 仰、山中七ヶ宿江御出張、

瀬木(四) 駒ニおゐて御滞陳被成候処、追々白川口江

御出張被為蒙 仰、矢吹駒ニ而御滞陳被遊候処、

羽州辺戦争不容易形勢ニ付玉造郡尿前

御境目御固被為蒙 仰、壬四月十六日御帰

仙、御直々御登 城、

御曹司様江伺御機嫌被仰上、於 御休所

御目見被為在、八ツ時御屋敷江御下り、同日

御寓、翌十七日五ツ半時御供揃ニ而被遊御下候事

一 御用之義有之候条早速 御城江可被罷出旨

大丞被申候、以上

舟越源之允

右ニ付指代永根竜太郎差出候処(ママ)差出候処、富田

大之進殿出会、別紙御書付忝通被相渡候由、右同人

申聞候事

伊達弾正殿留主居へ

覚

海内之形勢弥非常切迫戦争ニ相至候ニ付、

為御取締岩出山町之内江早速仮番所ニ而も

補理、兵器相備、張番人被差置、通行之者印

鑑等相改、如何ニも嚴重取締被相立候様可被

成候事 右即刻立、時付ヲ以戸田殿江下ス、

御飛脚真島專治

一 御用之義有之候条即刻 御城江可罷出

旨大丞被申候、以上

閏四月廿一日

伊達弾正殿留主居へ

覚

加美郡輕井沢等四御境御固被仰付置候処、

追々只野敬之助(五)義も右御固被 仰付、諸事組合

中申合相勤候様申渡候間、其御心得御組合中

江も可被相通候事

覚

尿前 岩出山御一手

田代 岩出山 芝田

寒風澤 古内

小関七左衛門組御足輕

輕井澤

奥山 只野

武藤晋兵衛組御足輕

一 御用之義有之候条即刻

御城江可被罷出旨但馬被申候、以上

壬四月廿一日

守屋良藏

彈正殿御留主居衆

右二付罷出申候処但馬殿御出会、此度尿前

御境目御固之ため、真山健藏百人程御人数

引纏、明日仙表出立罷下り候間、御取締向諸事

被仰合候様可被成、勿論薩長人数御境目

往来嚴重指留候様ニと被仰渡、次二加美郡

御固御持場江も御人数御指出し罷成、御取締向

御行届被成候様ニと品々被仰渡引取申候事、

右之通被仰渡候二付、即日古内右近介殿等四家

之留主居召呼被仰渡候趣相通候事

右壬四月廿二日、栗田養左衛門ヲ以戸田殿江下ス

一 壬四月廿四日、主殿様御留主居、御用之義有之、

即刻宅江可被罷出旨孫兵衛殿御申之由、遠藤

庸輔殿申来、指代菅野柳馬差出候処、用人

小松喜三郎ヲ以別紙御書付忝通被相渡候段、

御同処類役佐藤金吾申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

非常之形勢ニ付何時何様之変事出来

も難計候間、御家中忝統諸陪臣迄帶

刀以上之者 御城中者不及申、平常共

早速今当分戎服着用仕居、差図次第

処置可仕旨被 仰出候

右之通り御家中不残早速可被相触候、以上

壬四月廿一日

正親 大丞

御目付中

右之通り被仰渡之候趣、御目付茂庭健三郎

申聞候間此段相達申候事

壬四月廿五日、齊藤

武四郎ヲ以戸田殿江下ス

一 彈正事玉造郡尿前御境目御固并加美郡

田代御境目江も人数指出相固候様被

仰付候処、大銃不足ニ付嚴重之固ニも被行届

兼候間、上二而御備被成居候大銃之内五挺

拝借被成下度被奉願候品者、近頃羽州辺之戰

争ニ付尿前御境目之義者脱走等之者往来向

寄之場所二有之、大銃相備置不申候而者実事

防禦等之備二無之、加之下町之内江番所補理、兵器

相備、通行之者印鑑等相改、嚴重取締相立候

様被仰渡候処、素分大銃不足二御座候得者数ヶ所之

固江被行届兼、早速大銃用意之手配^被不申付

置候得共急速出来相成兼候間、前書之通当分

拝借被成下御固之取締相立候様被成下度、此段可

奉願旨被申付如此御座候、以上

——家老

慶応四年壬四月 鮎田四郎左衛門

片平大丞様 御名

※固向之義二付御達之趣江御答被遣候御状

右御状并御願共指代、永根竜太郎ヲ以指出候処、御物書

富田大之進殿受取之由同人申聞候事

一 壬四月廿六日、主殿様御留主居江、御用有之、即刻

孫兵衛殿宅江罷出候様、遠藤庸輔殿分申来、

指代菅野柳馬指出候由之処、用人小松喜三郎

ヲ以別紙御書付忝通被相渡、如兼而之御忝統江

相通候様被仰渡候段、御同所類役佐藤金吾

申聞候事

御一門衆留主居江

覚

斯ル 聖業御隆興之上ハ、天下万民

姓各得其所候様深御仁恤被為有、凡百之

宿弊尽く御一洗之 御趣旨二付、五歳

七道其他諸道筋通行之節、是迄幕吏

等之如き悪業有之候而者決而不相濟事二候、

爾来宮堂上方諸候及ひ小吏陪臣等往来

致候節、随従之者共下部二至迄万一權威ケ

間敷、又ハ賄路等ヲ貪り総而不法之振舞

有之候ハ、早速其筋裁判所又ハ其向々役所江

可訴出候、若隱置後日於相顕者訖度曲事

可申付者也

右御書付

^(本)大政官代

弁事御役所分福羽文三郎ヲ以御渡之旨、京都

御留主居相達京都分申来候間、

御城下在々不殘如兼而之可被相触候、以上

辰

壬四月十七日 正親 大丞

御目付中

右之通被仰渡候趣御目付茂庭健三郎申聞候間

此段相達申候事

一 御用之義有之候条今日四ツ時 御城江可罷出旨

要人被申候、以上

五月朔日 富田大之進

彈正殿留守居衆

右ニ付指代永根竜太郎差出候処右大之進殿出會、

別紙御書付忝通被相渡候由右同人申聞候事

伊達彈正殿留主居へ

覚

玉造郡尿前御境目御固被 仰付候処、大炮

不足ニ付御用意出来迄御有合大銃之内五挺

拝借被成下度由、家老覺書差添被相願候、

此節御銃練無然御望高之通り可被貸遣様

無之、依而三百目御筒式挺并三斤銃忝挺被貸

遣候之間、御兵具方江御問合被受取候様可被成候事

右五月二日横山安吉下リヲ以戸田殿江下ス

一 彈正在所家中通并下町今出産之生糸、

当年ニ限り御役代無しニ而御他領払御免被

成下度被奉願候品者、此度會津御追討

御進發ニ付主人事御先二ノ手被 仰付候処、

御見聞被成下候通連年不如意之台所向ニ而、

出張方莫太之諸入費行届之術策無之、御知

行所村々并下町江用(押入文)賃金調達先納等被申付非常

之差略ヲ以諸事不全備ニ者候得共、出張被致候内

追々尿前御境目御固被 仰付、当時共多人

數引纏滞(陣)陳被罷有候処、連々相衰居候家中

共右出張方ニ而數日被召仕、当時ニ罷成至極

指逼、御固方引統候見詰無之、殊ニ輕キ扶持人

之分既ニ渴命ニ相至リ候体之者有之由申出候

ニ付、余事ト違ひ夫々手当被致不被召仕候而ハ

御固之御行届ニ不罷成候ニ付、向々吟味被申付候得共

素分不如意之相続向ニ而外ニ差略も無御座、

乍此上在所出産之生糸払金利潤ヲ以難渋

之家中共江手当被行届、御軍事御用無遅

滞被相勤候様被致度候条、前書之通当年ニ限り

生糸三百六拾貫目御他領払 御免被成下、

御固方御行届ニ罷成候様宜御吟味被成下度、

此段可奉願旨被申付如斯御座候、以上

慶応四年五月三日

家老

鮎田四郎左衛門

戸田定之丞

右御添簡略ス

一 彈正事此度大銃五挺拝借被相願候処、三挺
拝借被成下旨被仰渡候間、早速御兵具方分被渡下
候様御聞判被成下度、此段相達候様在所分申
来如此御座候、以上

五月三日

芳賀文之進印

右五月三日、指代永根竜太郎ヲ以若老衆江差出候処
則御聞判相成、御兵具方江差出ス

一 御用之義有之候条即刻 御城江可被罷
出旨筑後被申候、以上

五月六日

山口権七郎

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出候処、権七郎殿
出會、御主人御事尿前江御出張相成居候処、
同所江二小隊被差置御引揚可被成候、且被
相附置候御目付衆江者別段御首尾合ニ相成候
間、其段共ニ今朝被罷出候御家老衆江も御通達

可被成候、右筑後殿御申之由権七郎殿分御談
之由、右同人申聞候事

一 五月九日、數馬様御留主居、御用之義有之、即刻
宅江可被罷出旨孫兵衛殿分申来、指代虎岩勇之進
差出候処、用人邊見英之進ヲ以御書付忝通被相渡、
如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡
候段、御同所類役齊藤平右衛門申聞候事
御一門衆留主居へ

一 覺

肥前佐賀藩兵隊五百人余、豊前小倉藩
兵隊百五十人余、大総督府分 鎮撫総督府江
御用被 仰付、東名濱江着船、致上陸居候処、
明十日松島出立、御城下江罷越、養賢堂へ
被差置候処、御時節柄二付而者下々無弁も者共
無取留義等申触し人心動揺不致様急度
可申付候 右之通月番石田正親方分
申来候間此段相達申候事 五月十日、高野恒之進
被相頼上野殿江下ス
一 五月廿日、數馬様御留主居へ、御用之義有之、
即刻宅江可被罷出旨孫兵衛殿分申来、指代

坂本駒之進差出候処、用人逸見英之進ヲ以御書付
老通被相渡、如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿
合被仰渡候段、御同処類役齊藤平右衛門申聞候事

御一門衆留主居へ

発炮等二及候暴兵者不及申、惣而疑敷兵見

当候ハ、速ニ御城詰御目付江注進可致候、百姓
町人等同所江罷出兼候者ハ中ノ口取次ヲ以可申出候、
如平常順々階級ヲ經申出候而者手後レニ相成
候間、誰々ニよらず見当リ聞及次第迅速ニ可申出候、
右之通被 仰出候

御城中鐘合図

一御城内外急変之時者御城中之鐘早打ニ打
可申事

但老番町虚空藏、亀ヶ岡火鐘并町々半鐘共同

様打繼可申事

一城中之鐘早打ニ打候節者左之通出張可致候事

一御本丸御固被 仰付致候大番頭組共、御本

丸江相詰持口ヲ固防禦可致候、臨時之義ハ可受

差図候事

一御二丸御固被 仰付置候大番頭組共、御二丸江相

詰持口ヲ固防禦可致候、臨時之義ハ可受差図事

一大橋内江御目付并大橋脇御靈屋下米ヶ袋御小人
共出張相固防禦可致候、臨時之義者可受差図事

一中ノ瀬、川内江御目付并川内御小人共出張相固防禦
可致候、臨時之義ハ可受差図事

一御裏下馬江御近習御鉄炮頭組共出張相固防禦可
致候、臨時之義者可受差図候事

一大橋、中ノ瀬、澱兼而御固被 仰付置候輩、人数

引連相固防禦可致候、臨時之義ハ可受差図事

一瑞鳳寺御固被 仰付置候大番頭組共、同寺江

出張防禦可致候、臨時之義者可受差図事

一大年寺 古城^(四) 榴ヶ岡^(四) 万寿寺^(世) 東昌寺^(世)

大崎八幡宮^(世) 盤山^(世)

右七カ所御固大番頭組共右同様之事

一亀ヶ岡御固被 仰付置候御近習、御鉄炮頭組共、

出張防禦可致候、臨時之義ハ可受差図事

一大森御固被 仰付置候御旗元、足軽頭組共、右

同所江相詰相固防禦可致候、臨時之義者可受差図事

一御前様 純君様御立退方御警衛被 仰付置

候御近習、御鉄炮頭組共、御奥方馬場江相詰、奥老

承合可相勤事

- 一 延寿院様御立退方御警衛被 仰付置候御近習、御鉄
 - 一 砲頭組共、亀ヶ岡御屋敷前江相詰、御附人承合可相勤事
 - 一 本光院様御立退方御警衛被 仰付置候御近習、
 - 一 御鉄砲頭組共、松ノ井御屋敷前江相詰、御附人承合
- 可相勤候事

- 一 瑞鳳寺、大年寺御固御人数之外、大崎八幡宮、榴ヶ
 - 一 岡、東昌寺、万寿寺、大森、盤山、亀ヶ岡、古城御固之
 - 一 分者、何も 御城大手前江相詰、頭々之指揮
- 次第出張可致事

- 一 大番組之次三男弟并家附之伯父等、其番之御
 - 一 固持口々々父兄等江随ひ出張、支配頭之指揮可受事
 - 一 御一門衆始大進歴々在府之面々、人数引連大手
 - 一 前江相詰持口等可被相伺事
 - 一 大番組始御固被 仰付置候輩之外、勝手次第
- 得道具携出張可致事

- 一 右持口々々江出張之輩、人数、何レも御目付相改可
- 申事

右之通被 仰出候

- 一 壹番町并虚空藏、亀ヶ岡、火鐘等は迄早鐘二

打来候処、御吟味之上、此末出火之節式ツ揚二打候
間、其心得可有之候

右之通 御城下在々共不殘如兼而之早速可被相
触候、以上

五月五日 要人 正親 土佐 筑後

御目付中

右三ヶ条之通被 仰渡候段、大目付大島三郎左衛門
申聞候間此段相達申候事

- 一 五月十日、上野様御留主居、御用之義有之、即刻
- 一 宅江可被罷出旨孫兵衛殿御申之由、御物書高橋
- 一 太一郎殿分申来、指代菅原機一郎差出候処、
- 一 用人逸見英之進ヲ以別紙御書付壹通被相
- 一 渡、如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡
- 一 候段、御同所類役菅原東吾申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

此節御国事多端ニ付出仕被相扣置候処、来ル
十五日分当分朔望表江被為出候間、五ツ時登
城、於序二伺 御機嫌可申上旨被 仰出候間、
兼而出仕之面々江早速可被相通候、以上

五月九日 正親

御目付中

右之通被仰渡候段、御目付上郡山守人申聞候間

此段相達申候事 右五月十二日、夜立、真島專治

ヲ以上野殿下郡山江下ス

一御用之義有之候条明十三日四ツ時 御城江可

被罷出旨但馬被申候、以上

五月十二日 油井信五郎

彈正殿御留主居衆

右二付差代永根竜太郎差出候処、右信五郎殿出

会、別紙御書付忝通被相渡候段右同人申聞候事

伊達彈正殿留主居へ

加美郡尿前并田代御境御固被 仰付置候処

此度忝字被相揚候事

但右両所江少々人数被差出振、別紙覚

書之通り可被指出候

覚

一田代 三拾人 一尿前 二小隊

一明十六日今南方御用前二御座候、已上

右五月十六日岡本

佐十郎ヲ以上上野殿へ
下ス

五月十五日 芳賀文之進

右五月十五日、両御月番衆江差出候処御物書舟越源之允殿、孫兵衛殿
用人逸見英之進受取候段、差代永根竜太郎申聞候事

一御用之義有之候条今日中宅江可被罷出旨

但馬被申候、以上

五月十八日 守屋良藏

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出候処、但馬殿

御謁、別紙御書付被相渡候由右同人申聞候事

伊達彈正殿留主居へ

一ハトロル(18) 四千

一クハン(19) 八千六百

右先日被相登候残分之處、直々御自由

相成宜敷候事

一五月十七日、将監様御留主居江、御用有之、即刻

孫兵衛殿江可被罷出旨、御留付高橋太一郎殿分申

来、指代佐藤嘉左衛門指出申候処、用人逸見英之進

ヲ以別紙御書付忝通被相渡、如兼而之御忝統江相

通候様被仰渡候段、御同所類役岡村周助申聞候事

御一門衆留主居江

覚

海防之義者段々被 仰出置候通、弥切迫之御

時節二付而者、嚴重二專務勿論之事二候得共、

外国人乘込候軍艦江者猥リ二放免難成候間、

渡来之趣意承届、其段注進可得差因候、乍

去彼今兵端を開候ハ、臨機之所置可致候

右之通被 仰出候間如兼而之早速可被相触候、以上

辰ノ

要人 正親

五月十五日

土佐 英力

筑後

御目付中

右之通被仰渡候段御目付砂金忠兵衛

申聞候間此段相達申候事

口上

一 御曹司様 純君様江私方今 御内証江向後

献上物 御機嫌相伺申度、左之通相伺申候

一年始 御曹司様御在国之節、御肴代廿疋

御内証江献上、御祝詞申上度候

一 土用入 御同所様御在国之節 御内証江

献上物仕、御機嫌相伺申度候

一 寒入 右同断

一 歳暮 御同所様御在国之節、御内証江

御肴代廿疋以使者献上、御祝詞申上度候

一年始 純君様江 御内証今御肴壹種之

代廿疋以使者献上、御祝詞申上度候

一 土用入 御同所様江 御内証今以使者献

上物仕 御機嫌相伺申度候

一 寒入 右同断

右之通此末 御曹司様 純君様江

御内証今年始暑寒歳暮并不時御吉凶

事等諸御礼 御機嫌伺申上度候条、得

御指図申度如斯御坐候、以上

五月廿日

御名

御奉行衆連名様

右五月廿日、指代永根竜太郎ヲ以差出候処、御物書今泉三郎助殿受

取之由右同人申聞候事

一 彈正在所家中通并下町今出産之生糸、当年二

限り三百六拾貫目御役錢無し二而御他領扱被成下

御免度被奉願置候処、何分御取詰御吟味如願

被成下度、此段相達候様從在所申來如斯
御座候、以上

辰ノ

五月廿日 芳賀文之進

右指代永根竜太郎ヲ以御奉行衆江指出候処、御物書
今泉三郎介殿受取候由同人申聞候事

一 御用之義有之候条即刻 御城江可被

罷出旨正親被申候、以上

五月廿日

大沼彦八郎

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出申候処、右彦八郎殿
出會、先般被相出置候生糸方御願被相戻、左二

伊達彈正殿御留主居江

覚

會津御追討方江御出張被成、追々尿前御境目

御固被 仰付、高太之諸入費下町等々先納等を以

指略御間ニ合被成候処、輕扶持人之分至極指逼

御固方被引統候見詰無之候間、家中并下町々

出産之生糸当年ニ限り無御役代他領出御免被

成遣度、品々家老覚書指添被相願候御願之

趣、御吟味難被成遣候条其御心得可被成候、仍而別紙
御願等返達仕候事

伊達彈正殿御留主居江

覚

會津御追討方江御出張等二而不少之入費二付、家中
前等々出産之生糸無御役代他領出御免被成遣
度旨被相願、御吟味難被成遣相達候通ニ候処、

右生糸於 上御買上相成候員数等委細

之義者向々々可相達候間、其御心得可被成候事

一 五月七日、數馬様御留主居江、御用之義有之、即刻

孫兵衛殿宅江可被罷出旨、御留付高橋太一郎殿分申

來、指代虎岩勇之進指出申候処、用人邊見英之進

ヲ以別紙御書付 御直書写等共三通被相渡、如

兼而之御壹統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡候間

御承知被仰上候様ニと、御同所類役齊藤平右衛門申聞候事

御預御給主并御預足輕等有之衆ハ右江も

可被申渡候

一 御直書ハ士以上江計拜見可為仕候事

會津襲擊之 勅命ヲ被為蒙候ニ付被遊

御熱慮候得者、罪名著明ならざる廉も有之、

干戈ヲ被為動、生民ヲ被苦候而者

皇国崩解之端可も相成与不被為堪 御心痛ニ

品々御建白被遊処、其期ヲ失不相達、重而

征討総督宮江御指出相成候得共御採用不相

成、其内既ニ 鎮撫使御下着、更ニ會津御追

討御先鋒之 命ヲ被為蒙、進撃之御催

促有之、 勅命素分至嚴難被遊御猶予、御出

兵之上御討入可相成之処、會津家降伏之上、伏見之

一条聊異心無之といへ共、倉卒之間指揮不行届

奉驚 天聽ヲ候罪ヲ引、城外江退居、謹慎、封

地ヲ被為削、伏水主謀之臣見ヲ誅し首級ヲ指出候より

三ヶ条ヲ以謝罪歎願申立候ニ付、上杉殿御一同

御周旋之上、諸藩御家老連名之書付被相添

九條殿下江御歎願相成候上ハ、御寛太之

御沙汰も可有之候処、會津容保不可容天地

罪人難被為及 御沙汰由被 仰出、各藩愕

然望ヲ失ひ候御所置下、卒かニ庄内御追討之

命ヲ被相下、無名之兵ヲ被指向羽州及騷乱候与の

両条者全薩長之私怨ヲ可報挙動ニ而、素分

九條殿下思召ニも不被為在候間、會庄追討之兵ヲ

被為解、大政官江御伺之外無他事次第、列藩

分大 九條殿下江御届相成、 鎮撫

総督之御大任被為立候様御奉命御尽力被遊候

段上杉殿御忝同被 仰上、公平正太之道ヲ以

皇国ヲ御維持之義者奥羽列藩御盟約相成、大義ヲ

伸禍乱ヲ被為除候之 思召ニ候間、天下之公議ヲ被

為容、徳川及會庄之御処置被 仰出度趣、列藩

之御家老連名及建言候事ニ御決議相成候ニ付、

思召之次第并御家中始心得方共

御直書ヲ以被 仰出候通ニ候処、御歎願書并盟

約建言等別冊之通ニ候間、何共一同右御趣意ニ感

激憤発興起仕、盟約建言無相違始終貫徹相

成候様尽力可仕、尤姦徒既ニ奥州之南境江暴兵

を指向殺戮を恣ニし、急ニ御誅鋤不相成者彼弥

姦譎を逞し、神州正大之氣殆滅却、日月終ニ

地ニ墜るに至るへく列藩江被仰合、誅姦之義

兵を御指出相成候、然ニ軍事之費莫大ニして太

平無事之仕形悉皆不相廢候而ハ家国会計

難立事二候間、御平居も御陣中之通御身廻りを始御省略、御軍用御充実を怠途二衆庶与勞苦を同しく可被遊 思召二候間、大家歴々を始壹統右を奉体、只管御軍事江出精可仕候、且其器量等有之候て御軍事江被召仕候ハ士之面目たる事に候を、右之心得無之輩も有之哉二相聞得、斯る時節ニ至リ候而も奮発之志無之、治平安逸之旧習を除兼、卑怯柔弱士之覚悟無之候ハ、御氣之毒二者被 思召候得共嚴科ニ被処候外無之候条、万一も右様之儀無之、被 仰付次第即刻出張之手（挿入文）当全備し居、遅緩機を失し責を不請様可仕候、乍勿論軍事江不被召仕諸有司附属之役々ニ至る迄、戰場ニ臨ミ候心得二而其勤を励、大小之御家中下々迄一同に心力を尽し、治世安民之御大勲を被為建候様可仕旨被仰出候事

御直書写

會津追討之

勅を奉し出兵し降伏謝罪之廉相立、諸藩一同及歎願候得共御許容無之、次二庄内無名之追討

を被加候始末、 九條殿下思召ニ無之候得者 叡慮二者猶更無之、姦徒 朝廷を誣（四）し政權を竊み、詐謀与残忍与を以私を成し候ニ無疑候、依而列藩与盟約之大義を伸、禍乱を除、 皇国を奉維持候事予か志に候、大小之諸臣ハ不申及、庶民に至る迄此志を休し勉勵して予を助て怠る事なかれ、委細ハ奉行共可申也

一 討会先鋒被 仰付両国共出兵罷在、既ニ仙臺先手勢及接戦候処、今般降伏謝罪之儀容保家来共申出候ニ付仙臺（挿入文）〔国境〕於陣門問罪督責為致候処、伏見暴動之壹拳ハ畢竟指揮不行届（挿入文）卒然ニ発申奉驚

天聴候段至極恐縮之余リ、容保儀者帰邑退隱之上當時於城外恭順謹慎相尽、頗先非悔悟罷在、寛大之御所置被成下候様、別紙歎願書之通家来共申出候間、益天朝之御仁徳奉感戴候様

御処置奉仰望候、會津国情等之儀者委細演説を以申上候通に御座候間、深ク御汲量寛典之御沙汰被成下候様一同奉懇願候、

以上

壬四月

仙臺中將

米澤中將

右者御同道二面岩沼総督府江 御出、御進達相成候

會津歎願書

一幣藩之儀者山谷之間二僻居罷在、風氣陋劣人心頑愚にして

旧習に泥ミ世変クラに暗き士俗二御座候処、老寡君 京都守

護之職被申付候以来、乍不及

天朝尊崇奉安 宸襟度一途之存念分他事無之粉骨

碎身罷在、万端不行届之儀に者候得共 朝廷之御垂憐を

蒙多年之間何とか奉職仕居、臣子之冥加無此上難在奉存鴻恩

万分之毫も奉報度闔国奮勵罷在、奉対

朝廷〔御後闇体〕之心事神人に誓ひ毛頭無御座、伏見壹拳之儀

ハ事卒然二発リ不得止次第柄にて、是又異心等有之儀にハ毛頭

無之候得共、一旦奉驚

天聴候段奉恐入候次第二付帰邑之上退隠恭順罷在候処、此度

鎮撫使御東下御両藩江征討之命相下候由承知仕愕然之至リ斯

迄奉脳 宸襟候儀何とも可申上様無座、此上城中二安居仕居

候而ハ奉恐入候二付、城外二屏居罷在奉待 御沙汰候間、一親視

同仁之以

御宥恕寛太之御沙汰被下度、家臣拳而奉歎願候、右之

段幾重二も厚御汲量被下宜御執成之程深奉懇願候、以上

慶応四年壬四月

会津家老

西郷頼母

梶原平馬

一瀬要人

奥羽各藩歎願書

一此度會津征討被 仰付各藩出兵、既二仙臺先手勢及接戦

候処、容保家来共降伏謝罪之儀申出、仙臺国境於陣門糺明

相遂候処、伏見暴動之儀者全異心等有之筋に者無御座候得共、

事皆卒然二相発奉驚

天聴候段深ク恐入、其節之先手隊長等者別而謹慎申付置、奉待

御沙汰何様共処置仕候由御座候処、畢竟容保兼而指揮不行届

之所置二有之候段至極恐縮仕、当時城外二おゐて恭順謹慎相尽

先非悔悟罷在、家来共歎願書を以申出降伏謝罪仕候上ハ、幾重

二も寛大 御処置被成下至仁之

聖恩奉感戴候様奉仰望候、尤当時

王政御壹新之御場合二被為在候得共何分不被為動干戈人心者

之向背をも深く可被為在御波量御時節与奉在候、勿論春夏之間農事之甚急務(時)ニする所(な)ニ有之、自然民命之大ニ所關係御座候、是等之儀共篤与御評察被成下、今日之事者啻ニ會津孤国耳之御所置与不被為 思召寛大之御沙汰被成下候ハ、実以奥羽 御鎮撫之道赫然被為立候様偏ニ存込列藩衆儀相尽奉懇願候、猶亦連名外之輩者(亦挿入文)駆付次第可奉申上候、恐惶謹言

慶応四年壬四月十一日

伊達陸奥寺家来

坂 英力

但木 土佐

上杉弾正大弼家来

千坂太郎左衛門

竹保 美作

南部美濃守家来

野々村真澄

丹羽左京太夫家来(大)

丹羽 一学

松平大学頭家来

三浦平八郎

阿部美作守家来

平田弾右衛門

相馬因幡守家来

相馬 朝負

佐藤勘兵衛

秋田万之助家来

大浦 帯刀

水野真治郎家来

水野三郎右衛門

板倉甲斐守家来

池田権左衛門

藤井伊豆守家来

渡部五郎左衛門

岩城左京太夫家来(大)

大平 伊織

田村右京太夫家来(大)

佐藤長太夫

生駒大内藏家来

推川嘉藤太

已下追々駆付之分次第不同

佐竹右京太夫家来(大)

戸村十太夫

戸澤中務太輔家来(大)

舟生源右衛門

安藤理三郎家来

三田 八弥

六郷兵庫頭家来

六郷 大學

本多能登守家来

石井武右衛門

内藤長壽丸家来

茂原 肇

立花出雲守家来

屋山 外記

上杉駿河守家来

江口 復藏

津輕越中守家来

山中 兵部

南部遠江守家来

吉岡 左膳

總督府分被相渡候御書付

仙臺中將

米澤中將

今般會津謝罪降伏歎願書并奥羽各藩添願書被指

出熟覽之所、朝敵不可入天地二罪人に付難被為及

御沙汰、早々討入可 奏成功者也

壬四月

鎮撫總督印

總督府江解兵御届

一今般會津容保降伏謝罪之儀家来共歎願申出候二付、

国情等之儀委細ニ演說之上、寛典之御沙汰被成下候様過日奉懇(奉押入文)

願候処、朝敵不可入天地二罪人ニ付難被為及御沙汰、早々討

入可奏成功旨御達之趣承知仕候、素分降伏謝罪顯然

之事ニ而降ル者ハ容レ拒者者討候社王者之兵ニ有之、殊更始

御壹新之御被為動干戈候儀於

天朝必不被為好旨、征討總督府分 御沙汰相成居候

次第も有之、此上押而御征討之命被相下候儀乍恐公明正大

之 御所置如何与奉存候、加之当時農桑繁盛之折柄諸藩

数万之出兵万民(徴)激發(徴)運輸之愁苦ニ不堪、既ニ所々壹揆等

相起り候勢実以不忍聞見最早蒼生塗炭ニ陥り候間、是又(迄)

出兵之分番兵耳指置解兵仕、尚又衆儀相尽奉伺

大政官候外他事無御座候間此段御届申上候、以上(迄)

壬四月十九日

仙臺中將

米澤中將

九條殿御転陣願

一 今般白川城江被為成 御転陣旨被 仰出候処、會庄

二 藩之儀ニ付奥羽之間人心沟々既ニ所々忝揆等相起、被為遊

御転陣候而ハ、弥衆民不知所向、朦昧之余追々如何様之暴動

相発候哉難計義心痛仕候間、早速仙臺江被為遊御帰陣、

億兆安堵致奥羽瓦解不致様御鎮撫被成下度一同奉懇

願候、以上

壬四月廿一日

各藩連名

庄内解兵御届

一 先達而酒井左衛門尉朝敵ニ付征討并応援等被

仰付候各藩出兵仕候処、左衛門尉儀者未官位御上之御沙汰

戎無之而已ならず、從

^(大)大政官登京被相促候儀も有之哉ニ相聞得、自然衆心

疑敷を生し候上、元々僻遠之境ニ隔り居候人民ニ御座候得者、

徳川慶喜東下之後、主として恢復ヲ謀候趣被 仰出候其罪、

蹤跡も分明ニ承知仕兼候ニ付、奥羽諸藩尽衆議申度与打

寄候処、最初佐竹右京太夫^(大)問罪之上出兵仕度旨相伺候節、

以御演説其儀者難被為及 御沙汰旨被仰渡、益難

免疑惑候得共、猶此上幾度も奉訴 尊聴候義甚以恐

縮之至与一同評決仕、左衛門尉罪状之義

^(大)大政官江相伺申候内徒ニ曠日持久、庶民農桑之節ヲ妨^{サマタケ}

候^大

朝廷御忝新深ク御仁恤ヲ被為垂候御趣意ニも相悖候儀

与忝同奉恐縮、奥羽各藩衆議之上 ^(大)大政官^大

御沙汰有之迄ハ忝先解兵仕候間此段御届申上候、以上

南部美濃守家来

野々村真澄

佐竹右京太夫家来^(大)

戸村十太夫

津輕越中守家来

山中 兵部

戸澤中務太夫家来^(大輔)

舟生源右衛門

水野真治郎家来

水野三郎右衛門

藤井伊豆守家来

山村 主税

六郷兵庫頭家来

六郷 大學

岩城左京太夫家来

大平 伊織

生駒大内藏家来

推川嘉藤太

大政官江建白

一 王政復古一新之被 仰出奥羽之辺土迄も奉承知御布告之御趣意、遠ク〔上古之〕^{〔挿入文〕}列聖ニ被為躰、広大之五大州中ニも可奉比様無之 聖代ニ奉過候義、実ニ難有莫大之幸福も人民不任歎喜御新政ヲ奉望、徳川始諸藩御追討被 仰出候得共、高貴之 宮御始公卿御方大総督等之御大職ニ被為任候ニ付〔而者〕^{〔挿入分〕}、必 叡慮ヲ御披充御寛仁ヲ以腐淋之典ヲ被為正、降伏之者ヲ被為容不日ニ海内清寧ニ可至と、奥羽之ニ州早ニ雲ヲ望候と等しく奉待上候処、於仙臺ニ鎮撫使御三卿ヲ奉迎候得者、存も不寄即由會津御追討之先鋒仙臺へ被仰出、至急侵撃可仕由之御催促而已ニ而 御仁恤之被 仰出進も無之、加之庄内御追討卒然ニ被 仰出、奥羽ニ州俄ニ騷擾驚惑、人民手足之措処ヲ弁兼候為体不堪悲痛候得共、勅命固今至嚴猶予可仕筋

無御座候ニ付先鋒応援之各藩今出兵仕候処、會津容保則悔悟降伏仕、城外ニ謹慎罷在候上、封地ヲ被為削候与伏見ニ而事ヲ促候謀臣之首級ヲ差出候との三ヶ条ヲ以奉謝罪度、仙臺米澤今申出候ニ付、国情委細承知届、九條殿下江演達仕候上諸藩連名ヲ以奉歎願候得共、容保不可容天地罪人難被為及 御沙汰、早々討入可奏成功旨御差図ニ有之一同当惑罷在候、先年長州之暴臣 禁闕ニ对発砲仕候一条寛典之御処置も兼而奉伺候上者、御一新之折柄ニ候得者猶更寛典ニ可被処と〔奉〕^{〔挿入文〕}存居候処、容保之謝罪ヲ不被〔為〕^{〔挿入文〕}容、更ニ御攻撃被 仰出候而者、天下億兆之望ニ被為背候 御処置ニ可相至、左候而ハ乍恐 王政復古之御大業御創造之御場合ニ対し如何可被為有哉、妄ニ干戈ヲ用奉汚 聖聽候而者却而恐入候義ニ付、解兵仕尚又 大政官へ奉伺候方と相決、九條殿江其段奉申上候、次ニ者庄内何様之罪状ヲ以朝敵之悪名ヲ被相下御追討被 仰出候哉反復思慮仕候得共會津任兼、前条同様評決仕、解兵之上是又九條殿下江奉申上候、抑忌諱ヲ不厭叨ニ諫言仕候義不堪恐懼之至ニ候得共、至仁ヲ以民ニ被為臨候而も一先其処ヲ不得義御坐候時者、宸襟ヲ不為安御事と奉存候、況會庄

二藩之存亡、人民許多之死生、実ニ重大之御事件ニ御坐候得者、降者被為容ト名ヲ被為正候と者鎮撫御三卿^(註)之御賢

略ヲ以御英断可被遊被 仰出候義と奉存候処、参謀大山格之助^(註)、世良修藏義恣^(註)ニ 総督府之命ヲ矯、如斯奉反

叡慮候様之御指為而已ニ有之、其一身之挙動ニ至候而者貪婪無饜酒食ニ荒謠醜声不堪聞事件枚挙仕兼、暴戾^(挿入文)奪鹵掠ヲ常と仕、至処厭苦不仕者無之其菟豺狼^(害)も甚敷共可申哉、如斯者共ニして前文之通大事ヲ恣ニ仕

御三卿之思召聊貫徹不相成皆以参謀之誣罔ヲ被為受、渠か會庄之私怨ヲ快セんと仕候ヲ御禁絶被遊兼候勢衆之既ニ奉察候処ニ有之、参謀 御三卿ヲ奉誣罔既ニ如斯ニ

御座候得者、徳川ヲ始諸藩之御追討被 仰出天下之兵ヲ被為動候、必奉誣罔 朝廷姦曲之手ニ聳^(出)、叡慮者奉申上候迄も無之 総裁官御始之御真意ニ被為出候義ニ者決而無之候々奉存候、方今実ニ千歳之一時と可申 王政復古更始一新之聖運ニ被為当、 御廟堂

之御場合に右ヲ口実とし、虚名ヲ張、詐謀ヲ飭、陰ニ大權を竊ミ、暴欲ヲ恣ニし候国賊有之候様ニ相聞得候、速ニ御正し不被為有候ハ、何様之禍乱相醸候哉難量、万一元迷之^(想)覆徹ヲ被為蹈候様之御義も御座候ハ、天下万世無窮之

遺憾実ニ過之候義有御坐間敷と、仰而奉遙拜九重、俯而衆庶ヲ哀憐仕、不任悲憤^(働)働哭仕候間、敢而僭越之罪ヲ

犯、海内内志^(同)之諸藩と共に協力仕、大義ヲ伸、禍乱ヲ除、奉維持 皇国候素願ニ御坐候処、正邪不相弁人心沟々之余終ニ賊徒追討之義兵ヲ相挙候勢顕然ニ相見得候間、江海之度量ヲ御開天下之公儀ヲ被為容、徳川始會庄之

御処置被 仰出、王政復古更始一新之御大業御成就被為有 皇国ヲ万全ニ被為措候様偏ニ歎願候条尽^(執)御報奏被下度候、誠恐誠惶頓首敬白

慶応四年五月 奥羽各藩家老連名花押

奥羽盟約書

一今度奥羽列藩会城於仙臺、告鎮撫総督府、欲以盟約、執公平正大之道、同心協力、上尊 王室撫、恤人民維^(下脱)

持 皇国而安 宸襟、仍条例如左

一以伸大義于天下為目的、不可抱於小節細行事

一如同舟涉海可以信居以義動事

一若有不虞危急之事、比隣各藩速援救、可報告総督府事

一勿負強凌弱、勿私營利、勿泄漏機事、勿難問同盟

一 築造城堡運搬糧食、雖不得止、勿漫令百姓勞役不勝愁苦

一 大事件列藩集議、可帰公平之旨、細微則可隨其事(宣慰)

一 通謀他国、出兵隣境、皆可報同盟事

一 勿殺戮無辜、勿掠奪金穀、凡事涉不義者可加嚴刑事

右条々於有違背者、則列藩集議可加嚴譴者也

慶応四年五月

但木 土佐

花押

一 御用之義有之候条明廿一日四ツ時登 城御目付江

可被相断旨正親被申候、以上

五月廿日

齊藤友三郎

彈正殿御留主居衆

右二付罷出候処、此節御客之間御取込二付御連歌之間

御稼通り江御徒目付圓城寺太三郎殿、御目付加藤十三郎殿、

澤崎嘉右衛門殿御引揃、石母田但馬殿、石田正親殿

列座、正親殿別紙之通被仰渡候事

御一門衆留主居へ

覚

石母田但馬義、今日御奉行職被 仰付候間此旨

可被相達候

御奥方江も可被相達候

右五月廿三日、小野木義三郎ヲ以
賜目江下ス

一 御用之義有之候条即刻宅江可罷出旨孫兵衛

被申候、以上

五月廿五日

高橋太一郎

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出候処、用人逸見

英之進ヲ以別紙御書付壹通被相渡、如兼而之

御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡候段、右同人申聞候事

南北

御一門衆留主居へ

御曹司様御入国被遊候二付、年始歳暮寒

土用 屋形様御同様可被申上候

一 五節旬朔望廿八日之出仕も 屋形様御同

様被為受旨被 仰出候

但此節柄二付出仕被相扣伺御機嫌申上候義、

是又 屋形様御同様可被申上候

一 右之外不時之御歛伺御機嫌等者其時々

相達可申事

諸御礼被申上候義左之通

一家督并苗跡之御礼其外諸御礼、

屋形様御同然御同座二而御受被遊候間、

何レも 御父子様江 御目見願被申上

献上物可被仕事

右之通但木土佐申聞候間此段相達申候事

右五月廿五日、横山安吉⁽¹⁰⁾下リヲ以賜目江下ス

後藤孫兵衛様

御名

※就暑中屋形様御様体相伺申候書状

右指代永根竜太郎ヲ以五月廿七日孫兵衛殿宅江申候処、用人

逸^(見)水英之進^(ママ)二受取之由右同人申聞候事

一 五月廿六日、将監様御留主居、御用之義有之、

即刻宅江可被罷出旨孫兵衛殿申之由、高橋

太一郎殿^(之)申来、指代遠藤義三郎差出候由之

処、用人逸見英之進ヲ以別紙御書付忝通被相

渡、如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰

渡候段、御同所類役岡村周輔申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

戦争之節手負相成帰急之輩、医学

校江病院被相建療治被成下旨被 仰出候

右之通石田正親申聞候間此段相達申候事

一 御用之義有之候条即刻宅江可被罷出旨

孫兵衛被申候、以上

五月卅日 高橋太一郎

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出候処、用人

逸見英之進ヲ以別紙御書付忝通被相渡、

如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡

候段、右同人申聞候事

南北

御一門衆留主居へ

覚

当津切戸町木挽渡世山田屋

太藏事源七人相書

一年齡 三拾六七才

一中背中肉色黒ク 一 顔平面鼻低ク

一眼一卜通眉濃ク 一 薄菊目石有之其外

常体

但同人女房よせ并安藏召連候事

右之者外国人江手疵ヲ為負逃去候二付

見当次第可申出候、外国御交際之義者於

朝廷重大之御事件ニ付嚴重取調可尋出候、

申出候者二者褒美金可遣候、万一心得違隱

置候もの於有之者可為曲事候、此段早々可相

触者也

兵庫

閏四月十六日

裁判所

右之通兵庫大坂裁判所江触達相成候条、

其他御領私領共固ク布告被 仰付候間、

其旨相心得召捕次第早々兵庫裁判所へ

可申出者也

閏四月

大政官

右御書付 ^(本) 大政官分御渡之旨京都御留主居

相達申来候間、 御城下諸士并寺社町方

在之共不殘如兼而之可被相触候、以上

一 夜中鉄砲打放候義ハ兼而被相禁置候処、近頃

ニ至リ猥リニ打放候者有之、非常之御時節柄

甚不相濟事ニ候条早速分屹度相止候様可仕候、

若右ヲ犯し候者於有之者組合等迄嚴之

御吟味可被相懸候、 右之通り 御城下

不殘如兼而之早速可被触候、以上

五月廿五日

要人 正親 土佐 英力

但馬

御目付中

右之通御目付砂金忠兵衛申聞候間此段相達

申候事 右六月朔日、加藤文十郎ヲ以鮎田殿江下ス

五月晦日土用入ニ付御機嫌伺等

左之通

一 屋形様江者前々之通御状ヲ以御機嫌伺

被仰上候事 右御状過ル廿七日後藤孫兵衛殿江指出

一 御前様江者御口上書御使者ヲ以被仰上候、右御口上

書宛名奥年寄連名

一 御曹司様 ^(以下欠) 江者

一 純君様江者御口上書奥老宛名御使者ヲ以

被仰上候事

一 御前様江 御前様江分御口上書宛名

同断御使者ヲ以被仰上候事

一 延寿院様 本光院様江者御屋敷

々々江前々之通素口上御使者

一 龜三郎様江者別而之被仰渡も無之候ニ付、

右御使者 永根竜太郎

御壹統様御申合之上不被仰上候事

一 他国御便書者被相出候ニ不及旨、御物書衆ハ

談有之趣、巨理類役佐藤助三郎ハ相談ニ付、

指出不申候事

一 土用入ニ付、例年之通

屋形様江干鱈壹連御内証ハ御献上伺

御機嫌被仰上候

一 御前様江品々同断、満願酒一荷御献上

一 御同所様江 御前様ハ葛粉一箱御献上

上、諸事無滞相濟候、右何氏御案文留ニ有リ

右御使者 永根竜太郎

一 御用之義有之候条今八ツ半時迄之内宅江可被罷

出旨織部被申候、以上

六月朔日

守屋良藏

彈正殿御留主居衆

右ニ付指代永根竜太郎指出申候処織部直々

御出会、此末施条銃等都而舶来之品御国許江

相下し候義 (大) 大政官ハ被相留候間、追々舶来品

御国許江可被相下様不被為在候間、若施条銃等

不足ニ有之御用意被成度義も御座候ハ、何程卜申

員数御取調御払被相受候方可然、右御入料者早速

御上納不被成候而ハ御払相濟不申候間、旁共御吟

味早速何レ共申出候様ニと御談有之候由、右竜太郎

申出候事 (6) 右六月五日、大浪長右衛門ヲ以鮎田殿江

下ス

一 此度舶来施条銃於 上御払之御世話

被成下候間、右銃入用ニも候ハ、何程被払下度と

申義員数取調早速相達候様被仰渡候処、主人

方ニ而式ツ番銅三ツ番銅取合三百挺御払

被申受候得者大凡間ニ合候見詰ニ御坐候間、右

高江附属之小道具共被払下候様宜御吟味

被成下度、(可) 此段可相達旨從在所申来如此御坐候、以上

六月四日

芳賀文之進

右差代永根竜太郎ヲ以指出候処、若老衆物書石田

五左衛門殿受取之由右同人申聞候事

一 六月朔日、信濃様御留主居、御用之義有之、

即刻宅江可被罷出旨孫兵衛殿御申之由、高橋

太一郎殿ハ申来、(中) 差代村上昇差出候処、用人

取込之由ニ而取次ヲ以別紙御書付壹通被相渡、

如兼而之御一統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡候段、御同所類役佐藤源八郎申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

一會津江御人数手勢指揮仕出張被 仰付候

輩、来ル十日迄左之通可被書出候

一何ノ手何御備ニ而何方江被遣旨被 仰付候

訊日限共

一手勢并被相附候御人数之事

但銃隊、狙撃隊、執槍隊、并大炮、砲士、砲卒

之員数、并十分以上者名前共、凡下八人数計

一出張帰陣発着之月日在陣之日数共

但出張先分諸所へ繰出之月日日数共

一戦之次第并戦功之事

但御賞御咎之義共

右之通石田正親申聞候間此段相達申候事

右六月五日、草刈長十郎ヲ以湯山へ下ス

一御用之義有之候条今日中 御城江可被罷

出旨土佐被申候、以上

六月五日 舟越源之允

彈正殿留主居衆

右二付指代永根竜太郎指出候処、過ル朔日生糸

御願出方御吟味難被成遣旨御書付ヲ以日仰渡候

趣左二

伊達彈正殿留主居へ

覚

一家中前等分出産之生糸他領払御免

被成遣度家老覚書差添別紙之被相願候、

追々共御吟味難被成遣候条其御心得可

被成候、仍而別紙御願返達仕候事

一御用之義有之候条即刻 御城江可被罷出

旨喜平太被申候、以上

六月六日 守屋良蔵

彈正殿御留主居衆

右二付指代永根竜太郎差出候処、石田五左衛門殿

出会、別紙御書付老通被相渡候由、右同人申聞候事

伊達彈正殿留主居へ

庄内為応援新庄江差出置候梁川播摩江

一小隊被相付候間、急速右人数丈可被差出候、且右

地非常急変之節播摩方分可相達候間、

其節猶又大勢繰出候様兼而御心懸可被成候事

尚以御境目御固之義ハ是迄之通、尚又嚴

重御警衛之御手当可被成候事

右六月六日、村田久右衛門、星忠治ヲ以夜通しニ而鮎田殿江下ス

一彈正事先般討會方 御先二ノ手被 仰付、出張

之節願之上施条銃百六拾挺御払被相受、外三拾挺

余相調、都合式百挺高用意被致候処、右式百挺ニ而者

人数一統江可被相渡様無之古製銃相加被相用候ニ付、

其後人数壹統江被相渡丈用意被致度被奉存向々

精々吟味被申付候得共、余事ニ付段々相達被置候

通右御払被相受候分も非常之差略ヲ以金子上納

被致候義ニ有之、乍勿論右出張方手当之義も前

後莫太之諸出費ニ而、固分不如意之相続向ニ御座候

得者弥増被指逼、右施条銃用意被致兼甚痛

心被罷有候処、此度 ^(太)大政官分被相触候御趣意

成有之候由ニ而当分之内ニ無之候而者右施条銃

於 上ニも御買上之御見詰不被有候ニ付、主人方

ニ而も用意被致度分有之候ハ、員数取調急速相達候

様和田織部殿分被仰渡候ニ付、三百挺高御払被相願候事ニ者候得共、前書之次第ニ而右御払金早速上

納之見詰更ニ無御座、乍去御時節柄一円不被相納

拝借被成下度被相願義も遠慮至極ニ被奉存、

非常之差略ヲ以右三百挺御払金之内江金千両也

在所出産之生糸等ヲ以早速上納被致候間、殘金之所者

来巳ノ年今式ケ年賦ヲ以御取立被成下度被奉願候、

右願之趣御吟味不被成下候而者何様吟味相尽差

略仕候而も迎も当節之利器買入可申術策更ニ無之、

左候得者已後出兵之節者無挺不利之古製銃等被

相渡候外無之、士氣相振不申義者見得渡候事ニ而

自然敗亡等ニ相至候而者、主人一家之恥辱而已ニ無御坐

甚敷ニ至リ候而者 御国辱江関係仕候義醸出候哉も

難計候間、宜御憐察願之通御吟味被成下度、

此段可相達旨被申付如斯御座候、已上

慶応四年六月八日

鮎田四郎左衛門 花押

永根 隼人之輔 花押

一御添簡略ス

右六月八日差出候処御物書舟越源之丞^(允)殿受取候事

一 彈正家中通西洋銃隊二組立候義者段々被相達

置候通二候処、僻遠之土地ニ而自然智見相開不申
甚未熟之事ニ御坐候間、定詰御足輕之内散兵調(練脱力)

迄熟練之人物両三人拜借被成下度、此段可奉

願旨在所分申来如斯御座候、已上

六月八日

芳賀文之進

右六月八日(若老衆江指出候処、瀬戸長之進受取候)
瀬戸長之進殿受取之事

一 彈正事討會 御先二ノ手被 仰付矢吹駒出張

中、家中野村今右衛門義(右)壬四月五日於聖至堂口

會藩多人數ニ被取押候趣、其節矢吹駒宿陣所分

被相達置候通二御坐候処、同七日三代と申宿二而

會藩隊長鈴木作右衛門、遠山伊左衛門宿陣所江

被召連、次第被相糺候二付夫々相答申候由之処、其後

丁嚙取扱ニ罷成、五月九日聖至堂江被送届、農兵

組江被相預、同廿六日 御国許江罷帰候様被申渡、

路金として金三両并印鑑被相渡、右農兵組之内分

五人ニ而矢吹駒迄被相送、過ル二日爰許屋敷へ

着仕候段申出候、依而此段相達候様在所分申来

如斯御座候、已上

六月八日

芳賀文之進

右六月八日、(御江挿入文)「御奉行衆江」差出候処、豊島久三郎受取候事

一 ハトロ一 小隊分此數三千式百枚

但し壹挺ニ付百枚ツ、

※〔万石以上之方ヲ以色品共被渡下候義不及吟味候事〕

一 管 同断 此數四千八百

但し 同断

右之通此度新庄江銃手一小隊差出候様被仰渡、

右人數江ハトロ一并管被渡下候様被成下度、此段(挿入文)

如此御坐候、已上

六月九日

芳賀文之進

六月九日指代永根竜太郎ヲ以若老衆へ差出候処、瀬戸長之進殿受取候由、右同人申聞候事

一 六月七日、信濃様御留主居江、御用有之、即刻孫兵衛殿

宅江罷出候様長沼文吉殿分申来、指代村上昇

指出申候処、右文吉殿ヲ以別紙御書付壹通被相渡、

如兼而之御壹統江相通候様孫兵衛殿分被仰渡候段、

御同所類役佐藤源八郎申聞候事

御一門衆留主居江

覚

御軍用ニ而諸方江出張之御人数兵糧、自今

御目付書付を以被立下候間、首尾合左之通可相

心得候

一 詰所以上之輩并手頭者、忝人每其身從卒之

書付并被相附候御人数之書付共、士分者以上ハ人数

肩書名前共、凡下者誰組御足輕等何人と取調候

書付、御目付江差出、右同人数江兵糧可相立由

御目付之末書出判相受、昼寓出張先ニ而右書付

為見届兵糧可差出候

一 右一紙書付中之人数多小引分ケ候事も

可有之候ニ付、誰組誰隊引分ケ人数江兵糧被立

下候由之書付も御目付分可相渡候間、御人数引分ケ

候節者、右書付江頭々ニ而御人数名前等取調候

判突之書付相渡を前同様為見届兵糧可為相

立候

一出張後人数相加、又者引分ケ増減有之節ハ、頭々

分前同様之書付差出可為見届候

一 陪臣者御一門衆、御家老者留主居名前、右以下者

直名書付、御目付江指出諸事前条之通り

たるへく候

一 右書付道中昼泊宿村出張先共、御代官等

不居合候ハ、大肝入、肝入、檢断等見届写取置

兵糧相出、員数共取調月末二順々可申出候

右之通御分領中不殘如兼而之可被相触候、以上

辰ノ

要人

六月四日

正親

土佐

但馬

筑後

御目付中

右之通御目付桜田彦右衛門申聞候間此段相達

申候事

一 ハトロン 一小隊分 此数三千式百枚

但し壹挺ニ付百枚ツ、

※〔石色品被渡下候義不及吟味候事〕

一 管 同断 此数四千八百

但し同断

右之通加美郡田代御境目御固として一小隊

差出置候人数江ハトロン并管被渡下候様被成

下度此段如斯御座候、以上

六月九日

芳賀文之進

一 此度庄内為応援梁川播摩殿江主人方人数

一小隊被相付候間早速新庄江差出候様被仰渡候処、
施条銃不足之義者先般相達被置候通二有之、

此度差出候人数江可被相渡様無之候間、右一小隊
丈拜借被成下度被奉願候、勿論玉造郡尿前へ

二 小队、加美郡田代御境目江一小隊被相出置候
人数江も夫々被相渡置候二付而者、何様指繰被
致候而も行届不申候間、前書之通一小隊拜借
被成下速二出張罷成候様御吟味被成下度、此段
可奉願旨在所分申来如斯御座候、以上

六月九日

芳賀文之進

※〔当今非常之御銃繰二付拜借之義不及吟味候事〕

此度庄内為応援梁川播摩殿江人数一小

隊被相付候間、新庄江差出候様被仰渡候二付左二
相伺申候

一行軍中者勿論宿陣之節共兵糧之義、

御領内御他領共何様仕可然哉之事

但し筑前様二而白川口江二小队被相出候節者大松沢
掃部輔殿手御人数同様之御取調ヲ以於

上諸事被渡下候事二承知仕候処、右同様御取調二
可有之哉、且追々繰出候二付而者兵糧方御役人
可被付下哉之事

一新庄江着致候節梁川播摩殿江御届為

仕候ハ、宿陣所等之義、都而御指図可相成
哉之事

一 尿前御境目通路被相留置候二付而者田代御境
目今通行為仕可然哉之事

右之通相伺候様從在所申来如此御座候、以上

六月九日

芳賀文之進

右三ヶ条六月九日差代永根竜太郎ヲ以若老衆へ差出候処、
瀬戸長之進殿受取候由、右同人申聞候事

一 弾正家中通西洋銃隊二組立候義二付教授

方拜借被成下度義者先般被相達置候通二御坐候
処、一日も早く熟練為致度義二御坐候間、大槻龍之進殿⁽¹⁶⁾
門人之内中村孫九郎殿教授方日数十日見

詰ヲ以早速拝借被成下度、此段可奉願旨在所分
申来如斯御座候、以上

六月十日

芳賀文之進

※〔如願之被貸進候事〕

此度為応援新庄江一小隊差出候様被仰渡候

二付左二相伺申候

一 籠長持壱棹并馬五疋繼立申度候事

一 御他領者賃錢并宿払等其時々相濟不申候

而者通行難成事ニ承知仕候処、新庄迄之御見

詰ヲ以右金代被渡下哉之事

右之通相伺候様從在所申来如此御座候、以上

六月十日

芳賀文之進

右兩条六月十日、差代永根竜太郎ヲ以差出候処、若老衆御物書

瀬戸長之進殿受取候由、右同人申聞候事

一 六月九日、安藝様御留主居へ御用之義有之、

即刻宅江可罷出旨孫兵衛殿御申之由、長沼文吉殿

分申来、指代鈴木順之進差出候由之処、用人

取込ニ付取次ヲ以別紙御書付壱通被相渡、如兼

而之御一統へ相通候様孫兵衛殿分被仰渡候段、

御同所類役鈴木源之允申聞候事

御一門衆留主居へ

覚

一 御家中士凡陪臣等壱統戎服肩印白

筋計相付候而者身分之階級無之候ニ付向

後左之通

一 御一家、准御一家、御一族之輩青色之総角

一 御家老金糸総角

一 若年寄銀糸同

一 大番頭格以上并永代着座之輩萌黄色同

一 一番頭格以上并永代御盃頂戴之輩赤色同

一 詰所已上黒色同

一 右総角何レも式寸程ニ仕、左右之肩白筋之

上江可相付候

一 詰所已下大番組已上右是迄之通白筋可

相付候

一 諸組士右是迄之白筋中頃壱寸赤ク可相

付候、士分御取扱之修験等可為同様候

一 凡下御扶持人右是迄之白筋中頃壱寸

黒ク仕可相付候 附士分ニ無之修験并大肝入、

肝入、検断等帯刀之者可為同様候

一 陪臣士分御取扱之者ニ右是迄之白筋中頃

壹寸宛式ヶ所江黒ク仕可相付候

右之通被 仰出候間早速相改候様如兼而之可被

相触候、以上

六月七日 要人 正親 土佐 但馬

筑後

御目付中

右之通被仰渡候段御目付桜田彦右衛門申聞候間

此段相達申候事 右六月十二日、氏家庄兵衛ヲ以

永根殿江下ス

(裏表紙)

「 安積権兵衛

宇和野孫右衛門

仮役 芳賀文之進

吾妻五左衛門

」

註

(1) 一三代仙台藩主伊達慶邦。

(2) 伊達邦直(弾正、英橋)。一門、玉造郡岩出山邑主。

(3) 仙台への出府。

(4) 岩出山家中、着座四番座、家禄三貫。

(5) 諱は直胤。岩出山家中、家禄一貫。当別移住後、農業修行のため、永根

含六らと東京の青山官園に官費留学。

(6) 岩出山家中、家禄一貫八四〇文。

(7) 悦之丞とも。岩出山家中。家禄一貫。

(8) 伊達慶邦継室八代姫(孝子)。水戸前藩主徳川齊昭女。安政三(一八五六)

年入輿。

(9) 一一代仙台藩主伊達齊義三女保子(慶邦の妹)。巨理伊達家当主伊達邦實室。

(10) 書札礼では敬称の書き方が身分によって区別されており、ここでは様を

様「えいさま」から次「びさま」に訂正している。

(11) 一一代仙台藩主伊達齊義側室。慶邦生母。

(12) 一〇代仙台藩主伊達齊宗側室。

(13) 口上書なしの口上の意か。

(14) 諱は直明、のち文之允。小姓頭、大番頭、出入司を経てこのとき若年寄、

維新後公議人、仙台藩権大参事。

(15) 明六つ(午前六時)。仙台藩では藩主が陸奥守だったのでそれを憚り「明

- 六つ」を明半時、「暮六つ」を暮半時といった。
- (16) 在所(岩出山)へ帰ること。
- (17) 岩出山伊達家家老、永代家老席、家禄五貫二九文。
- (18) 伊達数馬(邦規)、一門、江刺郡岩谷堂邑主。
- (19) 後藤孫兵衛(充康)、宿老、遠田郡不動堂邑主。
- (20) 伊達慶邦正室綱姫(備子)、鷹司政熙女、近衛忠熙養女。嘉永五(一八五二)年正月没。
- (21) 仙台藩主伊達家の菩提寺。四代綱村が創建。黄檗宗。
- (22) 諱は教敬。仙台藩奉行。一族。柴田郡村田邑主。
- (23) 栗原郡若柳の人。岡千仞と深く交わる。慶応四(一八六八)年五月朔日、白河にて戦死。
- (24) 岩出山家中(足軽)、家禄七〇〇文。
- (25) 賜目左近之介(貫一郎)。着座一番座、家禄七貫五七九文。
- (26) 小判や一分判を数えるときの助数詞。四切で一両。
- (27) 石田正親(廉直)、仙台藩奉行、着座、黒川郡大松沢邑主。
- (28) 佐々備中(資定)、仙台藩奉行、着座、伊具郡丸森邑主。
- (29) 下郡山下野(陳之)、仙台藩奉行、一族、宮城郡岩切邑主。
- (30) 片平大丞(前出)。
- (31) 大内筑後(基恭)、仙台藩奉行、一族、登米郡西郡邑主。
- (32) 愛宕神社。仙台総鎮守。
- (33) 書札札により殿を~~ん~~「ぐるどの」から~~ん~~「ばんでん」に訂正している。
- (34) 目付・徒目付の任務は双方とも監察であるが、その対象が異なり、前者は馬上を許されるが、後者は歩行のみであった。
- (35) 諱は道徳。維新後、伊達宗亮と改名。一家、亘理郡坂元邑主。
- (36) 松平(大河内)正質。下総大多喜藩主。
- (37) 岩出山家中、家禄一貫四〇〇文。
- (38) 鮎田四郎兵衛(如牛)、岩出山伊達家家老、永代家老席。一〇貫三七八文。
- (39) 稲葉正邦。老中、山城淀藩主。
- (40) 江戸留守居のこと。このときは大童信太夫。
- (41) 大内藤左衛門(前出)に同じ。
- (42) 岩出山伊達家家老、永代家老、家禄五貫一三九文。
- (43) 諱は實生。明治五(一八七二)年、相愛社を設立、印刷業を営み、翌六年東北新聞(のち仙台日日新聞、陸羽日日新聞)を発行、明治一二年、新聞のことで獄に繋がれ、獄中で死去。
- (44) 仙台藩において、町場に置かれ、伝馬等宿駅関係の仕事を統括する役。国分町の検断は米川家。
- (45) 三澤信濃(邦為)。一門、胆沢郡前沢邑主。
- (46) 旗本交代寄合席。初代一閔藩主田村宗良の四男顕寛を祖とする。
- (47) 幕府領と境を接する小野田本郷の軽井沢(加美郡小野田本郷)に寛永八(一八三一)年に設けられた番所。「奥州仙台領遠見記」(仙台領の地誌、

今野印刷株式会社、二〇〇一年）によれば軽井沢番所を警衛する二〇人の足軽が脇往還の両側に住居を構えた。降雪時、足軽らは同じく小野田本郷の門沢番所に移り、雪解け後の三・四月頃に軽井沢へと戻った。

- (48) 幕府領と境を接する寒風沢（加美郡宮崎村）に寛永政八（一六三二）年に設けられた番所。「奥州仙台領遠見記」によれば番所向かいには足軽の住居が都合一三軒あった。役人は降雪のため三、四月から一〇月までの勤仕であった。

- (49) 幕府領・新庄藩領と境を接する田代（加美郡宮崎村）に設けられた番所。寛永八（一六三一）年、薬師森に設置されたが、寛文九（一六六九）年、槻平に移転、ついで、貞享二（一六八五）年にはアケビ平に移転した。「奥州仙台領遠見記」によれば、足軽六人が居を構え警備にあたった。

- (50) 新庄藩領と境を接する尿前（玉造郡鳴子村）に寛永八（一六三一）年に設けられた番所。「奥州仙台領遠見記」には「海道北脇御番所は柵貫あり、此所海道へ蓋ふき四柱門を立、南脇ハ柴垣、山際又ハ百姓屋敷へ続たり、門に扉ありて常に夜ニハ扉ををさし、往還の者通る時は御番所より明て通し、昼ハ明置也」とある。

- (51) 諱は實廣。着座、加美郡宮崎邑主、のち可守と改める。慶応四年七月奉行就任。明治二年、贋金鑄造の罪で平士に降格。

- (52) 諱は常氏。着座、加美郡小野田邑主。

- (53) 諱は常質。大番士、加美郡谷地森邑主。父は、幕末、奉行として財政改

革を断行した芝多民部（常則）。父の罪で着座から大番士に降格、柴田郡村田から谷地森に知行地を移転。

- (54) 勘右衛門。岩出山伊達家家老、着座一番座、家禄四貫八〇〇文。

- (55) 石川大和（邦光）。一門、伊具郡角田邑主。

- (56) 岩出山家中（足軽）、一貫七〇〇文。

- (57) 前装式の洋式小銃。

- (58) 弾薬入れ。

- (59) ゲベル銃に改良を加えた前装式のライフル銃。ミニエー弾という独特の弾薬を使用。

- (60) 現在の仙台市青葉区中央二丁目。

- (61) 文三郎とも。岩出山家中、家禄一貫。

- (62) 東北地方に見られる全長が短く口径が広い形の火縄銃で、通し番号が付されていることからこう呼ばれた。

- (63) 但木土佐（成行）。仙台藩奉行、宿老、黒川郡吉岡邑主。明治二年、反逆首謀の罪により斬刑に処される。

- (64) 諱は常躬、秋山と号す。黒川郡大谷村に一〇〇〇石を領す。和歌をよくする。戊辰戦争時の記録として『日新録』がある。

- (65) 坂英力（時秀）。仙台藩奉行、一族、磐井郡黄海邑主。明治二年、但木土佐とともに反逆首謀の罪により斬刑に処される。

- (66) 徳子。廣幡基豊女、近衛忠房養女、慶邦の養嗣子で後の仙台藩知事伊達

宗教の正室。

(67) 近衛忠房、公家（摂家）、元関白、徳子の養父。

(68) 廣幡忠禮、公家（清華家）、基豊の子、徳子の実兄、武家伝奏・議奏等を歴任。

(69) のちの一四代藩主伊達宗基。

(70) 宇和島藩主伊達宗徳。

(71) 新政府の議定・外国事務局輔伊達宗城（前宇和島藩主（八代）次男、のちの仙台藩知事伊達宗敦。

(72) 川崎伊達家（一門、当主邦賢）の仙台屋敷ことか。

(73) 岩出山家中（足軽）、家禄七五〇文。

(74) 伊達藤五郎（邦成）。一門、巨理郡巨理邑主、邦直の実弟、維新後北海道有珠郡に開拓移住。

(75) 戸田定之丞。岩出山伊達家家老、着座四番座、家禄四貫二六七文。

(76) 中村宗三郎（宣静）。一家、栗原郡岩ヶ崎邑主、このとき若年寄、のち初代岩ヶ崎町長、宮城県会議員。

(77) 岩出山家中（大番組士）、五〇〇文。

(78) 藩主の生母や正室が移り住んだ御殿。

(79) 岩出山伊達家家老、着座一番座、家禄四貫一〇九文。

(80) 諱は幸欽。永代召出二番座。始祖は真田幸村と言われる。兵学家で西洋砲術に通じ、藩内に多くの門弟を抱えた。西洋砲術師範、近習目付等を

経てこのとき若年寄。

(81) 岩出山家中、家禄一貫文。

(82) 戊辰戦争の際、書生派の領袖として徹底抗戦を主張、戊辰戦争後は杉山台の開拓に従事、ギリシャ正教に帰依し下谷浅草教会の牧師となり、女子神学校長を務める。

(83) 諱は邦寧。一門、胆沢郡水沢邑主、維新後留守に復姓。

(84) 諱は行和。吉郎左衛門とも。近侍目付。後、若年寄、奉行に累進するも、明治二年の藩内抗争により切腹、家禄を没収される。

(85) 岩出山家中、着座四番座、家禄三貫三二八文。

(86) 湯山丹下。岩出山家中、着座五番座、家禄三貫六八文。

(87) 諱は成章。着座、遠田郡休塚邑主。戊辰戦争では、最後まで抗戦を唱えて、反逆首謀と目され、蝦夷地に亡命、榎本軍に投ずる。

(88) 諱は邦教。一門、登米郡登米邑主。

(89) 諱は盛房。一家首席、本吉郡松岩邑主、若年寄。維新後は松岩村長、歌人落合直文の実父。

(90) 諱は安富。はじめ恒之輔、維新後黒川郡長。

(91) 諱は祐休。着座、桃生郡根古邑主。

(92) 諱は胤元。一門、遠田郡涌谷邑主。維新後巨理に復姓。

(93) 諱は隆教。一代涌谷伊達家当主義基の二子、伊達安藝胤元の叔父、維新後村岡と改姓。

- (94) 泉田志摩（基光）。一家、磐井郡薄衣邑主、若年寄。
- (95) 岩出山家中、着座一番座、家禄五貫五八六文。
- (96) 愛宕神社と地続きにある別当寺院大満寺。虚空蔵堂がある。
- (97) 諱は景範。一家、桃生郡鹿又邑主。世良修蔵暗殺を指揮。
- (98) 諱は衡實。一族、黒川郡大松沢邑主。維新後仏門に入り戊辰殉難者の菩提を弔う。
- (99) 諱は邦憲。一家、刈田郡白石城主。
- (100) 諱は恒信。一家、伊具郡小齋邑主。
- (101) 諱は敬元。一家、志田郡松山邑主。
- (102) 岩出山家中（足軽）、家禄七〇〇文。
- (103) 諱は英直。一族、桃生郡小船越邑主。
- (104) 諱は意利。一家、柴田郡船岡邑主。
- (105) 助五郎とも。岩出山家中、家禄二貫二二一文。
- (106) 太政官は新政府の最高決定機関。総裁・議定・参与からなる。太政官代は仮の太政官で二条城に置かれた。
- (107) 内国事務局。
- (108) 岩倉具視。議定、公家（半家）。
- (109) 太皇太后・皇太后・皇后の三后に准じた皇族・貴族の称号。このとき准后だったのは鷹司政通・一条忠良・淑子内親王。
- (110) 三條実美。副総裁、公家（清華家）。
- (111) 坊城俊政。公家（名家）。内外庶務の受付をつかさどる弁官は右弁官と左弁官に分かれ、右中弁は右弁局で右大弁につぐ。
- (112) 総裁・議定とともに新政府の三職と呼ばれる。下級公家や諸藩の代表者が任命され、参与会議は下の議事所と呼ばれた。
- (113) 前宇和島藩主（七代）伊達宗紀。
- (114) 一関藩主田村邦榮。
- (115) 閑院宮家家司。
- (116) 蔀とも。岩出山家中、家禄二貫四七〇文。
- (117) 近衛家諸大夫。
- (118) 近衛家諸大夫。
- (119) 「前左府」は近衛忠熙、「新左府」は近衛忠房。
- (120) 廣幡家諸大夫。
- (121) 廣幡家諸大夫。
- (122) 宇和島藩家老。
- (123) 宇和島藩家老。
- (124) 非蔵人。この年二月二〇日に弁事掛に任命されている。
- (125) 徳大寺實則。議定、公家（清華家）、西園寺公望の実兄。
- (126) 岩出山家中、家禄二貫一〇〇文。
- (127) 岩出山家中、家禄一貫五〇〇文。
- (128) 下郡山弥五左衛門。岩出山家中、家禄三貫三九八文。

(129) 岩出山家中（足軽）、家禄四八七文。

(130) 岩出山家中、家禄四貫三七七文。

(131) 非藏人。この年二月二〇日、参与職弁事に任命されている。

(132) 岩出山家中（足軽）、四四〇文。

(133) 岩出山家中（足軽）、家禄七〇〇文。

(134) 澤為量。奥羽鎮撫副総督、公家（半家）。

(135) 諱は寛良。着座、加美郡中新田邑主。

(136) 石母田但馬（頼至）。一族、栗原郡桜目邑主、このとき若年寄。

(137) 伊達主殿（邦賢）。一門、柴田郡川崎邑主。

(138) 諱は秀博。名取郡茂庭邑主、亘理伯耆清胤（一家、佐沼邑主）二子。

(139) 福羽美静。参与神祇事務局判事、津和野藩士。

(140) 若林城跡。若林城は伊達政宗が寛永五（一六二八）年の仙台築城に造営。

政宗は日常の居所としたが、彼の死後廢された。城跡には薬園が造られ、四代藩主綱村によって「小泉屋敷」という別荘が建てられた。

(141) 榴岡の伊達家墓所。

(142) 黄檗宗の寺院。元禄九（一六九六）年、四代藩主伊達綱村が加美郡黒澤村にあった安養寺の宝物および本尊の釈迦牟尼仏を移して創建。綱村夫人仙姫の菩提寺。仙台藩一門格寺院。

(143) 臨濟宗の寺院。弘安六（一七八三）年、伊達政依により桑折に創建。慶

長六（一六〇一）年、岩出山から北山に移転。北山五山の筆頭。一門各

寺院。

(144) 延暦二〇（八〇二）年、坂上田村麻呂が宇佐八幡宮を勧請して水沢に創建。

大永七（一五二六）年、奥州管領大崎氏が自領の田尻に遷祀して大崎八幡宮と称した。天正一八（一五九〇）年の大崎氏滅亡後、伊達政宗が岩出山に神体を遷したが慶長七（一六〇七）年の仙台開府にともない、城の北西の高台に遷した。

(145) 蕃山とも。城の西方にある標高三五〇メートルあまりの山。伊達政宗が唐の詩人韓愈の「送李愿帰盤谷序（李愿の盤谷に帰るを送るの序）」の「一節「谷盤之間泉甘而土肥（谷盤の間泉甘くして土肥ゆ）」にちなんで名付けた。この山の麓にある臨濟宗大梅寺は瑞巖寺の中興雲居が終焉の地と定めて創建した寺で、禅宗の古道場として知られ、伊達家代々の藩主が禅をとつたとされる。

(146) 片平にあった本光院の屋敷。慶応四年五月三日、ここに奥羽列藩の代表が集まり会議が開かれた。また維新後には議事局が置かれた。

(147) 白河上野（邦親）。一門、栗原郡真坂邑主。

(148) 紙製の火薬筒。

(149) 管（雷管）か。

(150) 給主組は平士のうちの一。給主組士は仙台城下に居住する者と要衝に配備される者（在郷給主）とに分かれ、後者は大身の家中に配属され御預給主と呼ばれた。

(151) 藩から大身の家中に配属された足軽。

られ、洋砲教師を命じられる。

(152) 米沢藩主上杉齊憲。

(153) 九條道孝。奥羽鎮撫総督、公家（棋家）。

(154) 大山綱良。奥羽鎮撫総督府下参謀、薩摩藩士、のち鹿児島県令。明治一

〇年の西南戦争にて西郷軍に協力したとして長崎で斬刑に処される。

(155) 奥羽鎮撫総督府下参謀、長州藩士。この年間四月二〇日、福島にて仙台藩士によって暗殺される。

(156) 奥羽鎮撫総督九條道孝、副総督澤為量、上参謀醍醐忠敬。

(157) 岩出山家中（足軽）。家禄七五〇文。

(158) 兵庫津切戸町。

(159) あばたの異称。

(160) 諱は為泰。着座、宮城郡蒲生邑主、このとき若年寄。戊辰戦争後、奉行に累進するも藩内抗争に敗れ、切腹を命じられる。

(161) 岩出山家中（足軽）、家禄四八七文。

(162) 諱は頼親。一家、栗原郡鷺沢邑主。慶応四年七月一日、新庄にて戦死。

(163) 岩出山家中、家禄二貫二〇〇文。

(164) 詰所は仙台藩の大番士が仙台城に登城した時に詰めている所で、上から召出・虎之間・中之間・広間の順。ここに詰めることのできる藩士を「詰所以上」という。

(165) 砲術家。片倉家の臣であったが、安政三年四月、本藩大番士に取り立て

岩出山伊達家の戊辰戦争——吾妻家文書「奉宿若御用留」を読む——
東北アジア研究センター叢書 第53号

2014年11月14日発行

編者 友田昌宏・菊地優子・高橋 盛
発行者 東北大学東北アジア研究センター
〒980-8576 仙台市青葉区川内41
印刷 (株)東北プリント
〒980-0822 仙台市青葉区立町24-24

ISBN 978-4-901449-94-6

